



那須塩原市環境基本計画



(改訂版)



平成20年3月（策定）

平成24年3月（改訂）

那須塩原市

－ は じ め に －



私たちの暮らしは、文明の発達とともに、その快適性や利便性が飛躍的に向上しています。

しかしながら、その一方では、大量生産・大量消費という社会経済活動は、地域的には自然や生態系の破壊、廃棄物の不法投棄、河川の水質汚濁等の問題を、広域的には地球温暖化やオゾン層の破壊等、地球規模の問題をもたらし、今日の環境をめぐる状況は年々厳しさを増しています。加えて、平成23年3月に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広範囲にわたり放射能汚染という甚大な被害をもたらし、大きな環境問題のひとつとなっております。

これらの諸問題は、豊かさを追求した私たちのライフスタイルのあり方が大きな原因として考えられ、その根本的な解決を図るためには、環境問題において私たちは、被害者であると同時に加害者でもあるということ強く認識する必要があります。

私たちは、ライフスタイルを今一度見つめ直し、先人から引き継いだ那須塩原市のこの豊かな自然環境を、今度は私たちが後世へと引き継ぐ責任があります。ひいては、地域からこの美しい地球を将来にわたって守り抜くことに貢献することになります。

このような認識の下、本市は平成20年3月に「那須塩原市環境基本計画」を策定し、推進しているところです。この計画は、本市の環境の保全及び創造に関する施策を推進するにあたって最も基本となる計画です。また、「第1次那須塩原市総合計画」で掲げる「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」の将来像の実現を環境面から推進するものですが、この度、総合計画・後期計画の策定に伴い、本計画の時点修正を中心に、内容の一部の改訂を図りました。

今後とも、市民、事業者及び行政の連携を図りながら、この計画で定めた環境配慮行動指針等を効果的かつ積極的に推進し、計画の実行に努めていきたいと考えています。

平成24年3月

那須塩原市長

阿久津寛二

那須塩原市環境基本計画 目次

第1部 基本構想

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の役割	2
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の構成	4
第5節 各主体の責務と役割	5
第6節 計画の対象範囲	6
第7節 計画の期間	6
第2章 那須塩原市の姿	7
第1節 位置、面積	7
第2節 人口	8
第3節 産業	9
第4節 土地利用状況	12
第3章 那須塩原市の環境の現状	13
第1節 環境の主な現状と課題	13
第2節 環境に関する市民と事業者の意識	28
第4章 基本理念の具体化	38
第1節 基本的な考え方	38
第2節 那須塩原市の将来像	39
第3節 望ましい環境像	39
第4節 計画の推進方針	41

第2部 基本計画

第1章 計画の展開	43
第2章 環境配慮施策	44
第1節 自然環境の保全	45
第2節 公害の防止・放射能対策の推進	50
第3節 資源の循環的利用	56
第4節 快適な生活空間の創出	60
第5節 地球環境の保全	65
第6節 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進	69
第3章 重点施策	73
第4章 特定課題（放射能対策の推進）	81
第5章 計画の進行管理及び推進	82
第1節 計画を進行管理し、推進するための組織	82

第2節	計画の推進体制の整備	83
第3部 環境配慮行動指針		
第1章	環境配慮行動指針の基本的事項	84
第1節	環境配慮行動指針の目的	84
第2節	環境配慮行動指針の設定における基本方針	84
第2章	主体別環境配慮行動指針	85
第1節	市民の行動指針	85
第2節	事業者の行動指針	91
第3節	市の行動指針	99
第4部 地域別環境配慮指針		
第1章	地域別環境配慮指針の基本的事項	104
第1節	地域別環境配慮指針の目的	104
第2節	地域設定の考え方	104
第2章	地域別環境配慮指針	107
第1節	市街地エリア	107
第2節	フロンティアエリア	109
第3節	農業・集落エリア	112
第4節	山間・観光エリア	115
資料編		
◇	那須塩原市環境基本計画策定経過	119
◇	那須塩原市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント（意見募集）	122
◇	諮問・答申	123
◇	那須塩原市環境審議会委員名簿	125
◇	那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員名簿	127
◇	那須塩原市環境基本条例	128
◇	用語解説	132

第 1 部 基本構想



那珂川・那須疏水公園付近

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市は、広大な森林と那須野ヶ原に育まれた緑、北には那珂川、南には箒川、そして両河川に連なる多くの支流が流れるなど豊かな自然環境に恵まれています。しかし、近年、生活排水による公共用水域の水質汚濁、宅地化に伴う地域環境の変化による騒音、悪臭等のトラブル、廃棄物の排出量増加、不法投棄、森林の荒廃や平地林の減少などの問題が起きています。さらに広域的な課題としては、地球温暖化など地球規模の問題も生じており、環境問題は生活環境や自然環境といった分野を越え、広範多岐にわたっています。一方では、環境保全に対する市民の関心は高まり、安全で快適な質の高い環境づくりが求められています。

本市は、このような状況の中、環境行政を総合的に執行することを目的に那須塩原市環境基本計画を策定しました。

本計画は、那須塩原市環境基本条例に定める基本理念の実現に向けて、同条例第8条で定める「市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めるものとする。」の規定に基づき、環境関連施策を体系化するとともに、市民、事業者及び市が一体となって環境の保全と創造を進めるための指針を示すものです。

環境基本条例に定める基本理念（第3条より引用）

- 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるような多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、環境の復元力に限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。
- 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

第2節 計画の役割

本計画では、環境に関連する諸問題を解決するため、地域的・広域的視点に立った環境の現状・課題の分析を通じて、那須塩原市としての環境像とその実現化のための取組内容を明らかにし、環境配慮のための行動指針や地域別の環境配慮指針を示します。

● 基本理念を具体的に明らかにします。 ⇒ 第1部 基本構想

本計画は、環境の保全と創造に向けた那須塩原市の基本理念を、市民、事業者及び市が共通して目指すべき市の「望ましい環境像」として具体化するとともに、その環境像の実現に向けた「計画の推進方針」を明らかにします。

● 環境像を実現するための取組内容を明らかにします。 ⇒ 第2部 基本計画

「環境項目」ごとの「目標」に基づき、取り組むべき「施策」を掲げます。特に重要で緊急性を要し、計画期間中に特に先導的な役割を果たす施策を「重点施策」として明らかにします。

また、新たに生じた環境問題のうち、大きな影響を及ぼしている問題については、「特定課題」として、その対処方針等を掲げます。

● 市民、事業者及び市の行動指針を明らかにします。 ⇒ 第3部 環境配慮行動指針

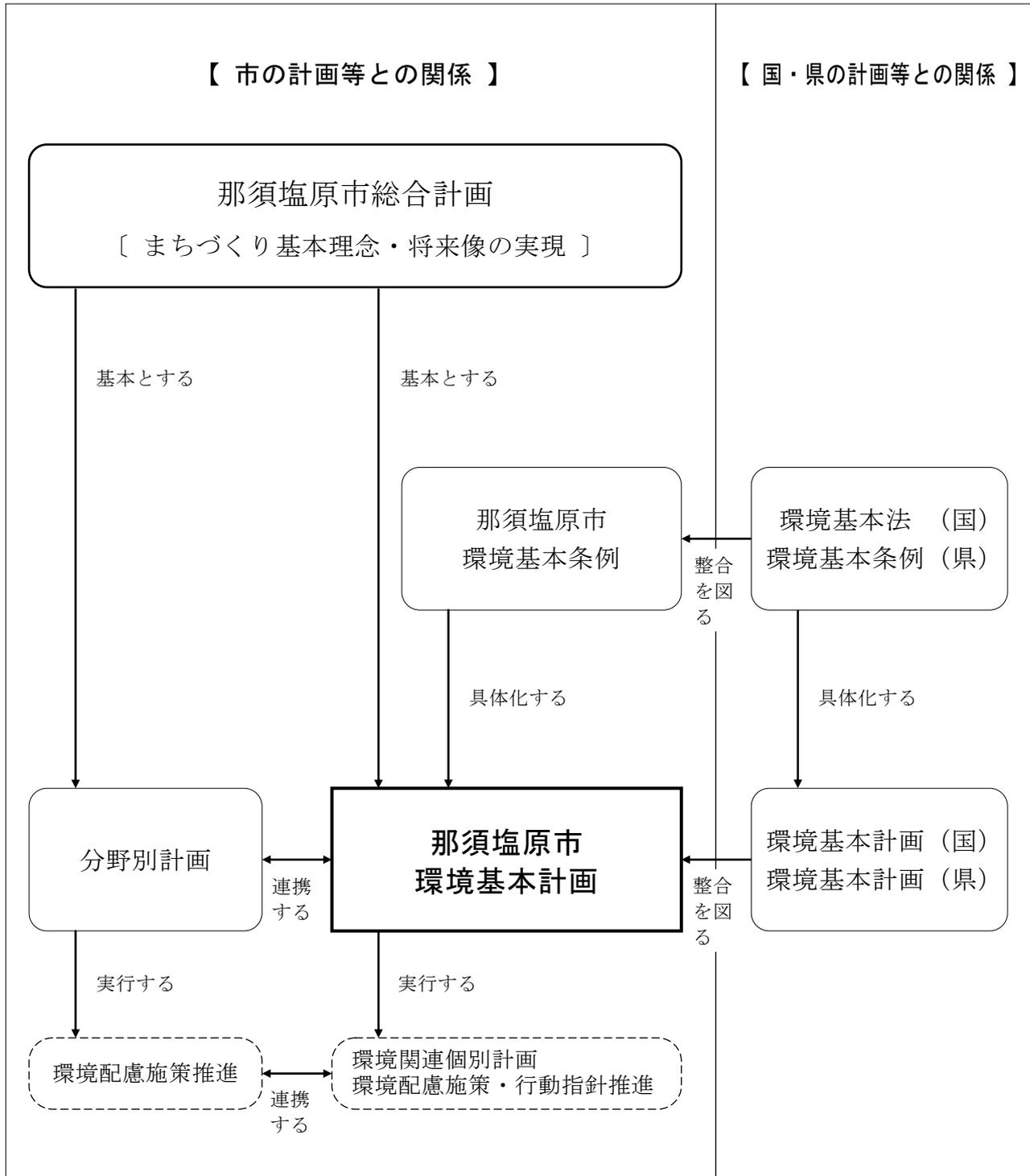
私たちが将来にわたって、より良い環境の中で生活ができるよう、環境に配慮したまちづくりを進めるため、市民、事業者及び市がそれぞれの立場において環境保全に努め、行動を展開していくための「環境配慮行動指針」を明らかにします。

● 地域特性を考慮した地域別の環境配慮指針を明らかにします。 ⇒ 第4部 地域別環境配慮指針

自然・景観等の環境資源の現況や都市部と農村部の在り方など、地域の特性を考慮しながら、地域の環境づくりの方向とそれを実現するために、市民、事業者及び市が一体となって配慮すべき「地域別環境配慮指針」を明らかにします。

第3節 計画の位置付け

本計画は、本市の環境の保全及び創造に関する施策を推進するための最も基本となる計画です。また、環境に係る分野別計画や各種施策・事業を推進するための方針を示し、第1次那須塩原市総合計画に掲げる基本政策及び基本施策を環境面から推進するものです。

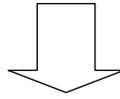


第4節 計画の構成

本計画は、次のとおり4つの部で構成しています。

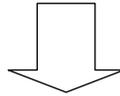
第1部 基本構想

- 第1章 計画の基本的事項
- 第2章 那須塩原市の姿
- 第3章 那須塩原市の環境の現状
- 第4章 基本理念の具体化



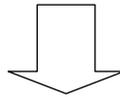
第2部 基本計画

- 第1章 計画の展開
- 第2章 環境配慮施策
- 第3章 重点施策
- 第4章 特定課題
- 第5章 計画の推進及び進行管理



第3部 環境配慮行動指針

- 第1章 環境配慮行動指針の基本的事項
- 第2章 主体別環境配慮行動指針



第4部 地域別環境配慮指針

- 第1章 地域別環境配慮指針の基本的事項
- 第2章 地域別環境配慮指針

第5節 各主体の責務と役割

本計画に掲げる目標の達成に向けて、市民、事業者及び市が適切な役割分担の下、相互に連携し、協力しながら取組を進めていきます。

市民として...

● 責務

環境の保全のため、日常生活に伴う環境の負荷の低減に努めます。

環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

● 役割

環境問題は日常生活に伴う環境への負荷が集積して発生していることを認識し、一人一人が環境負荷低減に取り組みます。また、市や事業者などが行う環境保全活動に協力及び参画します。

事業者として...

● 責務

事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適切に保全するために必要な措置を講じます。また、その事業活動に係る製品その他の物の使用及び廃棄による環境への負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めます。

環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

● 役割

公害の未然防止のみならず、事業所内や周辺地域の環境の質を高める活動や市、市民などが行う環境保全活動に協力及び参画します。

市として...

● 責務

環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を実施します。

● 役割

市民、事業者の自発的な環境負荷低減活動を支援します。

市民、事業者及びその他の自治体などと協働、連携し、環境の保全などに関する取組を推進していきます。また、自治体としての役割のみでなく、自らを市内の大きな一事業者と認識し、率先して施策に基づいた計画的な取組を実施します。

第6節 計画の対象範囲

本計画は、対象範囲を、那須塩原市環境基本条例第7条で定める「次に掲げる事項を旨として、施策相互の調整を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。」の規定に基づき、次の事項に大別し、現状・課題分析を行っていますが、基本計画においては、これらの事項を踏まえた上で必要に応じて設定した「望ましい環境像」の項目ごとに6つの「環境項目」を定め、取り組むべき環境関連施策を総合的に展開するように区分します。

なお、必要に応じて、計画の内容について見直しを行うこととします。

● 自然環境

野生動植物種の保護その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。

● 生活環境

大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、特に喫緊の課題である放射能対策を講じることにより、市民の健康被害を未然に防止するとともに、生活環境を保全すること。

● 快適環境

人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、那須塩原市の自然環境及び歴史的・文化的な所産の保全に努め、良好な景観の形成を図り、質の高い環境を創造すること。

● 広域環境

廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を推進するとともに、環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築し、地球環境保全に貢献すること。

第7節 計画の期間

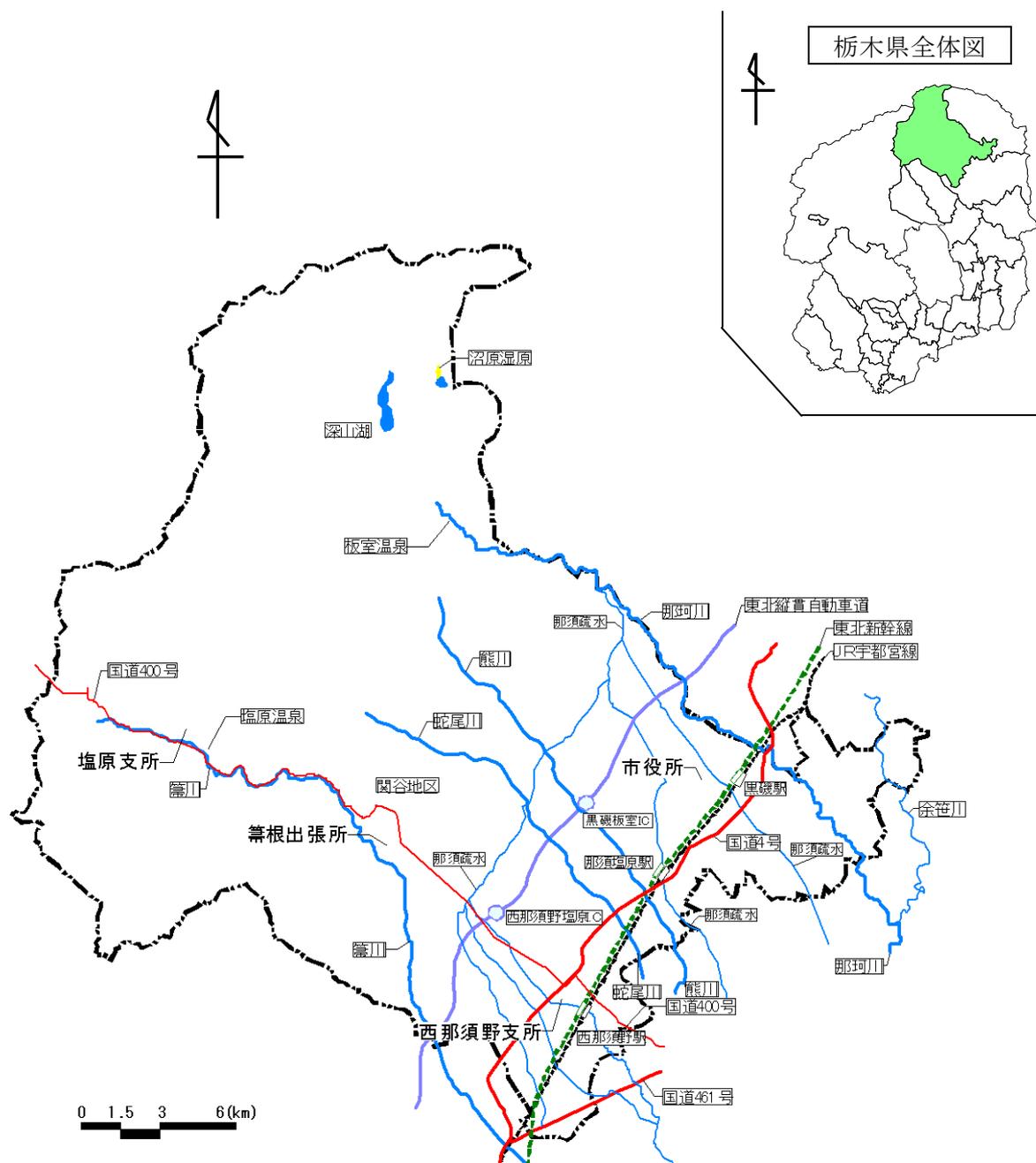
本計画の期間は、平成20年度から平成28年度までの9年とします。

なお、本改訂版において、計画の進行過程において施策などの達成状況を検証し、社会状況の変化、科学技術の進展などに応じて第1次那須塩原市総合計画・後期計画の策定に合わせて、「第2部 基本計画」（指標値等）を中心に内容を時点修正しました。

第2章 那須塩原市の姿

第1節 位置、面積

那須塩原市は、栃木県の最北端に位置し、東西36.4km、南北35.3km、総面積592.82km²、首都東京から約150km、県庁所在地の宇都宮市から約50kmの距離にある複合扇状地の那須野ヶ原に広がる高原都市です。

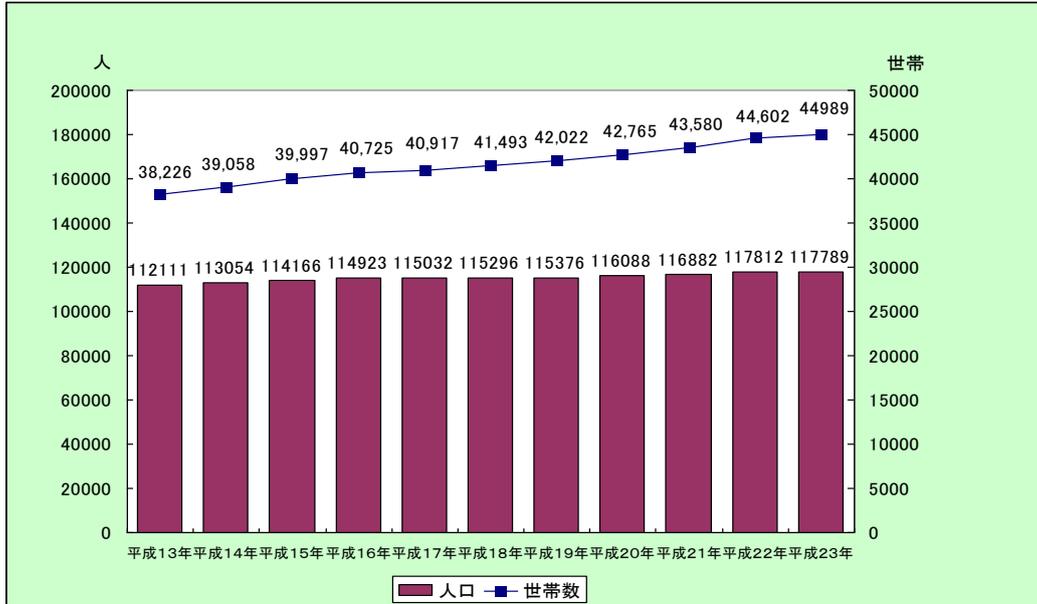


【 那須塩原市の位置 】

第2節 人口

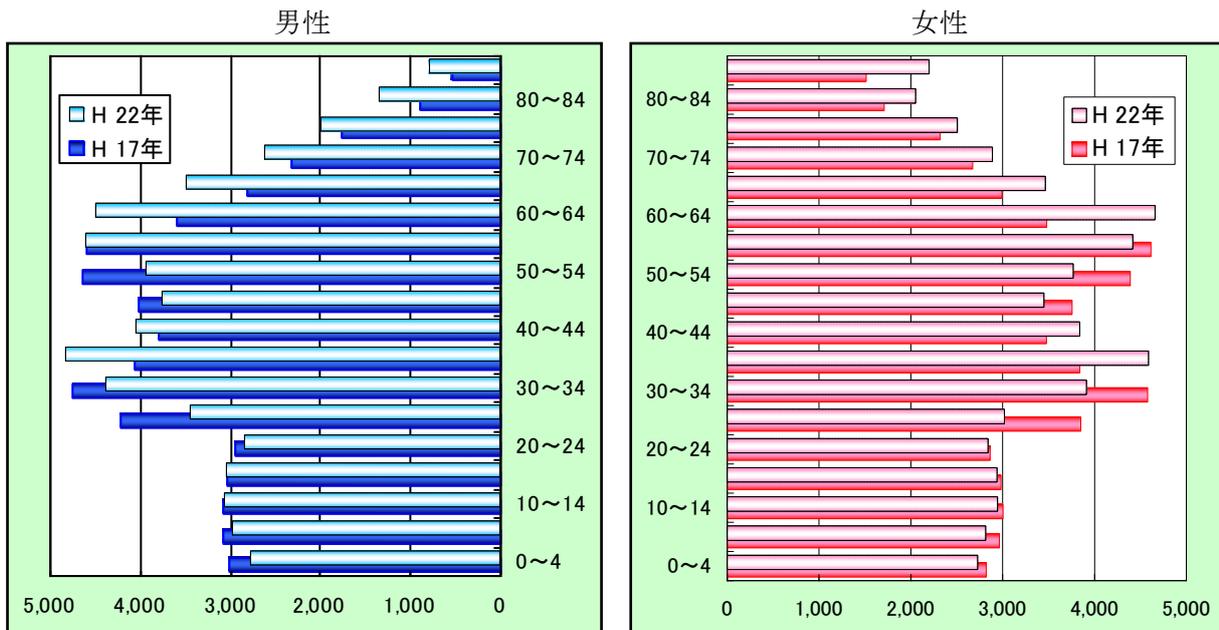
本市の人口・世帯数は増加傾向にあり、現在11万人を超えています。増加率は毎年約1%で推移しています。1世帯当たりの人員は、2.9人（平成13年）から2.6人（平成22年）と減少傾向にあります。

【 人口の推移 】



各年10月1日現在
資料：栃木県毎月人口調査報告書

【 年齢階層別人口 】



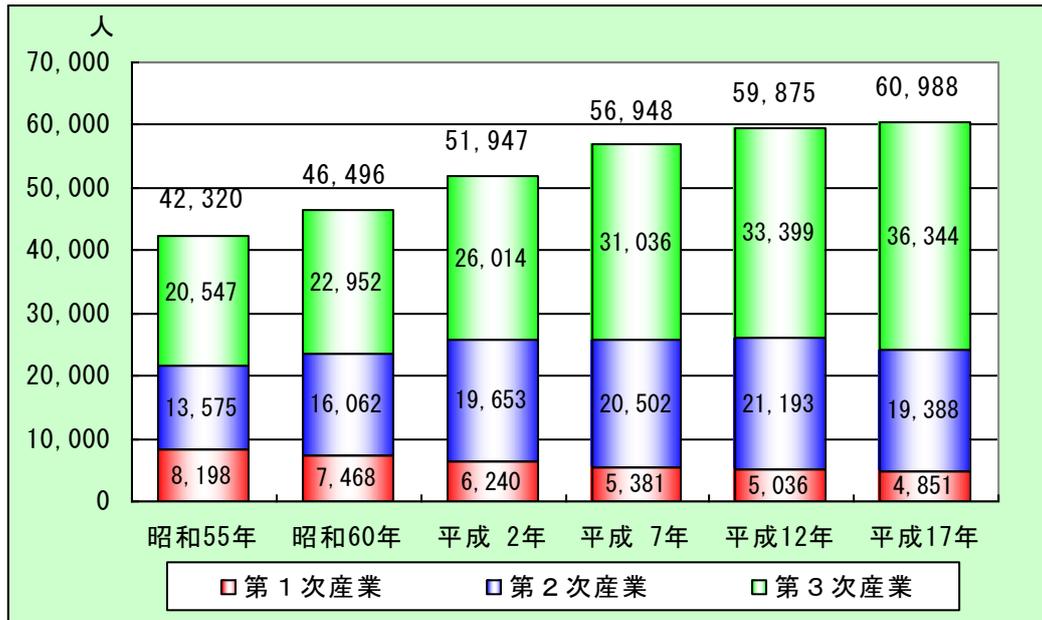
平成22年10月1日現在
資料：那須塩原市統計書

第3節 産業

1 産業別就業者数

本市の産業就業者数は、増加しています。内訳では、第1次産業の割合は減少し、第3次産業の割合が増加しています。

【 産業別就業者数（15歳以上）の推移 】



各年10月1日現在
資料：国勢調査

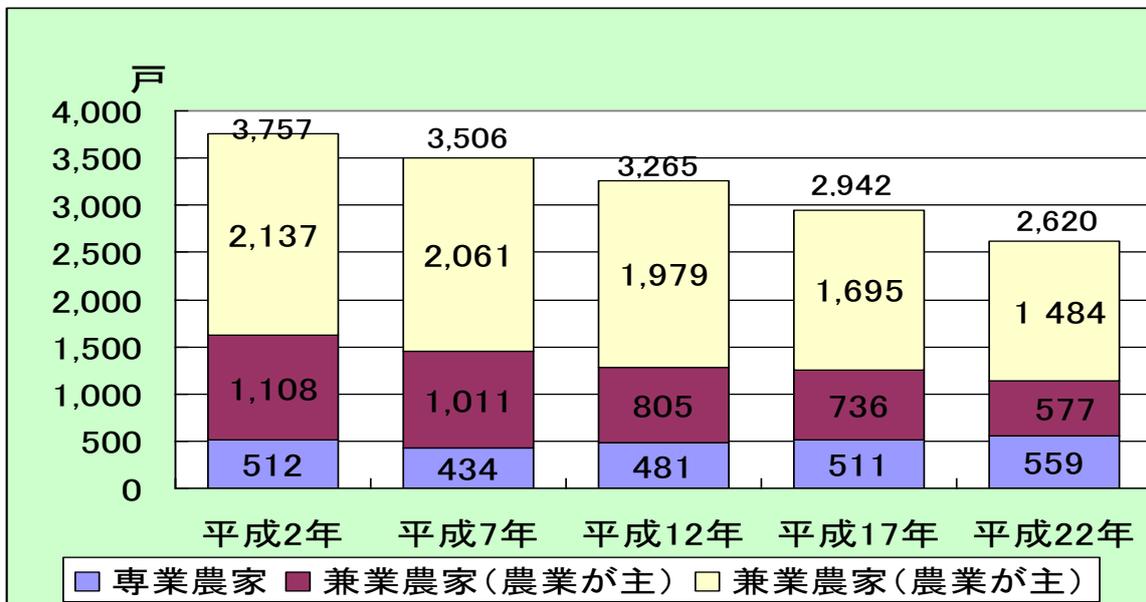
- ※ 第1次産業・・・農業、林業、漁業
- 第2次産業・・・鉱業、建設業、製造業
- 第3次産業・・・電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、
卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、
サービス業、公務（他に分類されないもの）

※ 総数には分類不能の人数も含まれます。

2 農業

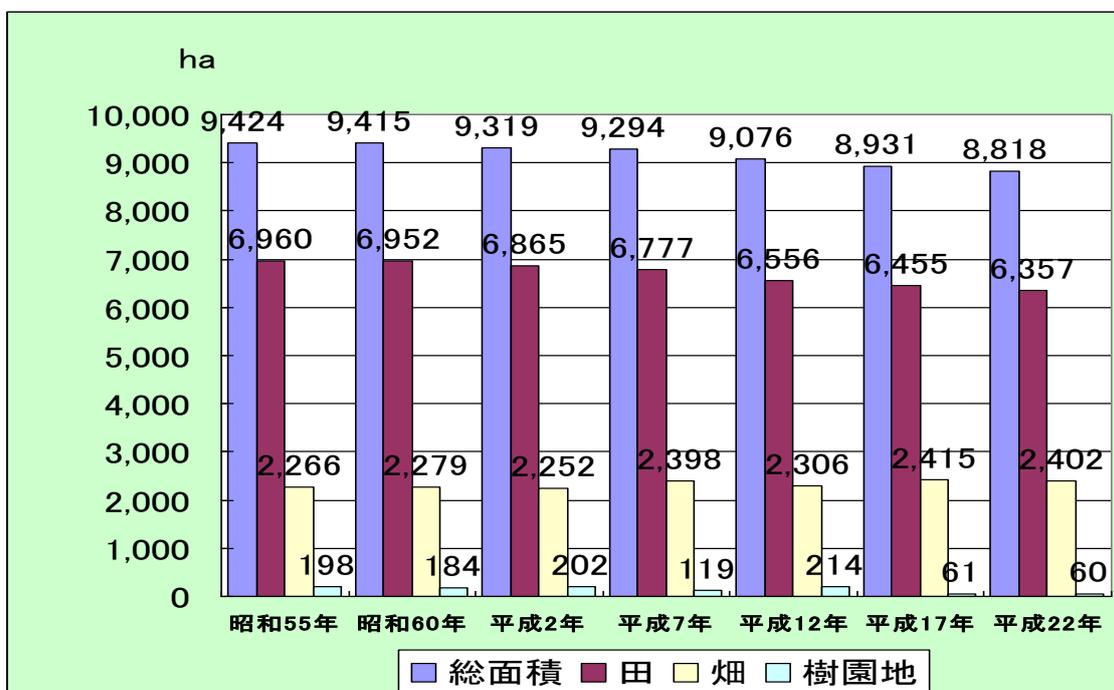
本市の全農家数は、平成2年の3,757戸から平成22年の2,620戸と、減少傾向にあります。経営耕地面積についても減少傾向にあります。

【 専業・兼業別農家数の推移 】



各年2月1日現在
資料：農林業センサス

【 経営耕地面積の推移 】

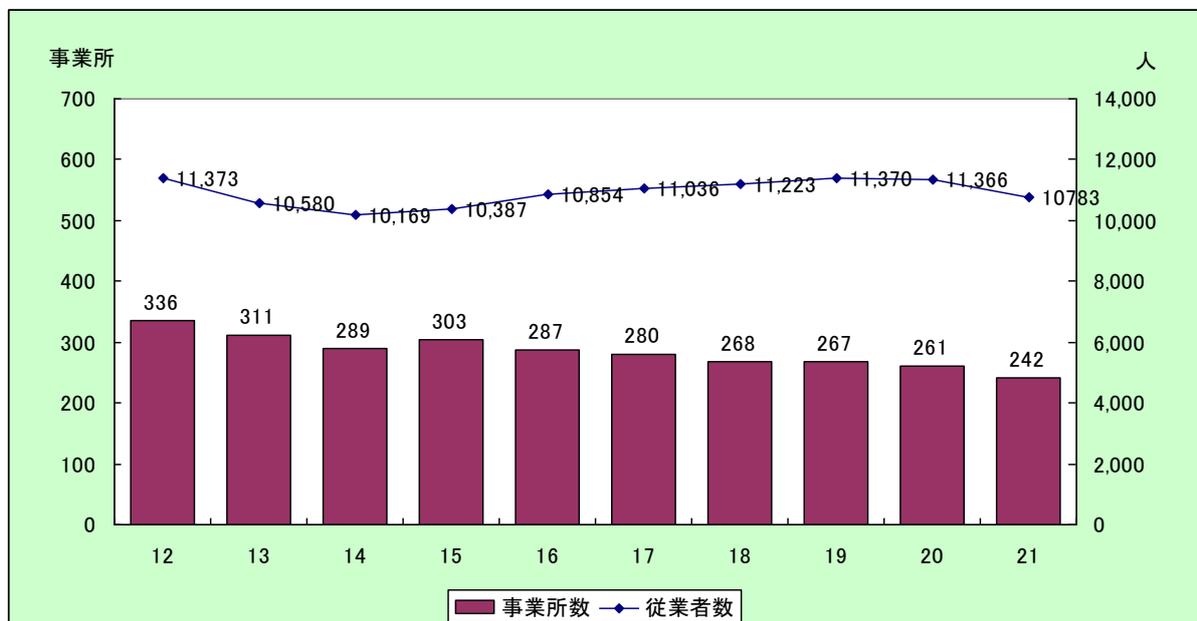


各年2月1日現在
資料：農林業センサス

3 工業

近年の本市の工業分野の事業所数は減少、従業者数は横ばいの傾向にあります。

【 事業所数・従業者数の推移（従業者4人以上の事業所） 】

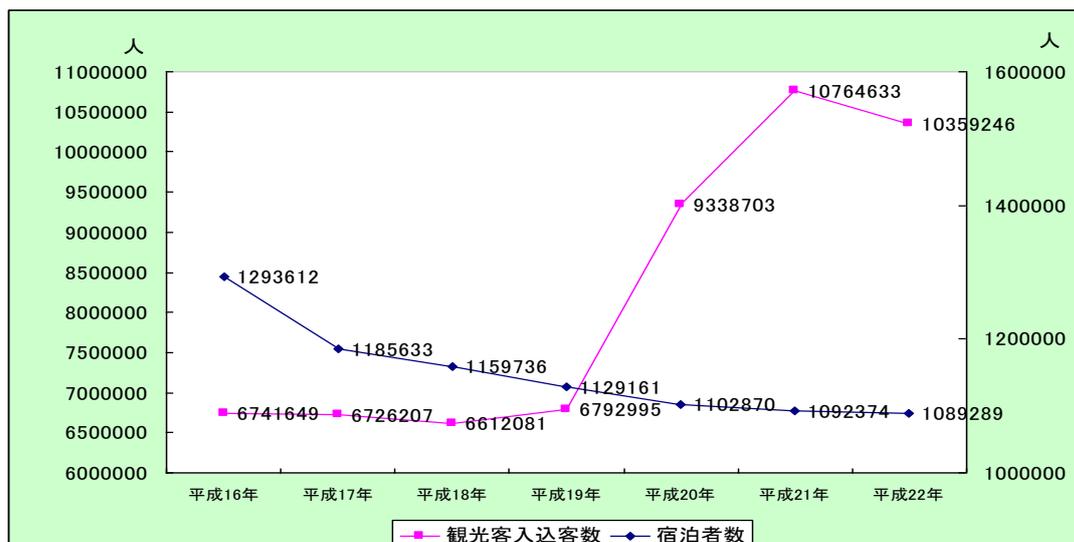


各年12月31日現在
資料：工業統計調査

4 観光

近年の本市の観光客入込者数は増加、宿泊者は減少の傾向にあります。

【 観光客入込者数・宿泊者数 】



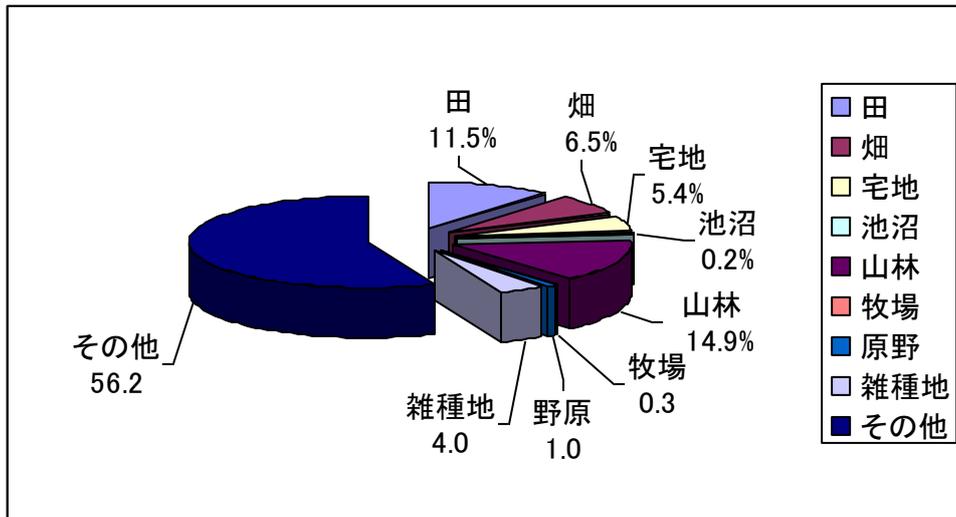
各年1月1日から12月31日までの1年間の推計値
資料：栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査

第4節 土地利用状況

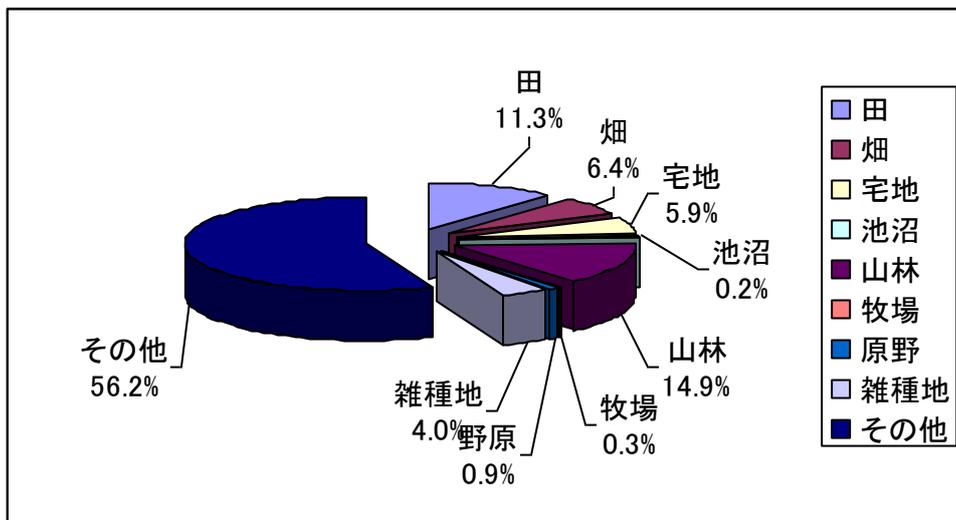
本市の地目別面積は、現在「山林」が一番広い面積を占めており、次に「田」「畑」と続いています。「田」「畑」は減少の傾向が見られます。「宅地」は増加の傾向が見られます。市街化や宅地化が進んでいることがうかがえます。

【 地目別面積の推移 】

平成16年



平成22年



各年1月1日現在
資料：固定資産概要調書

※その他は、墓地、境内地、用悪水路、保安林、公衆道路等を示す。

第3章 那須塩原市の環境の現状

第1節 環境の主な現状と課題

1 自然環境

(1) 野生動植物種

本市は、広大な那須野ヶ原の北西一帯を占め、西部は日光国立公園に属するなど豊かな自然と生態系を有した地域となっています。市の北西部の山岳部を中心として希少な野生植物種や植物群落が多く確認されています。また、本市の豊かな森林、水辺環境などのさまざまな環境において、生態系における高次消費者である猛禽類（タカ類やフクロウ類）をはじめ多くの希少野生動物種が確認されています。

一方、平野部では農地や平地林の宅地への土地利用の転換が進み野生動植物種の生息地・生育地が脅かされ、また、農村地域においては高齢化に伴う農林業活動の減少により耕作地や里山林の消失や荒廃による生態系への影響が懸念されています。その結果として、野生動物種が平野部に現れ、農作物に被害を与えるような問題も発生しています。

加えて、本来地域に生息・生育しない外来種の増加により、地域固有の生態系への影響が懸念されています。

野生動植物種が生息・生育しやすい環境を守ることは、自然から様々な恩恵を受けている人間の営みを守ることであります。特に、希少野生動植物種の保護に向けて自然保護意識の高揚を図る必要があります。また、希少野生動植物種の保護を図るために調査・研究を推進し、地域の特性を考慮した計画的な保全対策が必要です。

また、増えすぎた野生動物種や外来種の適切な個体数管理や駆除が必要です。

(2) 森林

本市は、県内でも特に自然環境に恵まれた地域です。北西部の山地は那須連山の一部をなす山々が連なり、広い面積を自然林が占めています。日光国立公園に属する優れた景観の山岳林は、温泉利用とともに観光地ともなっています。また、那須野ヶ原には、アカマツ林やコナラ、クヌギを主とした二次林が広がっています。植林地や雑木林、農地、宅地が混在しており、中央部の開墾地では広大な畑地、牧草地や水田などが広がり、地域を代表する景観を形成しています。

森林は、水の恵みを与えてくれる水源かん養、土砂流出・山地崩壊防止など自然災害の抑制、地球温暖化の原因である二酸化炭素の吸収、野生動植物種の生息・生育場所の確保、さらには、私たちに安らぎや、憩いの場を与えてくれる欠かすことのできない保健休養機能など様々な公益的機能を果たしています。

本市の特徴でもある平地林は、以前は生活・生産林として活用されていましたが、現在では十分な管理がされていないものが多く、市街地周辺での無秩序な宅地化や産業廃棄物処理施設の集中的な立地など、多様な開発による伐採も進んでいます。その結果、長年維持されてきた環境の変化や消失により、そこに生息・生育する野生動植物種にも影響を及ぼしています。また、スギ、ヒノキなどの人工林も、林業従事者の減少などにより荒廃が進み、野生動植物種の

生息・生育に影響を及ぼしています。

このようなことから、森林は、水源かん養機能、気候緩和機能や二酸化炭素の吸収源、野生動植物種の生息・生育場所などの公益的機能を有し、本市の貴重な資源であるため適切に保全・活用する必要があります。

(3) 水辺

豊かな自然に育まれた本市には、北部に那珂川が、南部に箒川、さらには両河川に連なる多くの支流が流れており、また、湿原や湧水地等の貴重な湿地も存在します。これら河川や湿地の水辺及び周辺の森林は、野生動植物種の生息・生育場所、移動経路のほか、農業に不可欠な資源の提供、水の供給、憩いの場の提供など、多くの重要な役割を果たしています。また、本市には沼ッ原湿原や塩原溪谷など地域を代表する環境学習や観光資源として優れた水辺環境があり、適切な利用と保全が望まれます。

しかし、従来の治水・利水工事による人工的護岸が残り生物多様性が失われている箇所が見受けられます。大きな河川だけではなく、農業用水路を含めた小規模な水路での環境への配慮も必要になってきています。

また、河川や湖沼への外来種の放流などにより、より広い範囲での在来の水生生物への影響も危惧されています。

水辺環境を保全するためには、水とふれあう場所づくりや親しみのある水辺の創出、水辺空間の活用を行い、水辺への愛護意識を高めることが大切です。

河川等の整備においては、防災機能と自然環境のバランスを図りながら整備を進めていく必要があります。今後も、自然環境に配慮した多自然型水辺づくりの推進により、水辺の保全の一層の充実が求められています。

(4) 農地

本市の農業は、広大で平坦な地形的特性や恵まれた自然環境を生かした酪農や水稲、麦作等により発展してきました。平成18年度における農業産出額は全国で第24位（県内第1位）、生乳産出額は全国第4位（本州第1位）と、農業が盛んです。また、農家1戸当たりの経営耕地面積は2.6haと、県内随一となっています。

これらの農地は、食糧生産の場であると同時に、野生動植物種の生息・生育場所として、また、保水機能、地下水かん養、気候緩和など、自然環境や生活環境の保全にも役立っています。特に農地を含む里地里山地域は、人間が生産活動に利用することにより維持されてきた生物多様性が豊かな場所で人が自然と身近にふれあえる大切な場所であるといえます。

しかし、近年の農産物の自由化や農業の後継者不足など産業構造の変化に伴う耕作放棄地の増加により、野生動植物種の生息・生育環境も変化しています。また、農地の土地利用の転換により、市の特色である沿道景観や田園風景、豊かな自然環境が失われつつあります。併せて、農地や水路を主な生息場所としていた野生動物種が減少するといった事態も招いています。

このようなことから、今後とも、自然環境の保全や景観の形成など農地の有する公益的機能を維持するため、適切な農地の保全と活用を図っていく必要があります。

2 生活環境

(1) 公害

これまで私たちは、生活における便利さや快適さの向上を追求してきた結果、環境への負荷を増大させてきました。その結果、私たちの生活を取り巻く環境では、様々な問題が発生しています。

本市の公害苦情取扱件数によると、大気汚染、水質汚濁、騒音、不法投棄等への相談件数は、この数年はほぼ横ばいの傾向にあります。なお、平成22年度の取扱件数は249件に上ります。

公害の性格は、事業活動に起因する「産業型公害」と、都市の在り方や私たちの生活様式に起因する「都市型・生活型公害」の2つに分けられます。「産業型公害」は、各種法規制の徹底等によって対策を講じられますが、「都市型・生活型公害」には、市民一人一人が環境へ配慮するという意識を持って行動することが大切になります。

大気汚染では、自動車や工場などから排出された炭化水素や窒素酸化物が要因となって発生する光化学オキシダントの問題があげられます。高濃度の光化学オキシダントと特殊な気象条件により発生する光化学スモッグの県内の注意報発令日数は、平成13年度から平成22年度までの10年平均で10.7日となっています。一方、本市が該当する県北東部地域では1.5日となっており、県全体と比較して発令日数は僅かですが、依然として皆無ではないため、引き続き広域的な対策が求められます。

また、生活・生産活動に起因する大気汚染として野焼き行為があげられます。現在は、農業生産に関連する行為などの一部を除き、原則野焼き行為は法により禁止されています。法の処理基準に従った焼却炉での焼却でなければダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制することができないことから、法の遵守が求められます。

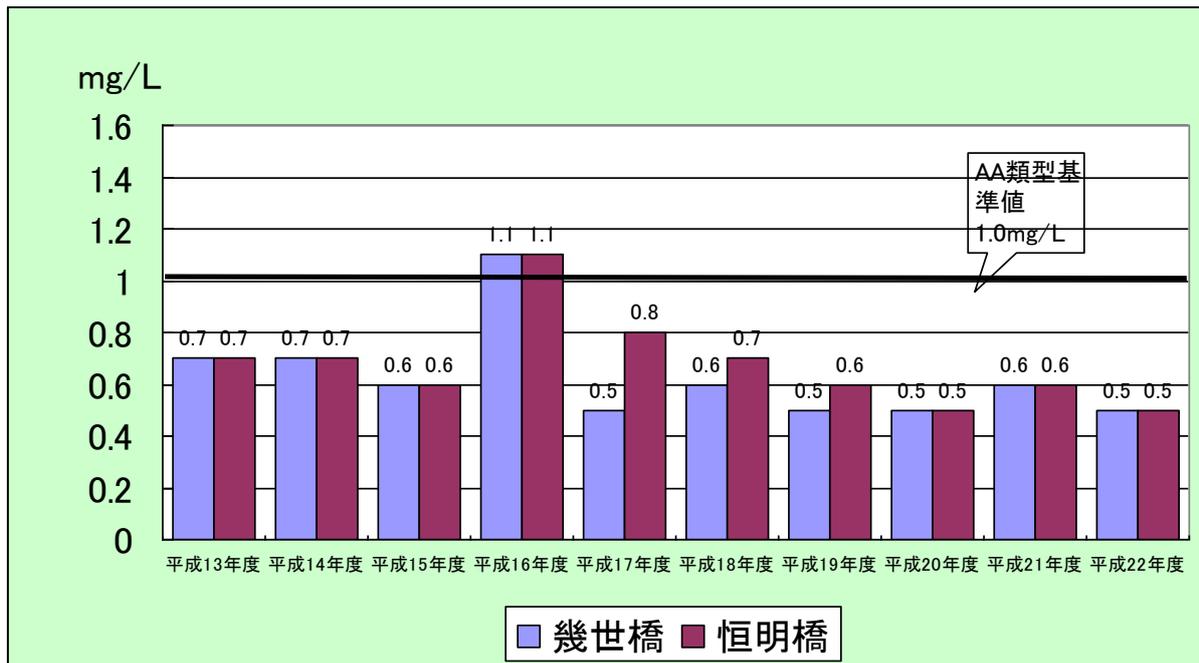
水質汚濁では、生活排水が、河川や地下水などの汚染の主原因となっています。長期的には水生生物の種類の変化や減少などの影響が考えられます。生活排水の不適切な放流・浸透を抑制するため、下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の普及など、適正な処理の推進が求められています。なお、平成22年度末の生活排水処理人口普及率は67.8%です。

騒音は、生産活動の高度化と生活の向上に伴って増加する苦情といわれています。騒音の苦情については、平成20年度は11件、平成21年度は22件、平成22年度は18件となっており、この数年は増加傾向にあります。主な苦情は、事業所からの騒音であります。その他に私たちの生活により発生する「生活騒音」があります。事業活動に伴う騒音防止はもちろん、生活騒音防止のため、私たち一人一人も周辺への思いやりを持ち、地域との調和を図った生活を送ることが重要であるといえます。

その他、家畜排せつ物を肥料として使用する際の不適切な散布方法等が原因の悪臭の問題が発生しているほか、廃棄物の不法投棄などを原因とする土壌汚染の懸念や産業廃棄物処理施設から水道水源の汚染が懸念されるといった問題も発生しています。

これらの公害は、事業所や工場が原因となるだけでなく、私たちの生活に起因していることも少なくありません。

【 那珂川の水質（BOD 75%値）の推移 】



資料:生活環境部環境課

那珂川の水質（BOD 75%値）は、平成16年度に基準値を超過しましたが、その他の年度は基準値以下を保っています。

今後とも継続的な水質改善または適正な水質の維持が望まれます。

（2）放射能

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、日本観測史上最大であるマグニチュード9.0という未曾有の規模で東北、関東を襲い、建物損壊はもちろん、東北の太平洋沿岸へ大規模な津波を発生させて、沿岸のまちに壊滅的な被害を与えました。

そればかりでなく、この地震は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、周辺地域への放射能汚染という深刻で重大な影響を我々の生活環境にもたらしました。

このことは、原子力発電所から約100km離れている本市においても例外ではなく、飛散してきた放射性物質が、雨とともに地表に降り積もり、土壌等を広く汚染したと考えられます。

本市では、その影響で、住宅や事業場、公共施設等における雨どい、側溝、雨水処理柵周辺などにおいて、放射線量が局所的に高い数値を示している場所があります。

また、市のクリーンセンターでは、廃棄物の焼却灰から、浄水場や水処理センターでは、浄水発生土や下水汚泥から高濃度の放射性物質が検出されており、これまでのような再生利用や最終処分が困難な状況になっております。

一方で、本市の基幹産業である農畜産業においても影響が出ており、放射性物質が検出された農畜産物については、一時的に出荷自粛を余儀なくされました。そして、こうした情報は消費者へ不安を与え、加工品を含め農畜産物全般に対する風評被害を引き起こし、また、消費生活への影響を増大させています。

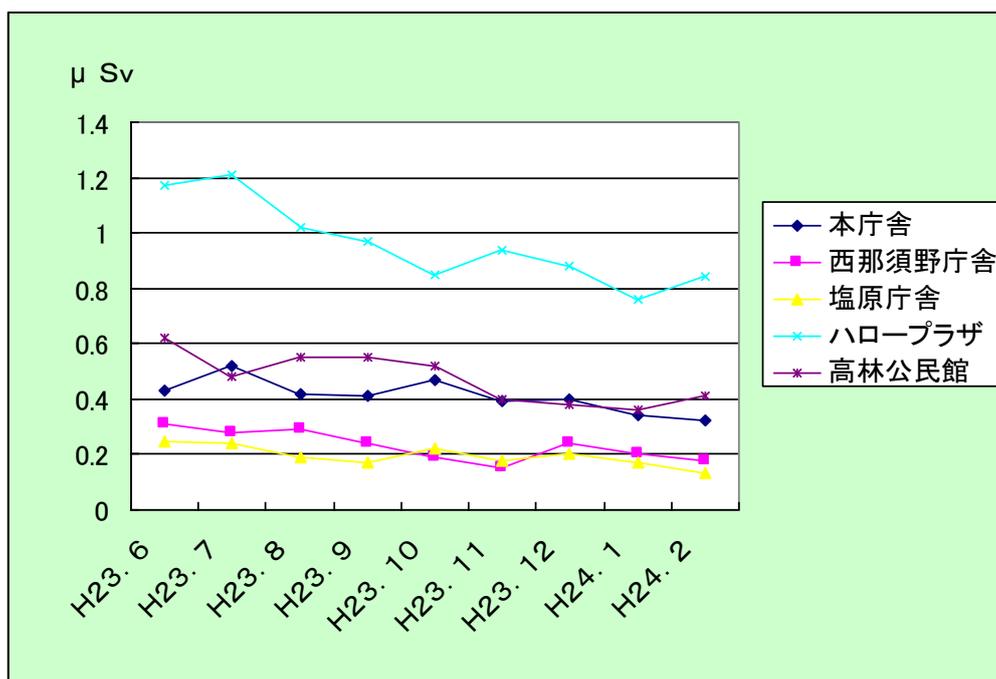
そのほか、今まで有効に活用してきた剪定枝や落ち葉などの副産物も影響を受けたものがあ

ります。

なお、水道水については、これまでのところ放射性物質は検出されておられません。

私たちは、健康で快適に暮らせる生活環境を守っていくために、また、未来を担う子どもたちを守っていくために、外部被ばく、内部被ばくを含め、放射線による影響を減らし、それに対する不安を解消させなければなりません。そのために、市と市民が一体となって、放射能対策を講じていく必要があります。

【 庁舎等における空間放射線量の推移 】



各月 1 日 午前 9 時 現在

ただし 6 月 は 1 7 日 午前 9 時 現在

地表 から 5 0 c m の 高さ で 計 測

資料: 生活環境部環境対策課

関谷地区にあるハロープラザにおいて、放射線量が高い数値が出ております。

除染による放射線量値の低減が望まれます。

(3) 廃棄物

私たちの生活から発生するごみや、事業活動から発生するごみのうち産業廃棄物として指定されていないごみを一般廃棄物といいます。本市のごみ排出量は、平成 2 0 年度に 5 万 2 3 8 t でありましたが、平成 2 1 年度から分別収集体勢の見直しや、ごみ袋有料化制度を導入して、これに市民の協力を得たところ、平成 2 2 年度には 4 万 3, 0 1 7 t に減量しております。

また、平成 2 1 年度から稼働を開始した那須塩原クリーンセンターは、発生した焼却灰を溶融し、スラグとメタルに分離して資源化する「灰溶融炉」を有しており、他には、ごみの焼却熱で蒸気を起こしタービンを回して発電する「サーマルリサイクル施設（発電容量 1, 9 9 0

k w) 」により作った電気を主に電気式灰溶融炉で使い、余剰電力は売電するなど、環境に配慮した施設となっています。

一般廃棄物は、一部リサイクルされるものもありますが、可燃物が約8割を占め、焼却処理されるため、限りある資源の消失や化石燃料の使用、二酸化炭素の発生による地球温暖化など、環境への影響は大きなものとなっています。そのため、市民や事業者への一般廃棄物の分別区分や排出ルールへの周知、情報提供の充実を図り、リサイクルを強化することで、資源の有効活用を促進しているところです。

一方、廃棄物を巡っては、電気製品や家具などの粗大ごみが、河川や森林などに捨てられるなど、不法投棄が後を絶ちません。これら一般廃棄物の不法投棄は、景観を損なうばかりではなく、環境への悪影響も懸念されます。本市における平成22年度の公害苦情取扱件数250件のうち半数以上に当たる132件が不法投棄に関する相談です。

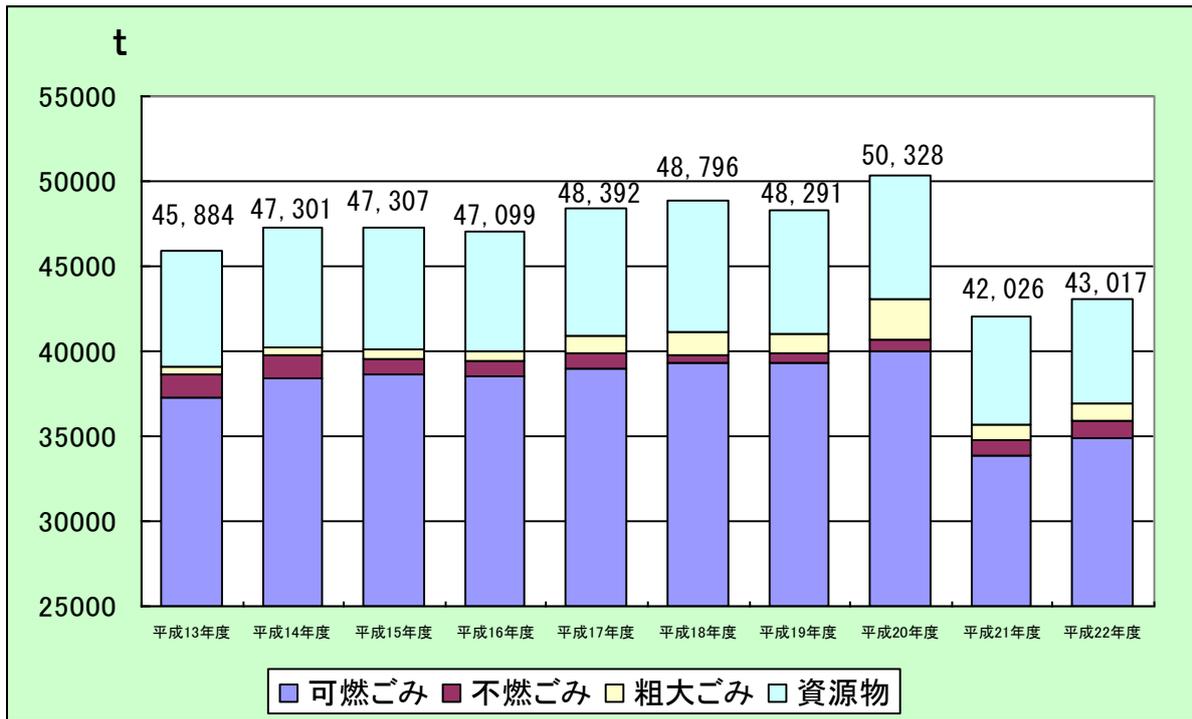
一般廃棄物は、物質循環の確保、天然資源の消費の抑制、環境負荷の低減の観点から、廃棄物処理法、リサイクル関連法に基づき、適正処理、リサイクルの徹底が図られなければなりません。廃棄物の適正な処理を推進するとともに、不法投棄を防止するためには、これらごみの分別、排出ルールや法など、制度の周知徹底、情報提供の充実が求められています。加えて、不法投棄されにくい環境づくりのためにも、土地の管理者は、土地を適正に管理する努力をする必要があります。

また、事業活動により発生する特定の廃棄物を産業廃棄物といいます。産業廃棄物の発生、処理は、環境負荷の増大につながることから、その発生を抑制するとともに、資源の有効活用を図る必要があります。そのため、産業廃棄物の発生を抑制するための工程管理や有限な資源を有効に活用するためのリサイクルに取り組むことが求められています。また、全国的に産業廃棄物の最終処分場（埋立場）の残余年数が少なくなっていること、及び埋立処分（最終処分場）の環境へ与える影響の大きさから、産業廃棄物の発生量を削減することが課題となっています。

産業廃棄物の処理は、法により「排出者責任」が原則となっています。産業廃棄物の処理を委託された業者が産業廃棄物の不法投棄など違法行為を行った場合、排出者責任が強化されています。産業廃棄物は、最終処分まで適正に行われることが原則であり、優良な産業廃棄物処理事業者を選ぶことも法遵守や社会的責任として大切なことです。また、今後は、発生源で廃棄物を抑制するという点において、「生産者責任」も問われることとなります。

なお、本市においては、地形的・地質的、さらに交通の便の良さなどの理由から、平成22年度末現在で産業廃棄物処理施設が130箇所以上設置されており、自然環境はもとより、市民の生活環境への悪影響が懸念されるなど、重大な問題となっています。そのため、那珂川水系の最上流域に位置する自治体の責任として、また、この豊かな那須塩原市の自然環境を後世に引継ぎ、将来にわたって市民が健康で安全に安心して生活できるよう、市民と協働し、産業廃棄物処理施設の立地抑制に関する方策の検討が求められています。

【 ごみ処理量の推移 】



資料：生活環境部環境課

ごみ処理量は、増加傾向にあり、その大半が可燃ごみで占められています。

生ごみのコンポスト化（堆肥化）や資源ごみの適正分別、簡易包装品の購入など、ライフサイクルの見直しによるごみの減量化が望まれます。

（４）市民生活

環境問題は、行政や事業所、工場だけのものではありません。私たちが生活を営む中においても、環境への負荷を与えています。つまり、事業者のみならず、私たち市民も、環境問題においては被害者であると同時に加害者であるということを認識する必要があります。

私たちの生活に起因する環境への負荷として、生活排水による水質汚濁や、廃棄物の野焼き行為による周辺環境への悪影響などが挙げられます。生活排水は、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽で処理されていますが、今後も適正な処理方法を確保し、環境への負荷を低減するために、これらの整備の推進を図る必要があります。

また、近年、生活騒音いわゆる近隣騒音が注目されています。平成17年に制定された「栃木県生活環境の保全等に関する条例」においても、「何人も、日常生活又は事業活動に伴って発生する騒音又は振動により周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。」と規定されています。

さらに、世界的な環境問題となっている地球温暖化に関しても、生活から排出される温室効果ガスである二酸化炭素は依然として増加傾向にあり、対策が進んでいないことがうかがえます。

加えて、私たちの生活に起因する問題として、化学物質の使用が挙げられます。近年は内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）など、人体に有害な化学物質の存在が知られ、生態系や健康

への影響が懸念されています。化学物質は、適正に使用されていれば、便利で快適な生活の確保に役立ちますが、使用方法を間違えると、健康へ悪影響を及ぼします。

このほか、空地における雑草の繁茂や山林の樹木の成長による近隣への被害の問題など市民生活における問題は多岐にわたります。

このため、本市で生活するすべての市民が自らの活動における環境への負荷を認識し、その負荷を低減するための取組を行うことが必要です。現在、一部の市民や市民団体が身近な環境を守る目的を持ち、環境への負荷を減らすための取組を始めた段階ですが、さらにその取組の輪を広げ、すべての市民が常日ごろから環境問題を意識した生活や活動ができるような環境づくりが重要な課題となります。

今後は、市民団体などを通じたボランティア活動の参加経験者が、その経験を生かし、地域のリーダーとして実践的な環境保全活動や環境に配慮したまちづくりなどの取組を地域に広げていくことが必要です。また、市民には、地域の環境特性にあった取組を行政や事業者と協働・連携しながら、持続的に行うことが望まれます。そのためには、環境問題の理解、参加の重要性、環境保全活動を行うための知識や技術の向上を図るための環境学習等への参加が必要です。一方、事業者や行政は、こうした取組が活発化するための環境づくりに取り組むことが必要です。従って、「那須塩原市環境連絡会」を活用し、環境保全に資する活動に取り組んでいる各種団体間の横の連携を図り、様々な分野の関係者が一体的に環境問題に対して活動できる仕組みの構築が必要です。また、官民間問わず、市内において、クリーンな自然エネルギーを導入している施設等のネットワーク化を行い、環境学習の機会の拡大を図ることも大切な取組となります。

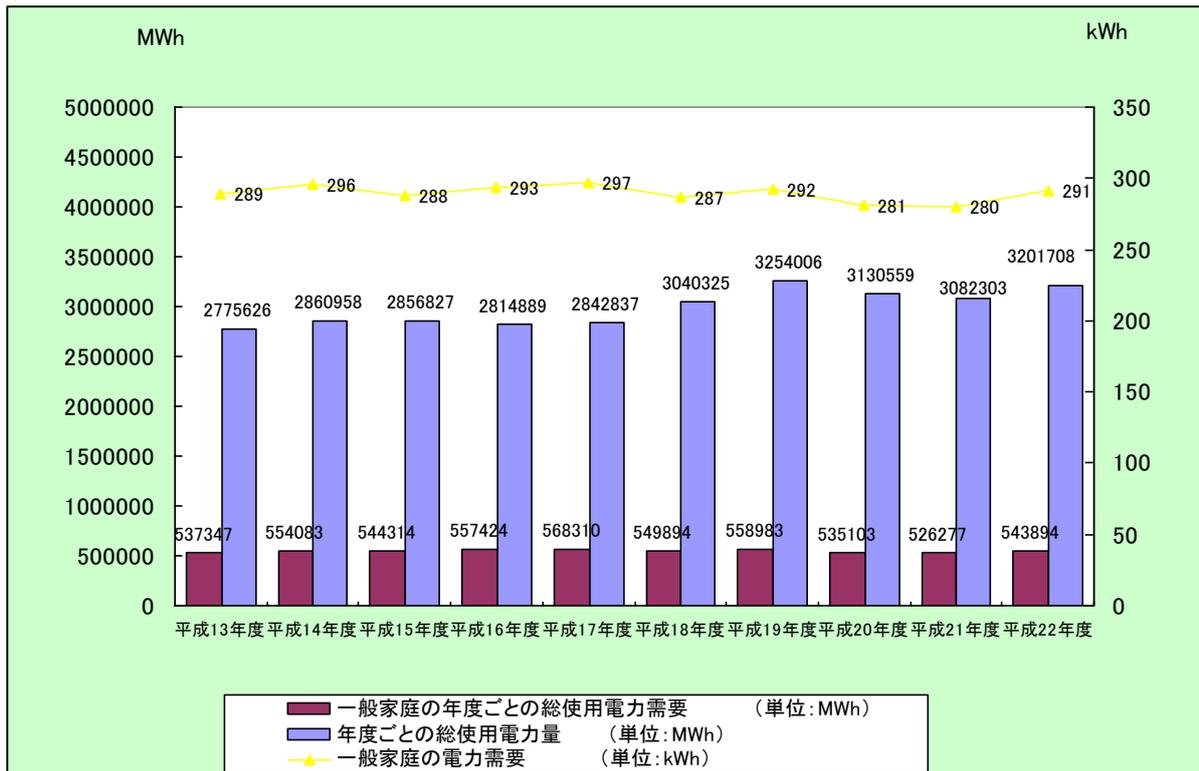
（５）資源・エネルギー

私たちは、資源・エネルギーを日々消費しながら生活しています。日本は、そのエネルギーの約８割を海外からの輸入により確保しています。また、エネルギーの消費に伴い発生する二酸化炭素は、地球温暖化の主な要因となり、私たちに様々な影響を及ぼしています。日本における家庭のエネルギー使用量は年々増加傾向にあり、それに伴い二酸化炭素の排出量も増加しています。近年の家電製品は省電力型となり、個々の電力使用量は低減されてきていますが、私たちがより豊かな生活を求めるがゆえに、家電製品の種類・数は増加し、結果としてエネルギー使用量の増加につながっています。

資源・エネルギーの使用について考えることは、様々な環境問題の解決に深く関係します。限りある資源・エネルギーを効率的に使用することで、資源の延命化を図るばかりでなく、地球温暖化防止など環境への負荷の低減にもつながります。家庭での生活、車の使用、物を買う、仕事をするなど様々な場面における資源・エネルギーの使用について考え、省資源、省エネルギーに配慮した行動が必要です。

一方では、平成２３年８月に制定された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、今後、環境への負荷の少ない風力発電や太陽光発電、小水力発電などの自然エネルギー、さらにはバイオマスエネルギーなどの循環型エネルギーの導入の推進が期待されております。

【 使用電力量の推移 】



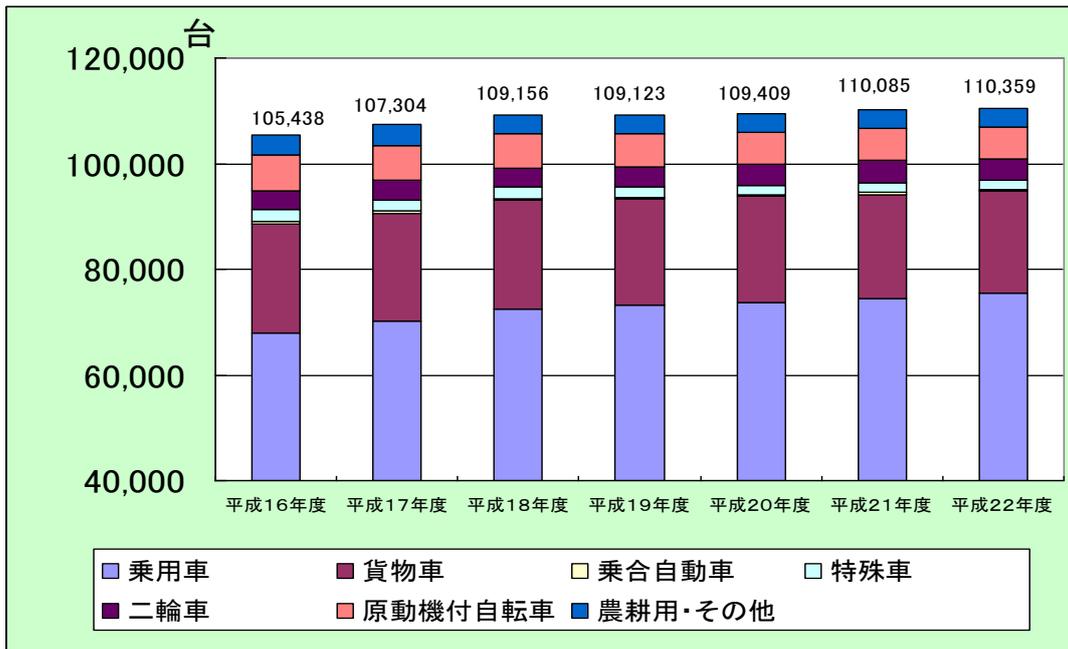
資料：東京電力（株）栃木北支社

※数値は、栃木北支社エリアのもの。

※一般家庭の電力需要は、一般家庭1軒当たりの使用電力量（1か月平均）を示す。

一般家庭の年度ごとの総使用電力量は、年度ごとにばらつきはありますが、横ばいで推移しています。一般家庭の電力需要、年度ごとの総使用電力量も同様に、横ばいで推移しています。

【 自動車保有台数の推移 】

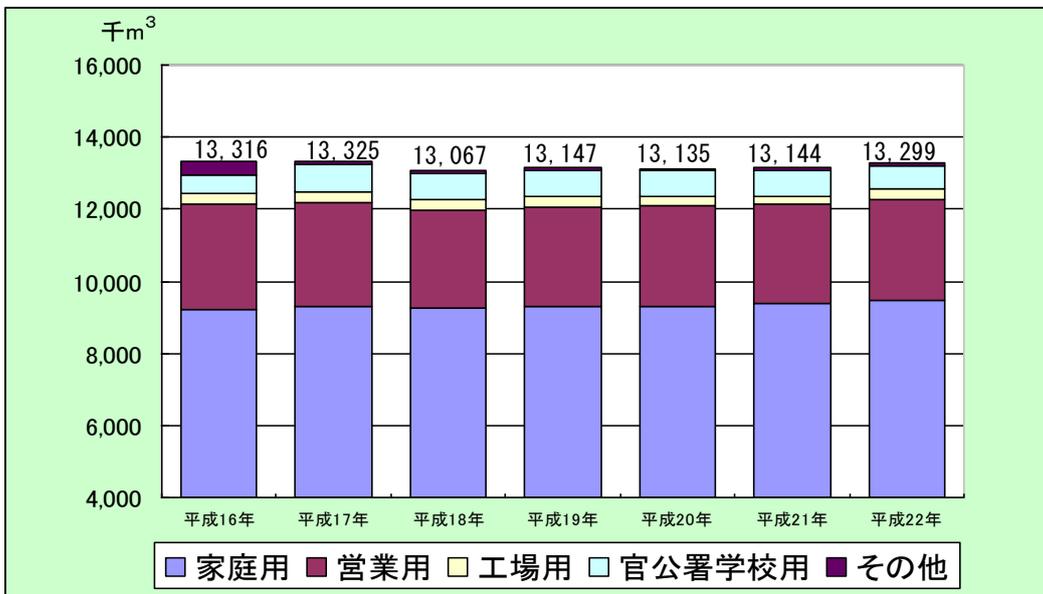


各年 3月31日現在
資料：総務部課税課、県税事務所

自動車保有台数は、増加傾向を示しています。

自動車の増加に伴う交通渋滞、排気ガスによる大気汚染、騒音問題の発生が懸念されます。低公害車の普及や公共交通機関の積極的利用などが望まれます。

【 用途別使用水量の推移 】



各年度 3月31日現在
資料：水道部水道管理課

使用水量は、横ばいの傾向にあります。

使用水量の大半を家庭用が占めていることから、雨水の有効利用など家庭内での節水による使用水量削減が望まれます。

3 快適環境

(1) 生活基盤・都市基盤

私たちは、より快適な生活を求めて、電気、水道、ガス、道路などのライフラインを始め、文教施設や福祉施設、さらには都市公園など、様々な公共施設を整備・維持してきました。

ライフラインとして必要不可欠な水道や道路、市民の憩いの場としての公園や生涯学習の場としての文教施設は、市民に広く利用されています。また福祉施設は、市民の生活や健康を支える役割を担っています。これら施設の確実な維持管理は、私たちの暮らしを支える大切なものですが、その維持管理に当たっては、環境に配慮した運営が必要とされています。

国内では、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来を迎えています。本市も例外ではなく、現在のところ人口の増加を続けていますが、市総合計画では、将来、人口の伸率は減少し、平成27年をピークに減少に転じると予測しています。そのため、今後は、人口減少時代の到来を踏まえ、効率的かつ環境に配慮した公共施設の運営を進めることが求められます。こうした中、文教施設は、施設自体が環境に配慮することはもちろんのこと、環境教育や環境情報の発信の場などとして活用していくことが望まれます。また、バリアフリー化による高齢者や障害者が安全・安心に暮らせるまちづくり、市民の安らぎ、憩いの場としての都市公園などの整備を進め、本市が掲げている将来像である「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」を実現することが望まれます。

一方、本市は、東北新幹線やJR宇都宮線、東北縦貫自動車道や国道4号、国道400号など恵まれた交通条件を備えていることから、黒磯駅、那須塩原駅及び西那須野駅周辺の市街地と塩原温泉の入口に位置する関谷地区などにおいて都市化の進行や道路交通量の増加が見込まれます。

このように、都市化の進行に伴って、道路交通量の増加による大気汚染や騒音、振動の発生、生活排水の増加など、都市型の公害の発生が懸念されています。大気汚染や騒音、振動の防止のためには、道路環境の整備に加え、公共交通機関の効率的配置による交通渋滞の緩和が課題となります。さらに、歩行者や自転車が通行しやすい自転車歩行者道の整備や、空気の浄化、騒音の低減など周辺環境への配慮としての街路樹の整備も望まれます。また生活排水の増加への対応としては、適正な処理方法を推進することが重要となります。本市では、農村地域への移住者等の住宅建設が広い範囲で進んでいるため、公共下水道や合併処理浄化槽など地域の実情に合わせた処理方法の導入が望まれます。

これら道路や下水道の整備については、土地利用計画などにに基づき、開発と環境保全を両立させながら計画的に進めていく必要があります。

(2) 緑地・緑化、景観

本市では、開発の進行により、農地や平地林が減少し、本市の特性である田園風景が喪失しつつあります。また、都市部においては、緑地の減少や家並みの混在化などが見られます。

緑地は、自然環境や生活環境を豊かで潤いのあるものにし、生活には欠かせないものです。樹木は、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素を吸収し、酸素を作り出し、日陰を作り、気温を下げるなどの効果もあります。また、樹木は、昆虫や小鳥などの生息場所を提供します。さらに緑地や樹木は、私たちが身近な自然にふれあえる場や、レクリエーション、スポーツの場として楽しむ場所にもなり、景観の形成、道路などからの騒音や振動を吸収する働きもあります。加えて、防災の役割も果たしています。潤いと安らぎのある快適で良好な市民生活を送る上で、緑地や樹木はなくてはならない大切なものです。

本市は、将来像として「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」を掲げており、都市部においては、緑豊かな都市環境の創出が課題となります。郊外では、土地利用計画に基づき、無秩序な宅地開発を防止し、里地里山の安らぎのある田園風景を保全する必要があります。

また、観光客等が訪れることが多くなり、環境や景観保全意識のPRや指導も必要になっていきます。

(3) 歴史・文化

本市には、美しい自然とともに、地域の自然、風土や人々の営みの中から生まれ、育まれてきた、貴重な建物や彫刻、史跡などの文化遺産や記念物が数多くあります。

江戸時代初期から明治時代まで約300年に及び多大な労力により開拓された那須野ヶ原は、歴史的・文化的に貴重な遺産といえます。この長年にわたる開拓により、農地と豊かな生態系、さらに人々の開拓者精神が育まれました。

また、昭和に入り、畑地から牧草地への転換や水田の造成が行われ、更なる生物多様性の保全や地域の経済的・文化的発展に大きく寄与してきました。

先人たちが守り伝えてきた歴史・自然と、自然と共生してきた暮らし振りや知恵を知り、後世に引き継いでいくことは私たちの責務です。

文化財の周囲で開発を行う場合は、文化財との調和及び周辺景観に配慮することが求められています。特に、天然記念物については、周辺の自然環境も包括して保全することが望まれます。貴重な歴史・文化を次世代に継承し、潤いのある市民生活に資するものとするのが望まれます。

文化遺産などを保全するためには、それらの文化的価値をより広く市民に紹介し、情報を共有する必要があります。また、文化財の保存や伝統文化の継承と周辺自然環境の保全に積極的に取り組みながら、保護意識の高揚を図る必要があります。

4 広域環境

(1) 地球環境の保全

私たち人間の経済活動や生活で消費する資源やエネルギー、さらには廃棄物の処理などが要因となって発生する二酸化炭素やメタンガスなどの温室効果ガスが原因となって、地球規模での環境の異変や生態系への影響などを及ぼす地球温暖化が深刻化しています。また、世界的にはオゾン層の破壊や土壤汚染による健康被害、砂漠化や海洋汚染による食糧生産の危機も招いています。

化石エネルギーの使用を主として、これまでの経済成長を世界が続けることと仮定した場合、向う100年で約4℃気温が上がると予想されている地球温暖化は、海水面を上昇させ、水没や高潮による浸水の被害を及ぼします。日本においても、沿岸域では被害を受ける可能性が指摘されています。また、気温上昇は、それに対応できない野生動植物種の絶滅や野生動植物種の生息・生育地域に影響を及ぼします。一方、気候変動に伴う農林水産物への影響による食糧不足や熱帯性伝染病のまん延などの健康被害、水不足や豪雨など、人間社会への深刻な影響についても懸念されています。

日本は、2009年12月に開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）のコペンハーゲン合意に賛同し、温室効果ガスの削減目標を、2020年までに1990年比で25%とすることを表明しました。地球温暖化の問題は、既に異常気象による災害を発生させており、緊急の対策を要する問題となっています。

東南アジア、アフリカ、中南米などの熱帯林は建築資材として伐採されたり、焼き畑農業のために燃やされたりしています。熱帯林の木材は日本にも輸入され、建築資材として使われています。熱帯林は生物多様性の宝庫であるだけでなく、二酸化炭素の大きな貯蔵庫ともなっており、熱帯林の減少は地球温暖化を助長することにもつながります。

車の排気ガスや煙突から排出される燃焼ガスに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、雨に溶け酸性雨（pHが5.6以下の雨）となります。酸性雨は全国的に観測されています。その原因の一つとして、都市部における排気ガスの発生が考えられますが、日本の酸性雨の原因には、他国の排気ガスの影響もあるともいわれ、発展途上国の環境問題も含めて、個々の国の枠を超えた対策の難しい課題となっています。

このように、環境問題は、地球規模の問題ではありますが、その解決には、私たち一人一人の環境に配慮した身近な取組の積み重ねが不可欠です。循環型社会の構築のためには、私たち一人一人が、家庭での省エネルギーの取組、廃棄物の削減、公共交通機関の利用やエコドライブ、再生が不可能な資源の使用量の最小化や再生可能なバイオマスエネルギーの使用など問題解決のための身近な取組を確実にやっていくことが求められます。

今後は、市民、事業者、行政が、自主的に取組を進める意識づくり、さらには、互いに連携・協力し、効果的に取組を推進できる仕組みづくりが必要となります。

(2) 広域連携

本市の環境は、大気や河川、森林などにより周辺の多くの地域とつながっています。特に、本市は那珂川水系の最上流域に位置し、本市の河川、地下水は、下流域への影響が大きい地域特性を持っています。下流域への影響を考慮した水質の保全が必要です。森林は、日光国立公園や保安林などに指定され、山岳景観の保全ばかりでなく、水源かん養機能や野生動植物種の生息・生育地としての維持に努める必要があります。

また、本市には、オオタカを始め絶滅が危惧される野鳥や多くの渡り鳥が生息しており、その保護が重要な課題となっています。鳥類は広範囲にわたり移動するため、広域的な連携が必要となります。

市域には、東北新幹線やJR宇都宮線、東北縦貫自動車道、国道4号、国道400号などが通り、交通の要衝となっています。この交通の要衝であることに加え、那須塩原管内1,036万人の観光客の入り込みとともに、大規模商業施設の立地などに伴い、交通量の急激な増加と渋滞が予測され、排気ガスの増加が懸念されます。これらに対応するため、環境に配慮した交通網の整備を広域的な連携の下進めていく必要があります。

本市において発生する一般廃棄物については、平成21年度から稼動している那須塩原クリーンセンターで処理されています。この施設は、ダイオキシン類などの環境ホルモンの発生抑制とごみのリサイクル、環境学習の場づくりを基調としており、ごみ減量化や資源化に努めるとともに、近接の自然学習施設と連携した環境学習機会の拡大にも努めております。

環境の保全に当たっては、国や県の情報はもとより、周辺自治体とも連絡を取り、効果的な取組事例の活用や、過去に発生した環境問題から類似の問題を予測し未然防止を図るなど、情報の共有と活用による取組が必要です。

(3) 持続可能な社会の実現

20世紀に入って人類が展開してきた大量生産・大量消費という経済社会活動は、私たちに物の豊かさと生活の利便性など多くの恩恵をもたらしてきました。しかし一方で、大量廃棄社会を生み出し、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題、自然や生態系の破壊、廃棄物による土壌や水質の汚染など私たちの生存まで脅かすほど深刻な状況を招いています。

本市においても、毎年約4万3千tの一般廃棄物が排出・処理されています。また、本市は、優良な砂利が採取され、地下水も比較的深いという扇状地特有の地質や高速自動車道を利用したの首都圏からの交通アクセスの良さなどを背景に、多数の産業廃棄物処理施設が立地し、多量の産業廃棄物が首都圏から持ち込まれ処理されています。これらは、一自治体で引き受けるには余りにも多い量であり、環境への悪影響が懸念され、かつ、まちづくりへ支障を来すため、産業廃棄物処理施設の立地抑制などの対策が急がれています。加えて、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増加など、廃棄物を取り巻く環境は深刻な状況となっています。さらに、植林地や二次林の管理が行き届かないことにより、地球温暖化の主要因である二酸化炭素を吸収する森林機能の低下が懸念されるとともに、開発の進行や担い手不足などによる農地などの減少により、生態系に変化が起きています。また、オゾン層破壊による健康被害や異常気象による作物被害などが懸念されています。

21世紀になり、これら環境問題への反省に立った経済社会の仕組みの転換は進められているものの、今後とも、継続的取組が必要となっています。廃棄物の発生抑制（リデュース）、製品や部品等の再使用（リユース）、使用済み製品等の原材料としての再生利用（リサイクル）を総合的に推進するとともに、化石燃料や鉱物資源など再生が不可能な資源の消費の抑制が必要です。加えて、再生資源や再生可能な生物由来の有機性資源（バイオマス）の利用、物質循環に要するエネルギーの効率的な利用など、環境負荷の低減を目指した取組を推進することが必要です。また、自然環境との共生を理念とした開発や保全活動の展開を図らなければなりません。

私たちが誇りをもって次世代に引き継ぐべき持続可能な社会を実現するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済の仕組みを早急に転換させる必要があります。今後とも長期にわたった地球的規模の視点に立った、そして私たち一人一人が身近なところからの環境に配慮した節度ある対応を図ることが求められています。

第2節 環境に関する市民と事業者の意識

ここでは、平成18年度に実施した市民アンケート、事業所アンケートの集計結果に基づいて得られた、市民及び事業者の意識について示します。

1 アンケート調査の概要

(1) 市民アンケート調査

ア 調査対象及び調査数

平成19年2月1日現在、市内の満20歳以上の男女の中から、無作為に抽出した市民2,000人を対象に調査

イ 調査方法

アンケート調査用紙の郵送

ウ 調査期間

平成19年2月20日～平成19年3月20日

エ 回答数

770人 (回収率 38.5%)

(2) 事業所アンケート調査

ア 調査対象及び調査数

平成19年2月1日現在、市内に事業所を置く事業者の中から、無作為に抽出した事業者200社を対象に調査

イ 調査方法

アンケート調査用紙の郵送

ウ 調査期間

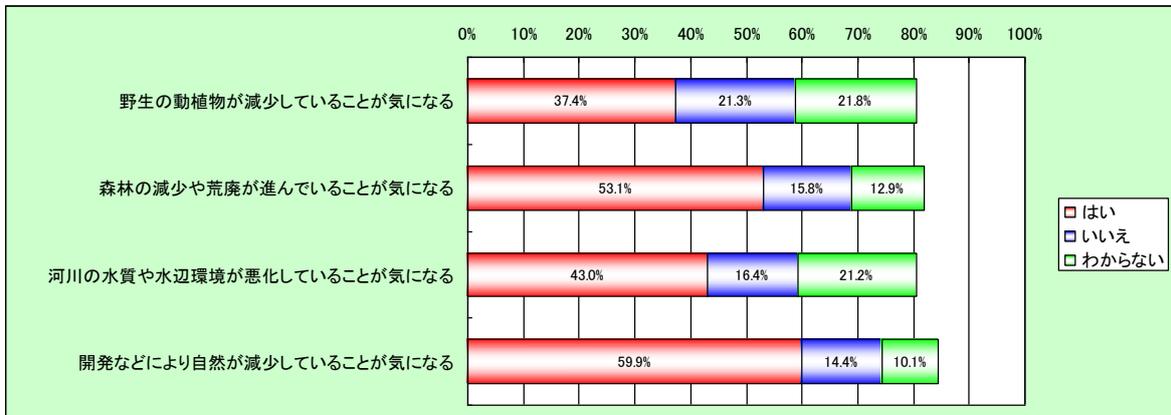
平成19年2月20日～平成19年3月20日

エ 回答数

99事業所 (回収率 49.5%)

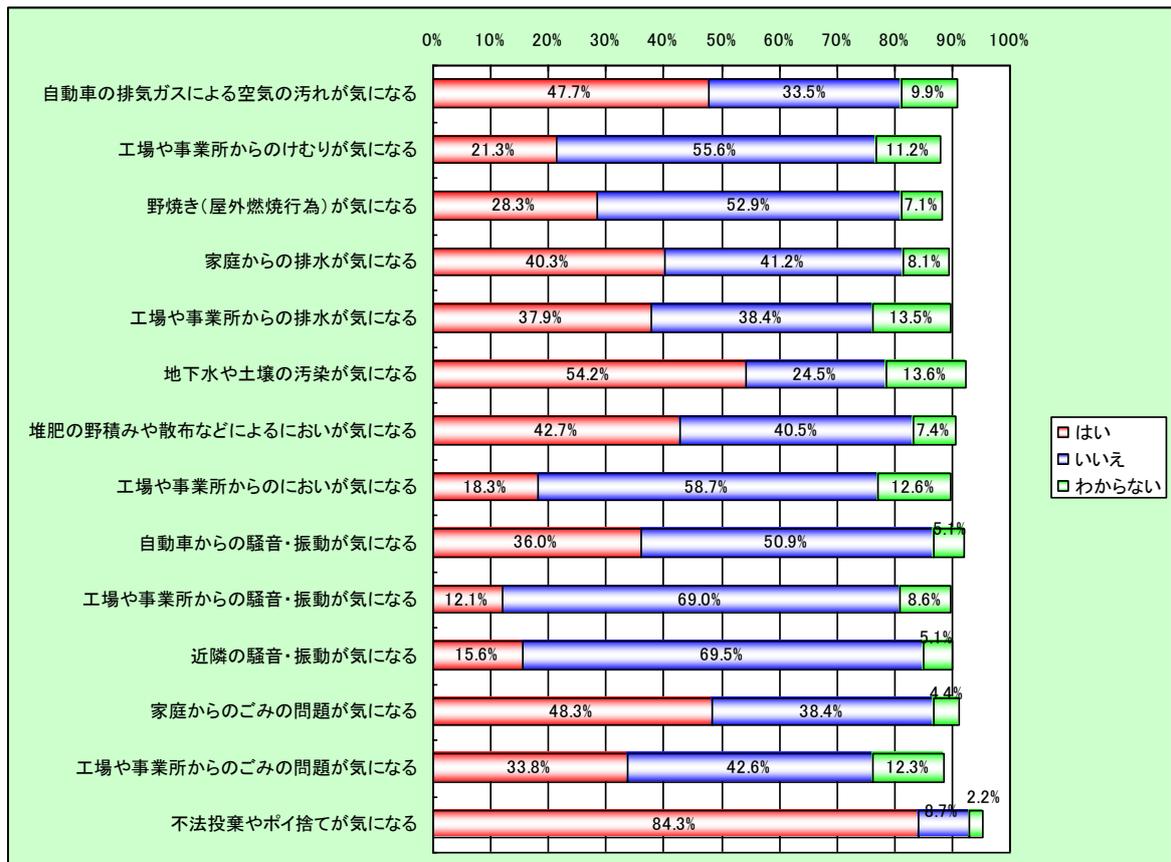
2 市民の意識

【 最近気になる環境問題について（自然環境） 】



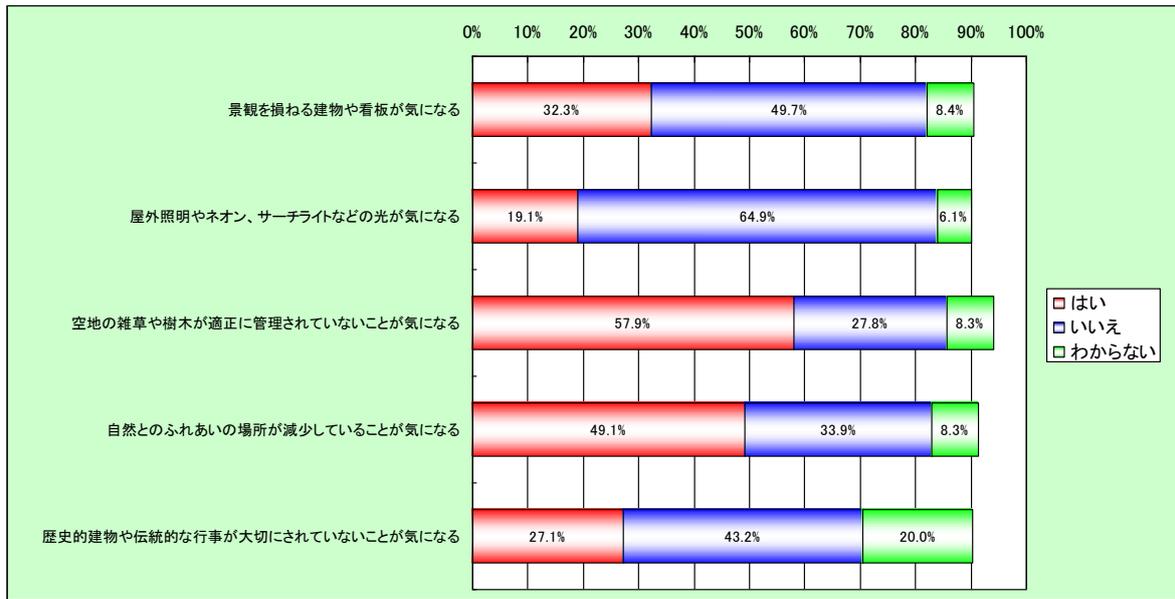
自然環境問題としては、「自然環境が減少していること」「森林の減少や荒廃が進んでいること」について半数の市民が気になると答えています。

【 最近気になる環境問題について（生活環境） 】



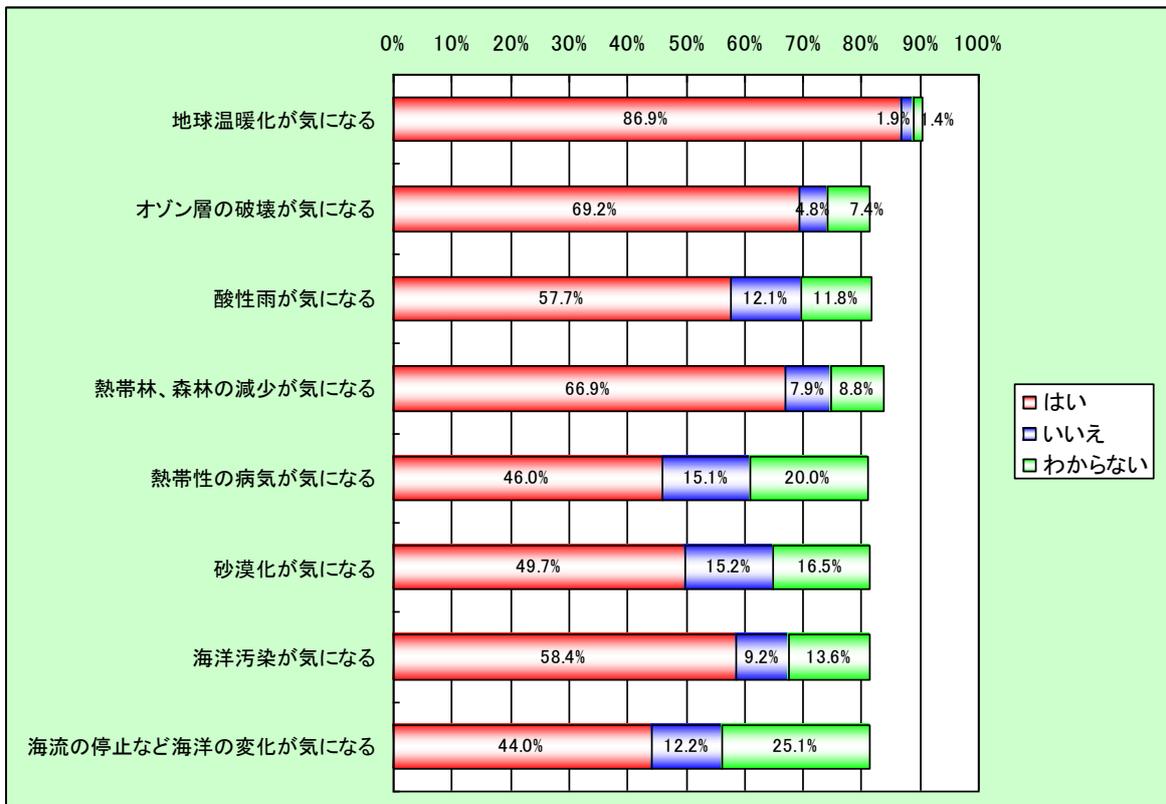
生活環境問題としては、「不法投棄やポイ捨て」「地下水や土壌の汚染」「家庭からのごみの問題」の3つが上位を占めています。

【 最近気になる環境問題について（快適環境） 】



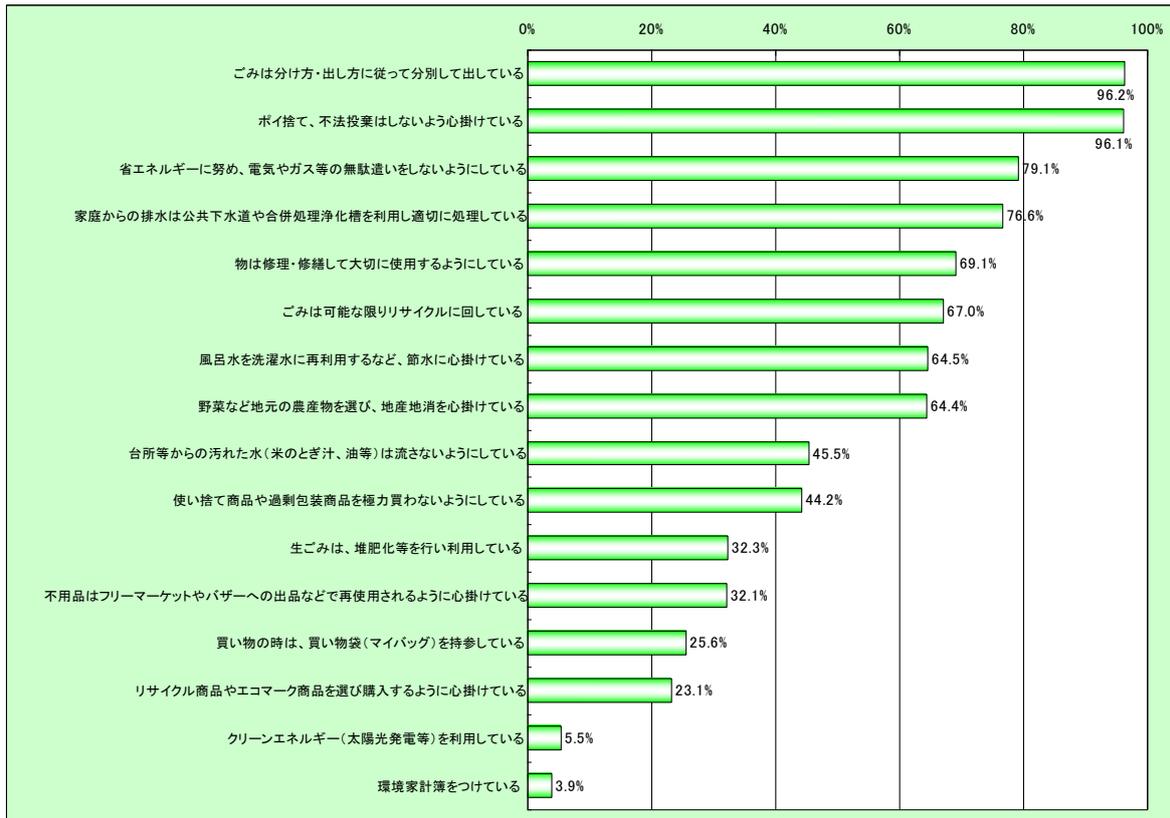
快適環境問題としては、「空き地の雑草や樹木が適正に管理されていないこと」「自然とのふれあいの場所が減少していること」について多くの市民が気になると答えています。

【 最近気になる環境問題について（広域環境） 】



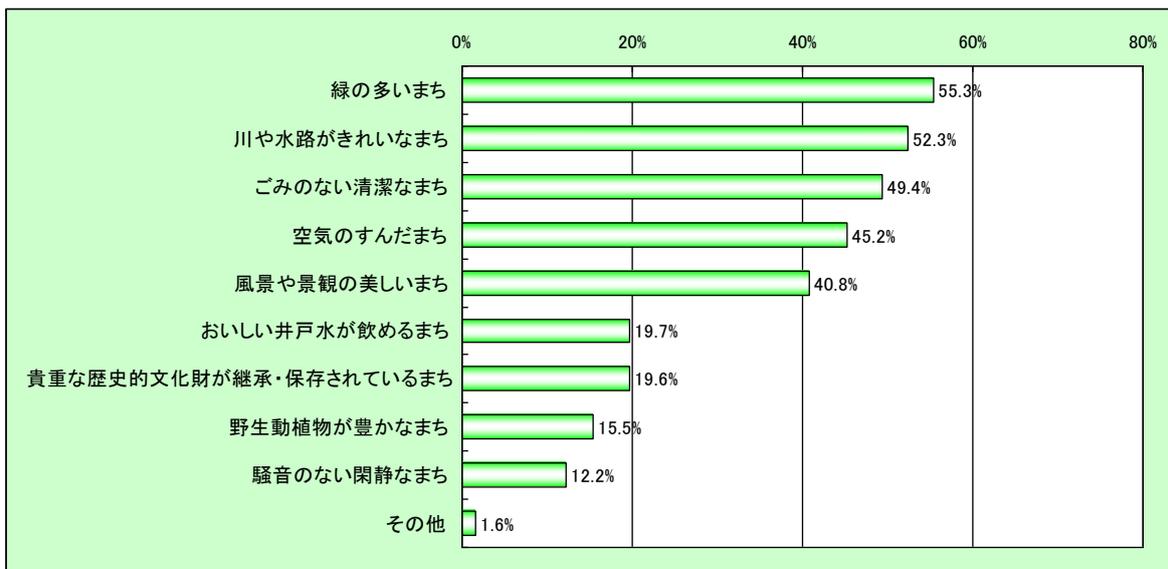
広域環境問題としては、「地球温暖化」「オゾン層の破壊」「熱帯林、森林の減少」の3つが上位を占めています。

【 日常生活で取り組んでいること 】



日常生活で取り組んでいることとしては、「ごみは分け方・出し方によって分別して出している」「ポイ捨て、不法投棄はしないよう心掛けている」が90%以上と高くなっています。

【 本市の将来像について 】

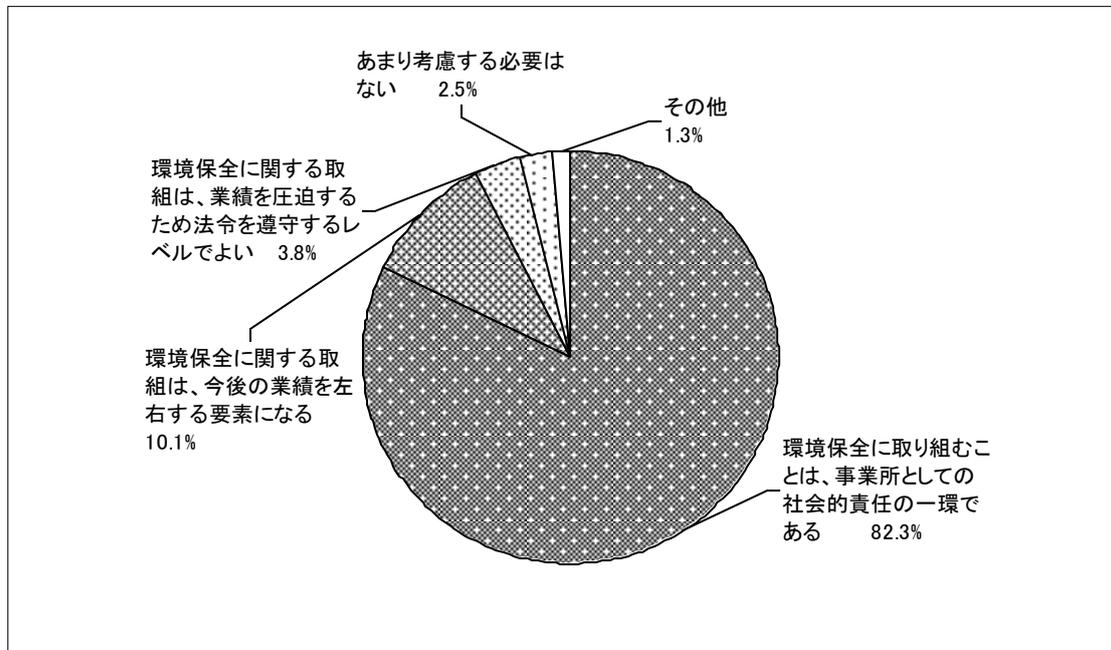


本市の将来像については、「緑の多いまち」「川や水路がきれいなまち」「ごみのない清潔なまち」が上位を占めています。これは、本市の地域性と課題を反映した特徴的な結果であると考えます。

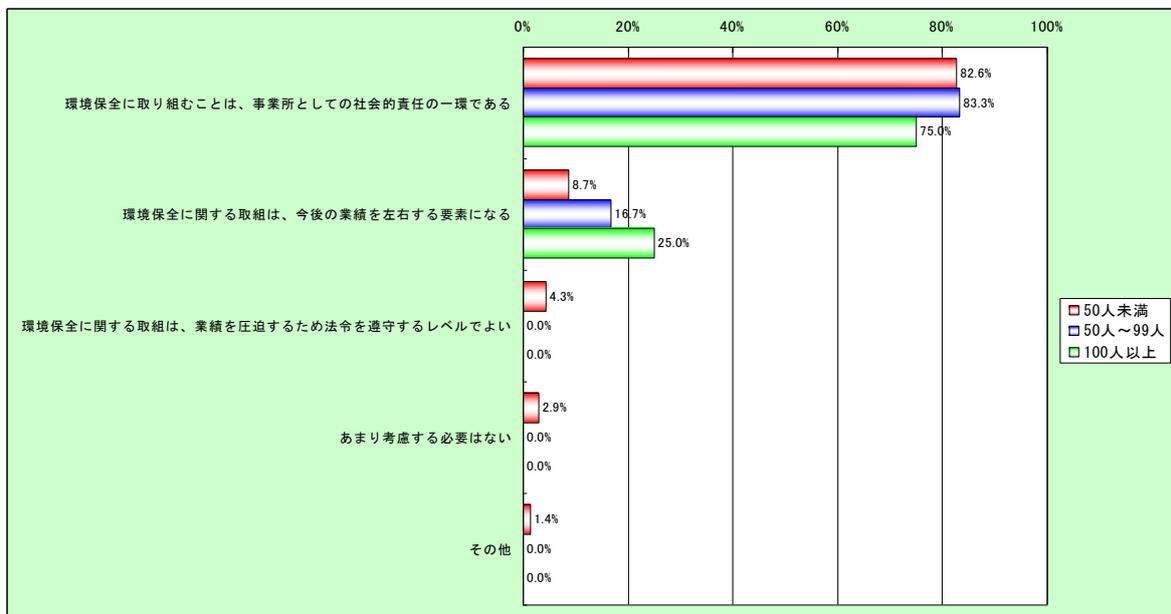
3 事業者の意識

【 事業所を経営する上での環境保全への取組について 】

(全体)

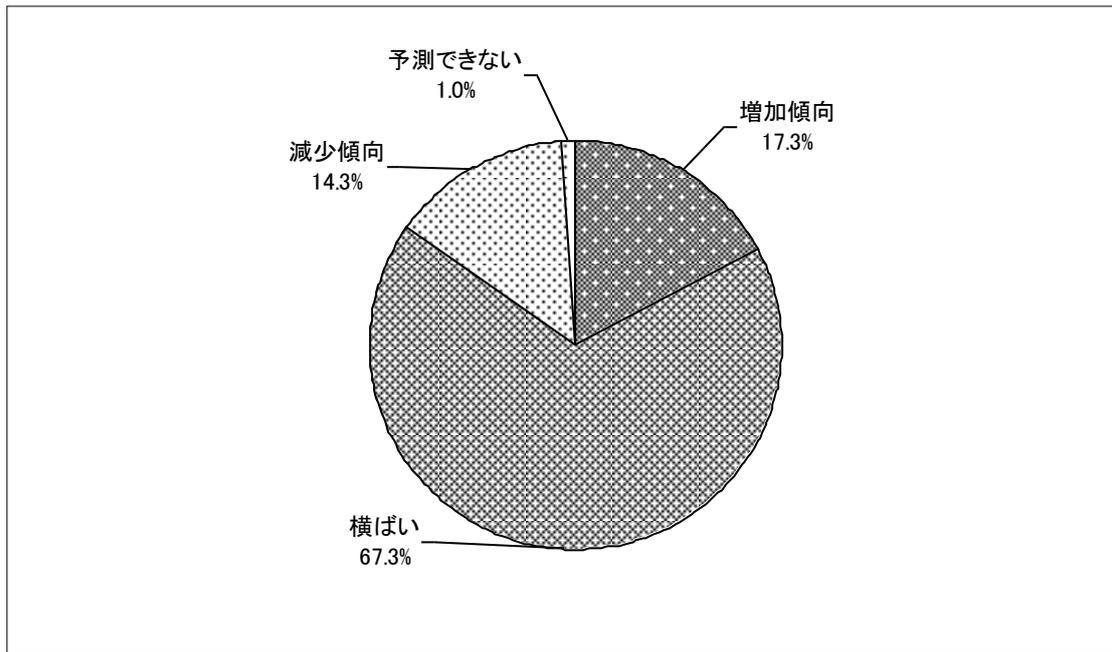


(規模別)



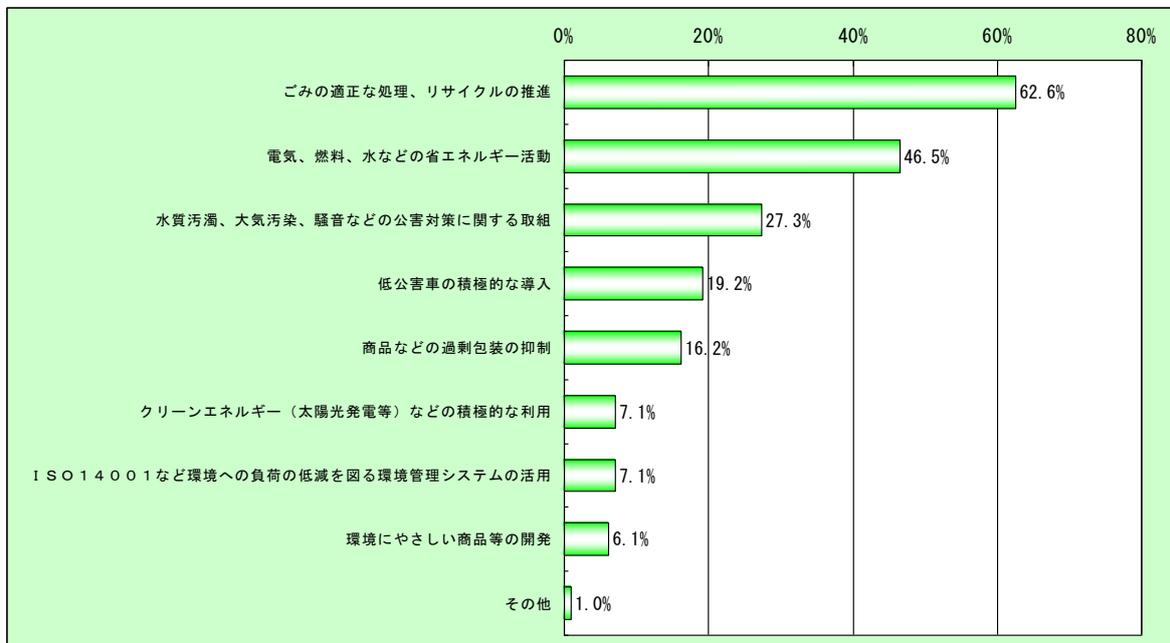
事業所を経営する上での環境保全への取組については、全体として「環境保全に取り組むことは、事業所としての社会的責任の一環である」が80%を超える結果となり、規模別でも、突出して多い結果となっています。また、「環境保全に関する取組は、今後の業績を左右する要素になる」については、100人以上の事業所では比較的多い結果となっています。

【 事業における電力使用量について 】



事業における電力の使用量については、横ばいが最も多い結果となっていますが、増加傾向が減少傾向を上回る結果となっています。

【 事業所で実施している環境保全への取組 】

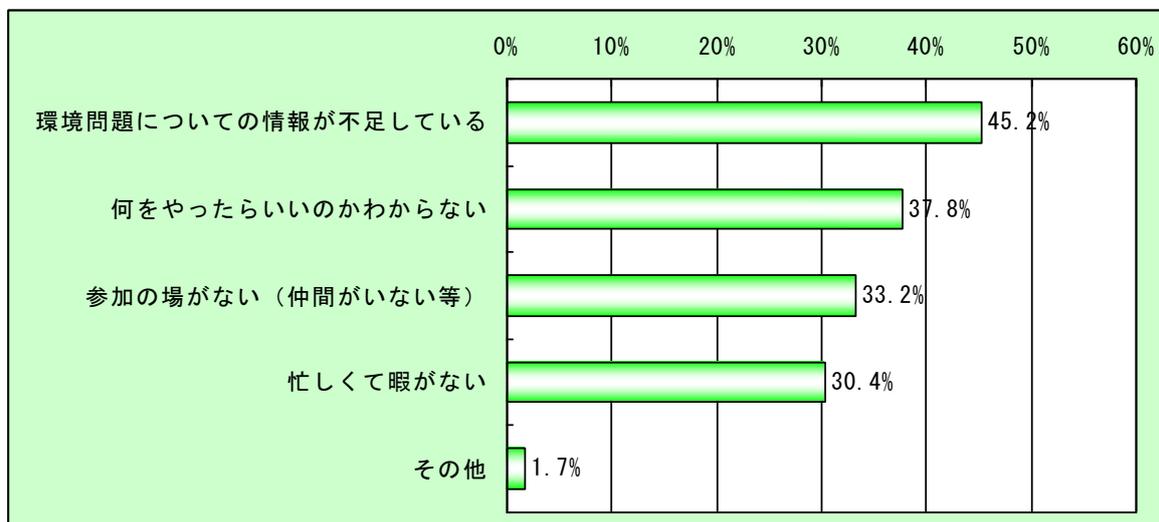


事業所で実施している環境保全の取組については、「ごみの適正な処理、リサイクルの推進」が最も多く約63%が実施しています。次いで「電気、燃料、水などの省エネルギー活動」が約47%となっています。

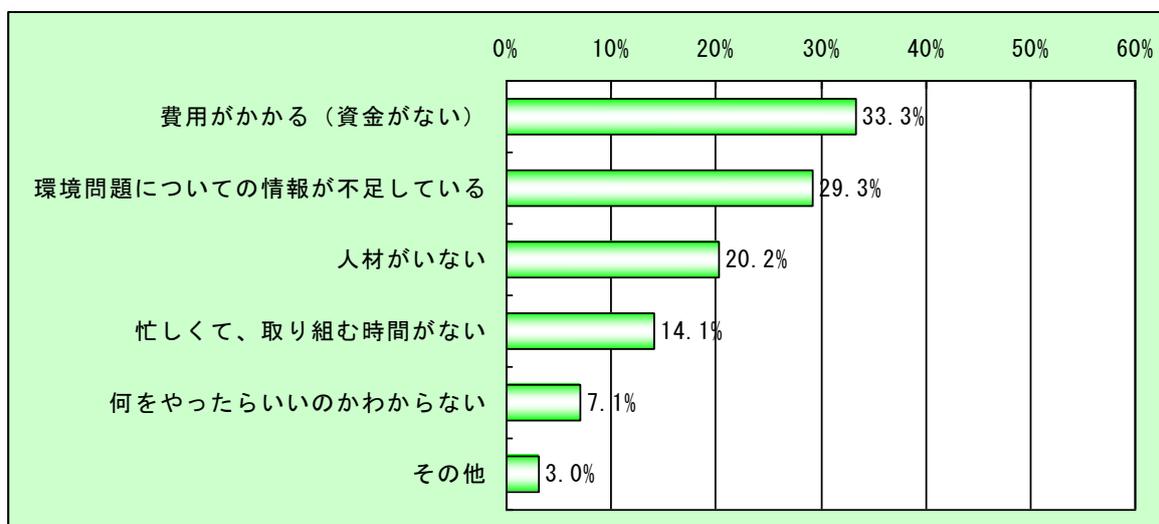
4 市民と事業者の意識の比較

【 環境問題に取り組む場合の問題点 】

(市民)



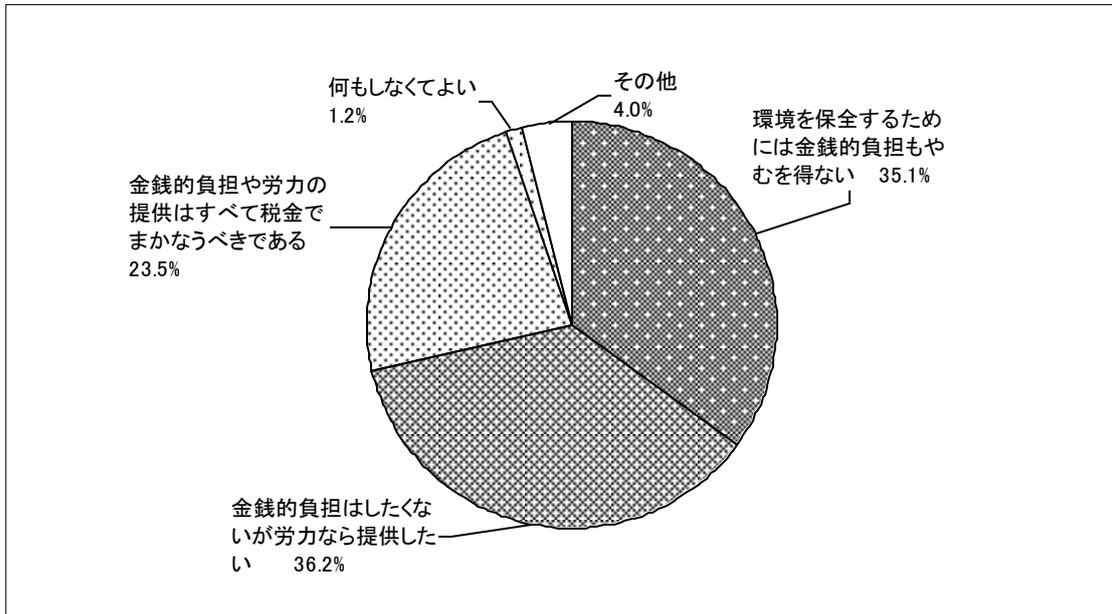
(事業者)



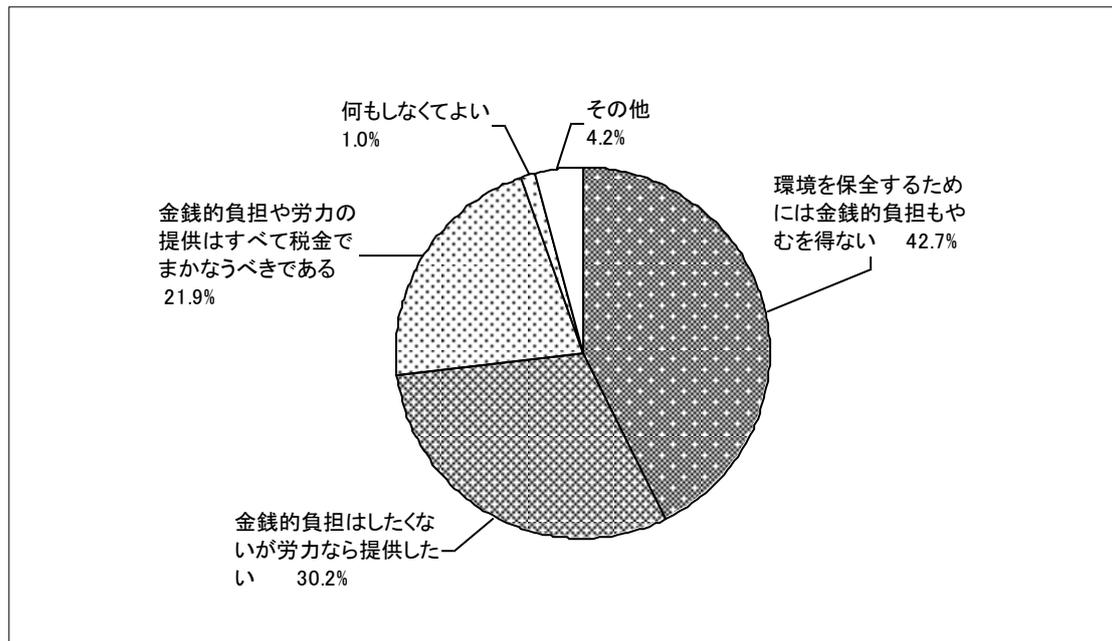
環境問題に取り組む場合の問題点については、市民では、「環境問題についての情報が不足している」が最も多い結果を得ています。次いで、「何をやらいいのかわからない」「参加の場がない(仲間がない等)」の順となっています。事業者では、「費用がかかる」が最も多い結果を得ています。次いで、「環境問題についての情報が不足している」「人材がない」の順となっています。

【 環境を保全するための負担や労力について 】

(市民)



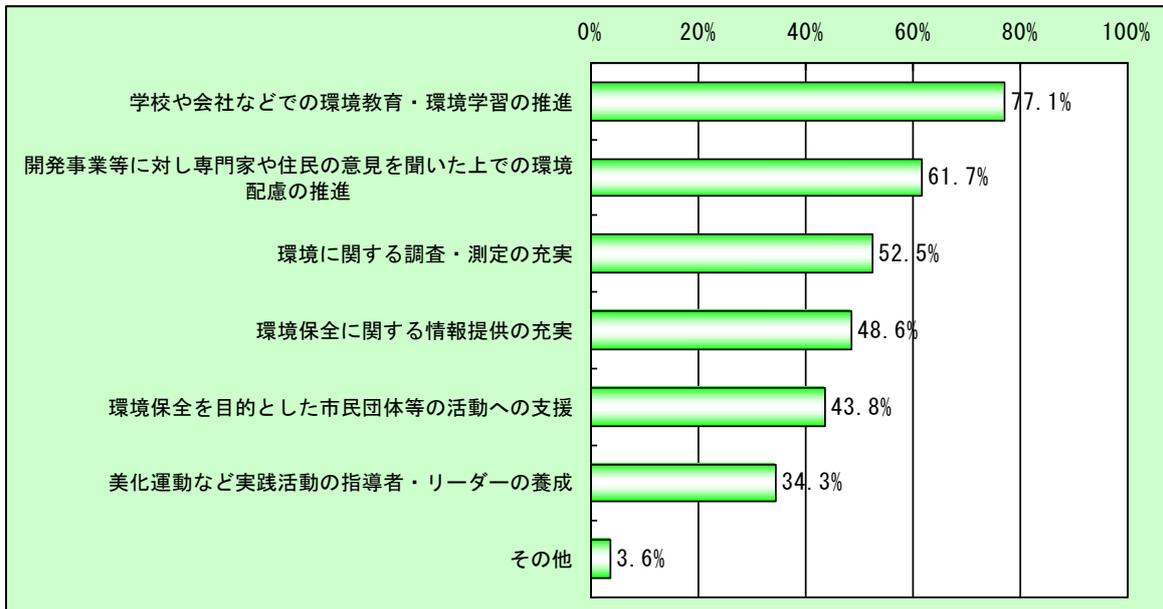
(事業者)



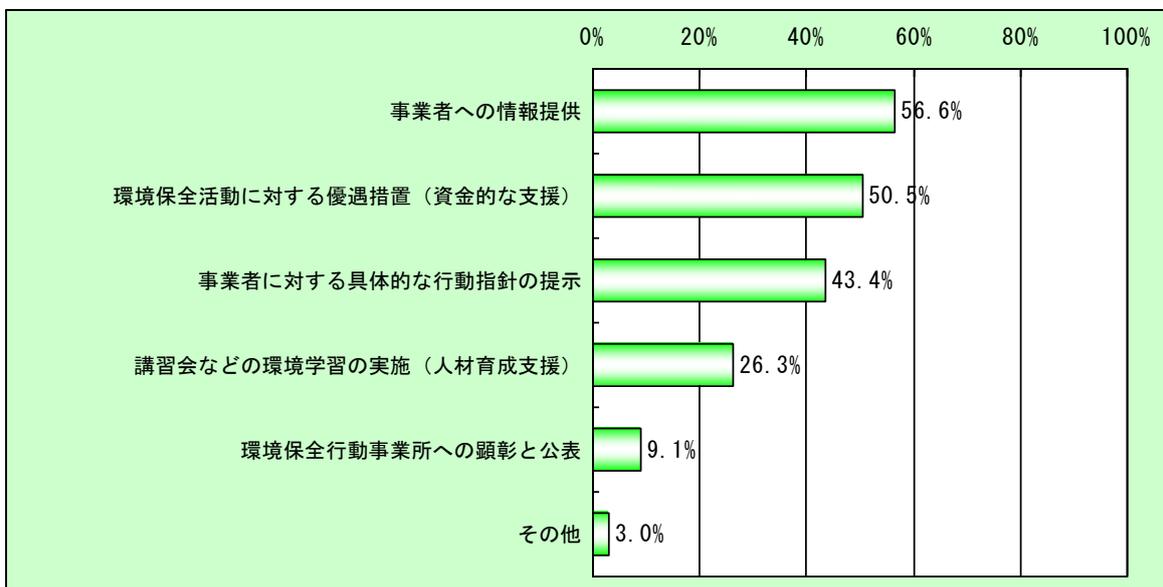
環境を保全するための負担や労力については、市民、事業所とも同じ傾向を示し、約30%以上が「金銭的負担もやむを得ない」又は「労力なら提供したい」と答えています。

【市（行政）に望むことについて】

（市民）



（事業者）



環境を保全するために、市（行政）に望むことについては、市民では、「学校や会社などでの環境教育・環境学習の推進」「開発事業等に対し専門家や住民の意見を聞いた上での環境配慮の推進」「環境に関する調査・測定の充実」の順となっています。事業所では、「事業者への情報提供」「環境保全活動に対する優遇措置（資金的な支援）」「事業者に対する具体的な行動指針の提示」の順となっています。

5 まとめ

市民の生活における身近な問題としては、「自然が減少していること」「森林の減少や荒廃が進んでいること」「不法投棄やポイ捨て」「地下水や土壌の汚染」「家庭からのごみの問題」「空地の雑草や樹木が適正に管理されていないこと」「自然とのふれあいの場所が減少していること」に対する回答が多い結果となっています。また地球環境問題としては、「地球温暖化」「オゾン層の破壊」「熱帯林、森林の減少」に対する回答が多い結果となっています。市民は、これらの項目を課題として認識していることがうかがえます。また、日常生活においては、「ごみは分け方・出し方によって分別して出している」「ポイ捨て、不法投棄はしないよう心掛けている」が90%以上あり、さらに本市の将来像では、「緑の多いまち」「川や水路がきれいなまち」に続き「ごみのない清潔なまち」が多い結果となっており、豊かな自然を有する本市の地域性と課題を反映した結果であると考えます。

事業者における事業の実施においては、「ごみの適正な処理、リサイクルの推進」「電気、燃料、水などの省エネルギー活動」が取組として多く、その他の項目と比較して定着していることがうかがえます。また、環境保全に取り組むことは、「事業所としての社会的責任の一環である」「今後の業績を左右する要素になる」との答えが多くを占め、環境問題に取り組むことが重要であることを認識している結果と考えます。また、環境問題解決のため、省エネルギーの推進は事業者の重要な取組の一つとなりつつありますが、現状は削減に至っていないことがうかがえます。

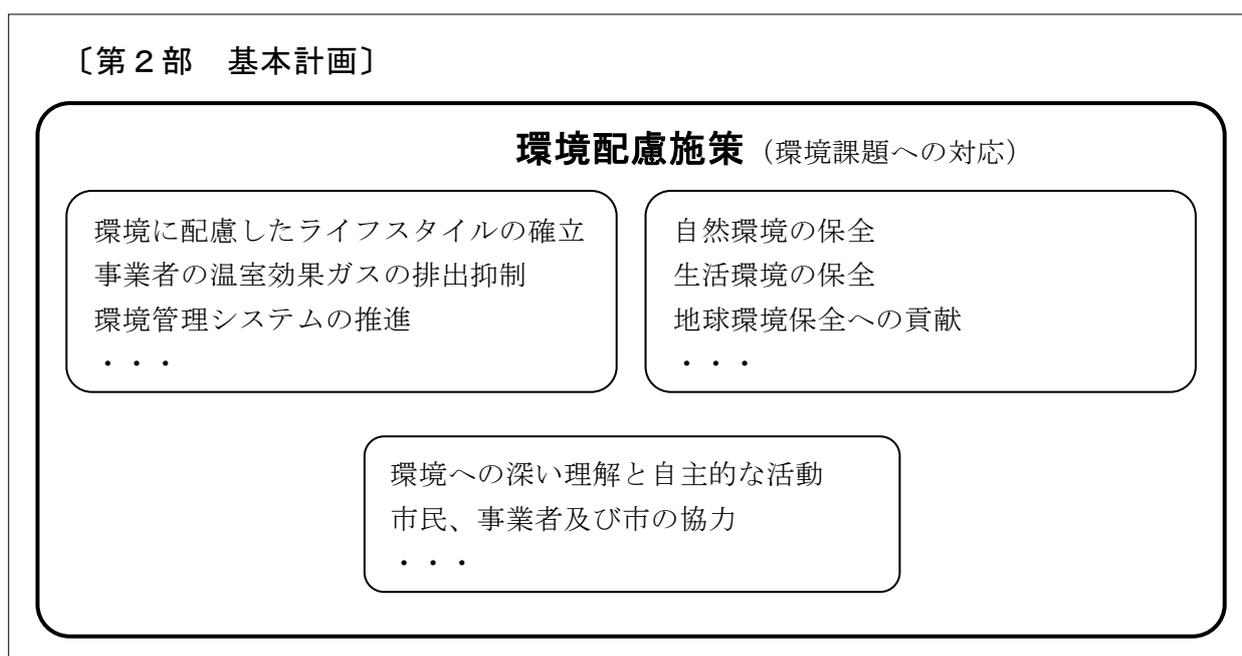
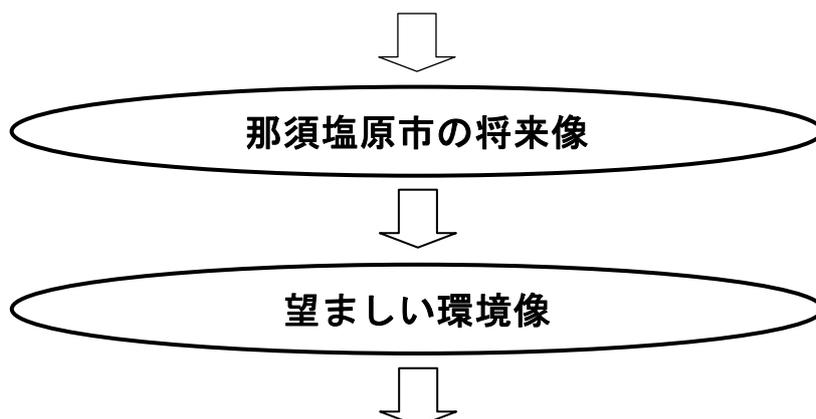
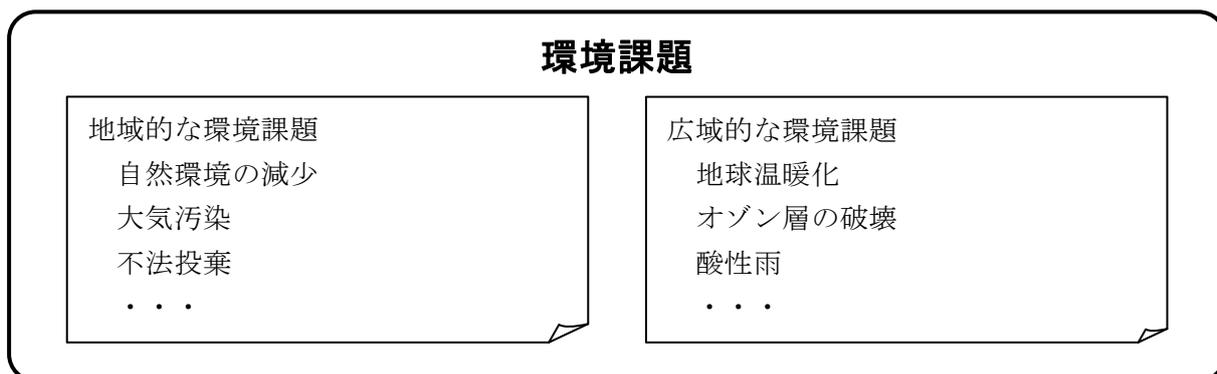
市民と事業者に共通する意見としては、「情報が不足している」が挙げられ、情報不足や取組内容の提示不足などが原因で、行動に結びついていないことが考えられます。行政に対する要望として、市民は「環境教育・環境学習の推進」を、事業者は「情報提供」を求めています。

本市は、これらの結果を踏まえ、市民、事業者及び市の必要な取組内容等について「第2部基本計画」に定めます。

第4章 基本理念の具体化

第1節 基本的な考え方

本市の環境の現状と課題を踏まえ、那須塩原市の将来像、望ましい環境像を定め、那須塩原市としての環境の保全と創造に向けた基本理念を具体的に明らかにし、「第2部 基本計画」で、それを実現するための環境配慮施策を定めます。



第2節 那須塩原市の将来像

環境基本計画は、第1次那須塩原市総合計画を基本としているため、那須塩原市の将来像を、次のとおり定めます。

人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原

市民一人一人が本市の自然を大切にしながら、安心して暮らすことができ、夢や希望をもって「やすらぎ」を感じることができるまちを目指します。

第3節 望ましい環境像

本市の将来像「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」を実現するためには、

- ・今日の環境問題が、環境そのものを総合的に捉えて対応していく必要があること。
- ・日常生活や事業活動全般にわたり環境への負荷が多いこと。
- ・地球規模の空間的な広がりや将来世代にわたる時間的な広がりを持つ人類共通の課題であること。

などを考慮し、課題の性質に応じ、各種規制措置や環境教育・環境学習の推進、市民や事業者の自発的な取組への支援など、多様な施策手法を適切に組み合わせることが必要です。そのため、次の6つの望ましい環境像を定め、総合的な施策の展開を図ります。

自然の持つ機能を維持するため、土地利用計画に基づいた計画的な森林や農地の管理・保全等を行い、また活用することで、自然の持つ機能を最大限に引き出し、

人と自然が共に生きる潤いのあるまち

を実現します。

私たちは公害の被害者であると同時に、公害を発生させる加害者となります。また、原発事故による放射能汚染は、我々の生活に影響と不安を与えております。環境や周辺に配慮した市民生活や事業活動の確立を促し、また、放射能対策を着実に推進して、

健康で快適に暮らせるまち

を実現します。

市民生活や事業活動による環境への負荷を認識し、資源の消費を最小限に抑制するとともに、廃棄物対策を推進し、

環境への負荷の少ない持続可能なまち

を実現します。

地域特性を生かした豊かな自然や美しい景観と共生したまちづくりを進め、都市部における緑化の推進や文化財の保護・活用を進め、

豊かな心で安心して暮らせるまち

を実現します。

市民の日常生活での環境配慮や事業者の事業活動の見直しや、新エネルギー、省エネルギーの推進により、温室効果ガスのより一層の排出抑制を促し、

地球に優しいまち

を実現します。

的確で分かりやすい情報の発信や、子供からお年寄りまですべての者に合った学習の機会の創出、さらに参加・活動の機会を増すことで、

環境への深い理解と自主的な活動を促進するまち

を実現します。

第4節 計画の推進方針

望ましい環境像を早期によりよい形で実現するためには効率的・効果的に計画を実行していく必要があります。そのための計画の推進方針を以下に示します。

- **社会経済活動のあらゆる側面を総合的に捉え、有効な環境施策を展開していきます。**

環境に関する規制手法、未然防止対策、経済的手法などの各種施策を、効果的・総合的な組合せにより進めます。

- **環境効率性の考え方を採用していきます。**

地球環境への負荷は依然として増加傾向にあり、人間活動による負荷と自然の環境浄化とのバランスは大きく揺らいでいます。これを改善するためには、総量としての環境負荷を低減させて行くことが不可欠です。各産業においては、可能な限り資源・エネルギーの使用を効率化することにより、経済活動による環境負荷を低減する必要があります。

- **予防的視点、汚染者負担原則、環境リスクの考え方を採用していきます。**

環境汚染を未然に防ぐことはもとより、私たち一人一人が環境汚染の加害者になりうることを認識し環境リスクの考え方を採用することで、水質汚濁や土壌汚染など環境面での「負の遺産」を将来の世代に残さないことを目指します。



アキアカネ



フキバッタ類

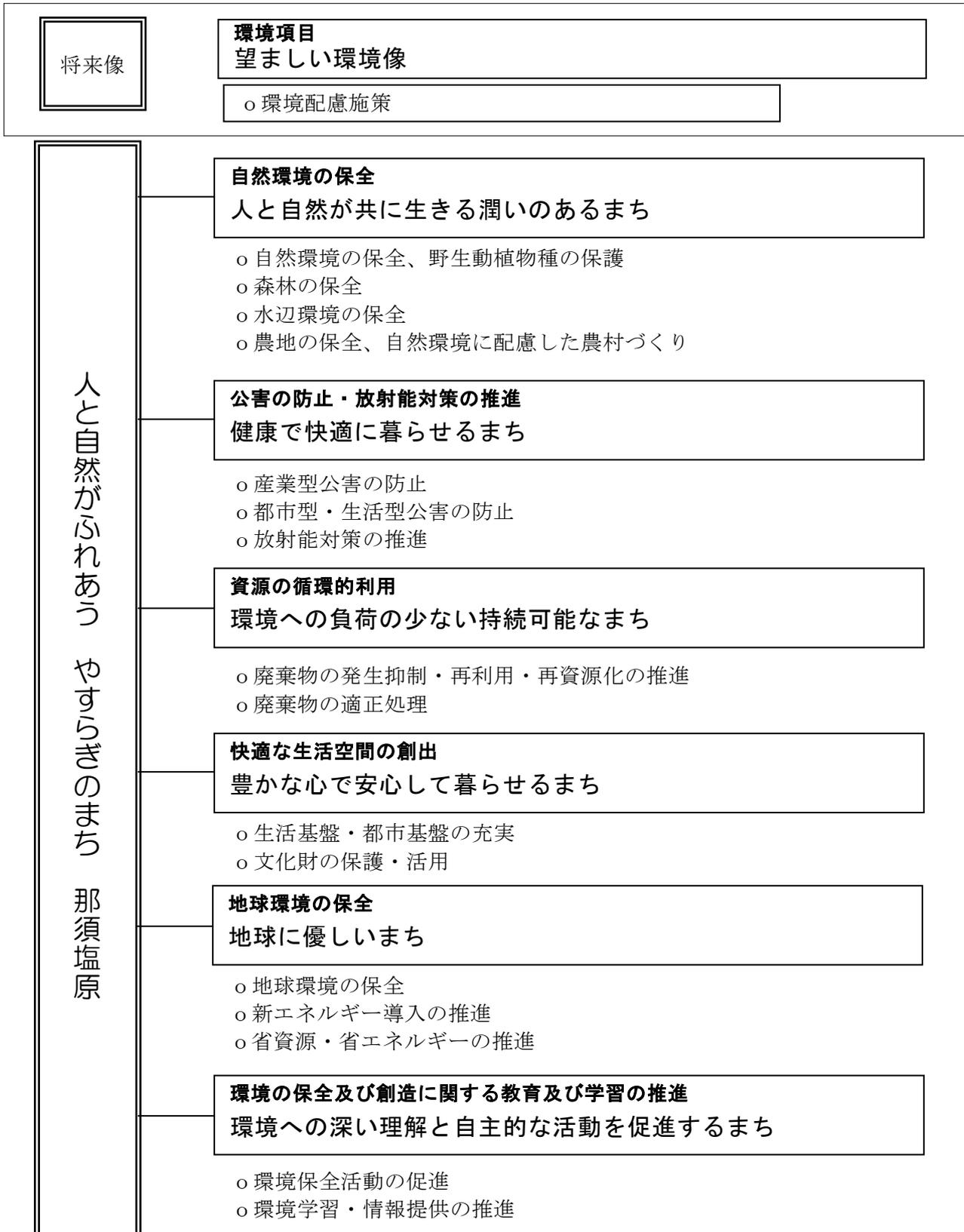
第2部 基本計画



乃木神社の樹林

第1章 計画の展開

那須塩原の将来像を実現するため、「第1部 基本構想」で定めた6つの「望ましい環境像」ごとに環境項目を設定し、それぞれ必要に応じた環境配慮施策を定め、計画の展開を図ります。



第2章 環境配慮施策

人間の活動の拡大や産業構造の変化により現在直面することとなった環境課題に対処し、本市の自然と優れた文化を継承し、市民が豊かで安心して暮らすため、6つの「環境項目」「望ましい環境像」を定めました。この章では、「望ましい環境像」を具体化するための環境配慮施策を示します。この章の各節は、「1 望ましい環境像」「2 目標」「3 施策」「4 指標」により構成されます。

「1 望ましい環境像」では、環境項目ごとに望ましい環境像とその背景となる本市の姿を示し、「2 目標」では、望ましい環境像の実現のために計画の目指す到達点であり達成すべき事項としての目標を示します。「3 施策」では、市民や事業者への情報の提供、都市整備などの各種事業、関連計画の策定及び環境保全のための規制などからなる目標を達成するため、本市が行う具体的な施策を示します。さらに「4 指標」では、環境側面ごとに環境の現状を指標として表し、将来に向けての目指す方向性を示します。

環境配慮施策は、市民、事業者、行政が環境保全に向けた価値観を共有し、各主体が協力し行動するための方向性を示すものとして活用されることが望まれます。さらに、「望ましい環境像」の実現のため「目標」を設定し、「目標」達成のための「施策」を行い、「施策」の結果としての環境の状況を「指標」で検証することにより、今後、目標や施策の見直しが継続的に行われることが必要です。これらの施策の中から特に重要と考える施策を重点施策として次章に記述します。

また、環境配慮施策は、「第3部 環境配慮行動指針」及び「第4部 地域別環境配慮指針」の基礎となるものです。

※ 施策に記載されている $\textcircled{\text{重}}$ とは、「第3章 重点施策」で位置付けられている項目を指します。

※ 複数の「環境項目」にわたる施策に係る「指標」は、代表的な「環境項目」で記載しました。

第1節 自然環境の保全

1 望ましい環境像

人と自然が共に生きる潤いのあるまち

本市には、広大な那須野ヶ原に育まれた緑、日光国立公園に属する優れた景観の山岳林、那珂川や箒川の清流など豊かな自然が存在します。

この豊かな自然は、私たちの生存基盤となります。森林は、水の恵みを与えてくれる水源かん養、土砂流出・山地崩壊防止など自然災害の抑制、地球温暖化の原因である二酸化炭素の吸収、野生動植物種の生息・生育場所の確保、さらには、私たちに安らぎや、憩いの場を与えてくれる欠かすことのできない保健休養機能など様々な公益的機能を果たしています。

土地利用計画を始めとした各種計画に基づいた計画的な森林や農地の管理・保全等を行い、自然の持つ公益的機能の向上により、人と自然がともに生きる潤いのあるまちを目指します。

2 目標

- 自然環境の保全、野生動植物種の保護を推進し、自然とのふれあいを大切にする地域の実現
- 森林の保全による公益的機能の向上と多目的利用の充実
- 水辺環境の保全、親水空間としての活用の充実
- 適切な土地利用等による農地の保全と自然環境に配慮した農村づくりによる生物多様性の維持

3 施策

(1) 自然環境の保全、野生動植物種の保護

ア 自然環境の保全

○法律や条例などの遵守の徹底により、自然環境の保全を図ります。

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、自然公園法、自然環境保全体法、(栃木県)自然環境の保全及び緑化に関する条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律等の徹底等の推進

○自然環境等に配慮した計画的な土地利用を推進します。

- ・(重) 国土利用計画那須塩原市計画に基づく計画的な土地利用の推進 (重複 p46他・48)
- ・(重) 那須塩原市土地利用調整基本計画に基づく計画的な土地利用の推進 (重複 p46他・48)

○生態系を維持・回復するために、生物の多様性を確保します。

- ・那須塩原市野生動植物保護団体と協働した活動の推進
- ・生物多様性とちぎ戦略に基づく県と連携した取組の展開

イ 希少野生動植物種の保護

○市内に生息・生育する希少野生動植物種の保護を推進します。

- ・(重) 那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく保護の推進

○野生動植物種の生息・生育状況等の調査・研究を推進します。

- ・(重) 動植物調査研究会の開催及び動植物実態調査事業の実施 (レッドデータブックの策定)

ウ 自然環境の保全意識の高揚

○自然に対する保全意識の高揚を推進します。

- ・(重) 自然観察教室、自然観察講座、環境企画展等の開催 (重複 p47・70)

○外来種による被害の防止に関する普及啓発に努めます。

- ・特定外来生物に関する情報の提供

(2) 森林の保全

ア 森林の保全

○森林の保全等に配慮した計画的な土地利用を推進します。

- ・(重) 国土利用計画那須塩原市計画に基づく計画的な土地利用の推進 (重複 p46他・48)
- ・(重) 那須塩原市土地利用調整基本計画に基づく計画的な土地利用の推進 (重複 p46他・48)
- ・那須塩原市森林整備計画に基づく計画的な森林整備の推進

- ・平地林など無秩序な森林伐採の防止の推進（重複 p61）

○森林資源を保全します。

- ・倒木被害等の防止を図るための病害虫防除事業の実施
- ・森林環境の保全を図るための森林管理事業の実施（重複 p66）
- ・森林整備地域活動支援事業、森林の生育状況調査等の実施（重複 p66）

イ 多目的利用の推進、保全意識の高揚

○多目的利用を推進します。

- ・自然体験や自然とのふれあい活動の推進
- ・憩いの場、レクリエーションの場としての活用の推進（重複 p47他）

○森林の保全意識の高揚を図ります。

- ・国立公園の美化活動の実施

（3）水辺環境の保全

ア 水辺環境の保全

○水質の保全、河川環境の保全を図ります。

- ・那珂川、箒川における水生生物調査の実施
- ・水源周辺及び上流域での水質保全の推進
- ・湿原や湧水地等の湿地の保全の推進

○生態系に配慮した河川整備を実施します。

- ・生態系に配慮した多自然型水辺づくりの推進

○水辺環境の維持・向上を推進します。

- ・農地・農村環境の向上を図るための農道、水路等の保全活動の実施（重複 p47他・48）
- ・水辺環境の維持・保全を図るためのごみ拾い等美化運動の実施

イ 多目的利用の推進、保全意識の高揚

○多目的利用を推進します。

- ・憩いの場、レクリエーションの場としての活用の推進（重複 p47他）

○水辺環境の保全意識の高揚を図ります。

- ・農地・農村環境の向上を図るための農道、水路等の保全活動の実施（重複 p47他・48）
- ・稚魚の放流等の実施
- ・水生生物調査（水辺教室）等の開催
- ・㊦自然観察教室、自然観察講座、環境企画展等の開催（重複 p46・70）
- ・河川清掃等美化作業の実施

（4）農地の保全、自然環境に配慮した農村づくり

ア 農地の保全

○適切な土地利用の誘導により、農地の保全を推進します。

- ・ ㊦ 国土利用計画那須塩原市計画に基づく計画的な土地利用の推進（重複 p46）
- ・ ㊦ 那須塩原市土地利用調整基本計画に基づく計画的な土地利用の推進（重複 p46）
- ・ 那須塩原市農業振興地域整備計画に基づく計画的な土地利用の推進

○農地の保全、生物多様性の保全を推進します。

- ・ 農地・農村環境の向上を図るための農道、水路等の保全活動の実施（重複 p47）
- ・ 生物多様性を保全するための耕作放棄地の把握と有効活用の推進

イ 自然環境に配慮した農村づくり

○自然環境に配慮した農村づくり、生物多様性の保全を推進します。

- ・ 環境との調和（環境への負荷や影響の回避・低減等）や生物多様性の保全に配慮した土地改良事業の実施
- ・ 農薬や化学肥料の適正な使用の推進（重複 p51）
- ・ 那須塩原市環境保全型農業推進方針に基づく有機農業等の施策の展開
- ・ 持続可能な社会の構築に寄与する地産地消の推進

4 指標

施策項目 指標項目	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）	備考
	1 自然環境の保全、動植物の保護				
自然公園等指定面積	23,338 ha (平17)	23,338 ha (平22)	維持	23,338 ha (平28)	* 1
生息地等保全協定区数	0 箇所 (平17)	0 箇所 (平22)	増加	25 箇所 (平28)	
2 森林の保全					
森林面積	38,901 ha (平16)	38,610 ha (平22)	維持	38,320 ha (平28)	
保安林指定面積（民有林）	4,391 ha (平18)	4,569 ha (平22)	維持	—	* 2
3 水辺環境の保全					
市の水生生物調査地点に係る総合評価結果における α s の達成率（那珂川）	100 % (平18)	100 % (平22)	維持	100 % (平28)	* 3
市の水生生物調査地点に係る総合評価結果における α s の達成率（箒川）	100 % (平18)	100 % (平22)	維持	100 % (平28)	* 3
水辺のレクリエーション施設の面積	32.1 ha (平19)	32.1 ha (平22)	維持	32.1 ha (平28)	* 4
水辺の観察会・イベントの開催回数	3 回/年 (平18)	4 回/年 (平22)	増加	5 回/年 (平28)	
4 農地の保全、自然環境に配慮した農村づくり					
農用地面積	10,090 ha (平16)	8,494 ha (平22)	維持	7,611 ha (平28)	
遊休農地面積	22.32 ha (平17)	35.50 ha (平22)	減少	10.50 ha (平28)	
堆肥センター処理量	5,319 t/年 (平18)	11,204 t/年 (平22)	増加	19,470 t/年 (平28)	

* 1 日光国立公園、国指定自然環境保全地域（大佐飛山）、県指定自然環境保全地域（箒根、七千山）

* 2 平成22年度版栃木県森林・林業統計書

* 3 水生生物調査の結果は、 α s（きれい）、 β m s（少し汚れている）、 α m s（かなり汚れている）、 ρ s（極めて汚れている）の4つに分類

* 4 那珂川河畔公園、那珂川河畔運動公園、鳥野目河川公園、戸田水辺公園

第2節 公害の防止・放射能対策の推進

1 望ましい環境像

健康で快適に暮らせるまち

これまで私たちは、生活における便利さや快適さを求め続けてきました。その結果、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済の仕組みを生み出し、昭和30年代には産業型公害を発生させました。その後、法の整備による事業所規制などが行われ、産業型公害は減少しましたが、現在では、自動車の排ガスや生活排水など、私たちの日常生活が原因で発生する都市型・生活型の公害が顕在化しています。

私たちは公害の被害者であると同時に、公害を発生させる加害者となります。私たち一人一人が環境や周辺に配慮したライフスタイルを確立することにより、健康で快適に暮らせるまちを目指します。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染は、私たちの生活環境に深刻な影響を与えました。この問題は一朝一夕で解決できるものではありません。私たちは長期的に放射能対策に取り組んでいきます。

2 目標

- 環境への負荷の少ない事業活動の実現
- 環境への負荷の少ないライフスタイルへの転換
- 市民の放射能汚染に対する不安の解消

3 施策

(1) 産業型公害の防止

ア 大気環境の保全

○事業場からの大気汚染物質の発生抑制を推進します。

- ・ばい煙や揮発性有機化合物、粉じんを排出する施設に対する規制基準の遵守及び排出対策の徹底等の推進
- ・ダイオキシン類を発生する施設に対する規制基準の遵守及び排出対策の徹底等の推進
(重複 p51他)

○野焼き行為の防止を推進します。

- ・野焼き行為の防止の推進 (重複 p52・53・57)

イ 水環境・土壌環境の保全

○事業場からの水質汚濁物質排出の防止を推進します。

- ・汚水を排出する施設に対する規制基準の遵守及び排出対策の徹底等の推進
- ・ダイオキシン類を発生する施設に対する規制基準の遵守及び排出対策の徹底等の推進
(重複 p51他)
- ・事業場等の排水の定期的な調査の実施

○農薬や化学肥料による公共用水域、地下水、土壌の汚染の防止を推進します。

- ・農薬や化学肥料の適正な使用の推進 (重複 p48)

○家畜排せつ物の適正な利用により公共用水域、地下水、土壌の汚染の防止を推進します。

- ・家畜排せつ物を肥料として使用するに当たっての堆肥化、適正な散布方法や土壌還元等の推進 (重複 p52)
- ・補助事業等を活用した家畜排せつ物の利活用に係る処理設備の導入に関する支援 (重複 p57)

○廃棄物の不法投棄防止のための監視の強化と土砂条例に基づく指導等により公共用水域、地下水、土壌の汚染の防止を推進します。

- ・㊦廃棄物の不法投棄防止のため、廃棄物監視員による巡回の強化、不法投棄防止看板の設置及び警察等関係機関との連携の充実 (重複 p53・58)
- ・県や市の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例(土砂条例)の徹底等の推進

ウ 騒音、振動、悪臭の防止

○事業場等からの騒音、振動、悪臭の発生の防止を推進します。

- ・騒音、振動を発生する施設や建設作業に対する規制基準の遵守及び発生防止の徹底等の推進
- ・拡声機の使用や深夜営業に伴う騒音に対する規制基準の遵守及び発生防止の徹底等の推進

・悪臭を発生する施設に対する規制基準の遵守及び発生防止の徹底等の推進

○家畜排せつ物の適正な使用等に係る指導により悪臭の発生の防止を推進します。

・家畜排せつ物を肥料として使用するに当たっての適正な散布方法や土壌還元等の推進
(重複 p51)

○野焼き行為の防止により悪臭の発生の防止を推進します。

・野焼き行為の防止の推進 (重複 p51・52他・53・57)

エ 共通事項

- ・事業活動に起因する公害苦情への迅速かつ適切な対応
- ・公害の発生防止に配慮した公共事業の推進
- ・適正な調査等を通じた公共施設における公害対策の推進
- ・地域と事業場が締結する公害防止協定の策定等の支援

(2) 都市型・生活型公害の防止

ア 大気環境の保全

○関係機関等と連携し、光化学スモッグの発生抑制等、大気汚染に係る総合的な対策・監視を推進します。

- ・県と連携した大気の定期的な調査の実施
- ・公共交通機関の利用向上を図るためのバス路線等の充実 (重複 p61・66・67)
- ・関係機関等と連携し、光化学オキシダントの発生原因となる炭化水素や窒素酸化物の適正な処理、排出抑制等に関する総合的な対策の推進
- ・光化学スモッグ注意報等発令時における関係機関等への迅速な連絡調整及び被害状況把握の推進
- ・アイドリングストップなどエコドライブ運動の促進 (重複 p66・67)
- ・市民や事業者への低公害車・低燃費車の導入の促進 (重複 p66・67)
- ・交通渋滞の緩和など環境に配慮した計画的な道路整備の推進 (重複 p61)

○公用車における環境配慮を推進します。

- ・公用車における低公害車・低燃費車の導入の推進 (重複 p67)
- ・公用車におけるエコドライブの実施 (重複 p67)

○野焼き行為の防止を推進します。

・野焼き行為の防止の推進 (重複 p51・52他・53・57)

イ 水環境・土壌環境の保全

○水質汚濁防止に係る取組を多面的に推進し、公共用水域、地下水、土壌の保全・監視に努めます。

- ・河川や地下水の定期的な水質調査の実施
- ・公共下水道や合併処理浄化槽等の計画的な整備・普及の推進 (重複 p61)

○不法投棄の防止を図り、公共用水域、地下水、土壌の汚染の防止を推進します。

- ・ ㊟ 廃棄物の不法投棄防止のため、廃棄物監視員による巡回の強化、不法投棄防止看板の設置及び警察等関係機関との連携の充実（重複 p51・58）

○河川等で異常水質が発生した時は、迅速に対応し、被害拡大の防止等に努めます。

- ・ 異常水質発生時における被害拡大の防止や原因究明等の迅速な対応

ウ 騒音、振動、悪臭の防止

○騒音、振動、悪臭に係る定期的な監視及び指導により騒音、振動、悪臭の発生の防止を推進します。

- ・ 道路や新幹線の騒音、振動の定期的な調査の実施
- ・ 周辺地域への騒音、振動、悪臭の発生防止の推進

○道路の整備及び維持・管理における環境配慮を推進します。

- ・ 騒音や振動の発生抑制に向けた道路の計画的な維持・補修の推進（重複 p61）
- ・ 低騒音・低振動型舗装による計画的な道路整備の推進（重複 p61）
- ・ 沿道における騒音緩和のための街路樹整備の推進（重複 p61）

○野焼き行為の防止により悪臭の発生の防止を推進します。

- ・ 野焼き行為の防止の推進（重複 p51・52・57）

エ 共通事項

- ・ 市民生活等に起因する一般苦情への迅速かつ適切な対応

（3）放射能対策の推進

ア 放射線量等の測定の実施

○空間及び食物などの放射線量等を測定し、現状の把握に努めます。

- ・ 市内全域の空間放射線量の測定の実施
- ・ 公共施設の空間放射線量の測定の実施
- ・ 食物等の放射性物質の測定の実施
- ・ 水道水の放射性物質の測定の実施

イ 公共施設の除染

○公共施設の放射線量の数値が高い場所の除染を実施し、放射線量の低減を図ります。

- ・ 公共施設の敷地の表土の除去等の実施
- ・ 公共施設の側溝や雨水集水枡周辺等の除染の実施
- ・ 都市公園、道路施設等の除染の実施
- ・ 那須塩原クリーンセンターの焼却灰の適正処理の実施
- ・ 浄水場の浄水発生土及び水処理センターの下水汚泥の適正処理の実施

ウ こどもたちを守るための放射線量等の測定及び除染

○教育、保育施設の放射線量等の測定及び除染を実施し、放射線量の低減を図ります。

- ・小中学校、幼稚園、保育園、児童クラブ等における空間放射線量の測定及びその支援
- ・校庭、園庭の表土除去や側溝、雨水集水枡周辺等の除染の実施及びその支援
- ・給食等の食材の放射性物質測定の実施

エ その他放射能対策の推進

○随時、放射能問題に係る最新の情報を入手し、更なる放射能対策を推進します。

- ・市民の不安を解消するためのきめ細かな情報の提供
- ・民有地の除染に関する情報の提供
- ・市民への放射線測定器の貸し出しの実施
- ・放射能に関する講演会、学習会の開催
- ・専門的アドバイザーによる放射能対策の助言、指導
- ・那須塩原市放射能対策本部によるその他具体的な対策の検討及び推進

4 指標

施策項目 指標項目	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）	備考
1 産業型公害の防止					
環境基準（健康項目）達成率 （那珂川4箇所）	100 % （平17）	100 % （平21）	維持	100 % （平28）	栃木県 * 1
環境基準（健康項目）達成率 （箒川2箇所）	100 % （平17）	100 % （平21）	維持	100 % （平28）	栃木県 * 1
苦情件数（産業型公害）	57 件/年 （平18）	40 件/年 （平22）	減少	30 件/年 （平28）	* 2
2 都市型・生活型公害の防止					
一般大気環境基準超過日数	0 日/年 （平17）	0 日/年 （平22）	維持	0 日/年 （平28）	* 3
光化学スモッグ注意報発令数 （県北東部）	1 回/年 （平18）	0 回/年 （平22）	減少	0 回/年 （平28）	
光化学スモッグによる健康被害者数（県北東部）	0 人/年 （平18）	0 人/年 （平22）	維持	0 人/年 （平28）	
公用車におけるハイブリッド自動車の台数	9 台 （平18）	14 台 （平22）	増加	—	
環境基準（BOD）達成率 （那珂川4箇所）	100 % （平17）	96 % （平22）	維持	100 % （平28）	
環境基準（BOD）達成率 （箒川2箇所）	92 % （平17）	100 % （平22）	増加	100 % （平28）	
異常水質発生件数	7 件/年 （平18）	0 件/年 （平22）	減少	0 件/年 （平28）	
苦情件数（都市型生活型公害）	178 件/年 （平18）	210 件/年 （平22）	減少	158 件/年 （平28）	* 4
騒音（昼間）に係る環境基準達成率（道路に面する地域、市内6箇所）	67 % （平18）	86 % （平22）	増加	100 % （平28）	
騒音（夜間）に係る環境基準達成率（道路に面する地域、市内6箇所）	67 % （平18）	71 % （平22）	増加	100 % （平28）	

* 1 栃木県水質年表

* 2 事業活動が原因となっている苦情件数

* 3 黒磯保健センターの一般大気環境測定局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質のいずれかが環境基準を超過した日数（光化学オキシダントは除く）

* 4 市民生活が原因となっている苦情件数（発生源が不明であった苦情も含む。）

第3節 資源の循環的利用

1 望ましい環境像

環境への負荷の少ない持続可能なまち

私たちの生活は、日々大量の資源を消費しています。様々な天然資源は有限であり再生が不可能です。天然資源の中でも特に化石燃料は、消費により地中に固定されていた二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中へ放出してしまうため、地球温暖化を招き、異常気象等を発生させる主たる要因となっています。このまま二酸化炭素の排出が続けば、人類の生存基盤である地球環境に多大な影響を与えることは明白です。

循環型社会の形成のために、廃棄物の発生抑制（リデュース）、製品や部品等の再使用（リユース）、使用済み製品等の原材料としての再生利用（リサイクル）を推進するなど、廃棄物に関する総合的な循環の仕組みを構築する必要があります。

私たち一人一人が生活による環境への負荷を認識し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指します。

2 目標

- ごみの減量・資源化に配慮した地域の実現
- 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

3 施策

(1) 廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化の推進

ア 廃棄物の発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）

○廃棄物の発生抑制・リサイクル等に配慮したエコライフを促進します。

- ・マイバッグ運動の促進
- ・生ごみの水切り等の促進
- ・補助事業を活用したコンポスト容器など家庭の生ごみ処理機の設置の促進

○廃棄物の発生抑制・リサイクル等に配慮した事業活動を促進します。

- ・多量排出事業者に対する減量計画の策定、実施制度の導入
- ・排出事業者や処理業者に対する産業廃棄物の減量化・再生利用化の促進
- ・廃棄物の削減等に取り組む事業所の公表、顕彰制度の検討
- ・ごみ減量協力店（使用済製品・容器の回収等、ごみ減量・リサイクルへの取組を積極的に行っている小売店）の拡大の検討
- ・家畜排せつ物や給食センターの生ごみの処理に関する堆肥センターの積極的な活用の促進
- ・補助事業等を活用した家畜排せつ物の利活用に係る処理設備の導入に関する支援（重複 p51）

○廃棄物の発生抑制・リサイクル等に配慮した行政運営を推進します。

- ・市の各種イベント等におけるごみの減量化等の推進
- ・再生可能な粗大ごみの補修による再利用の推進
- ・一般廃棄物最終処分場の延命化を図るためのごみの減量化及びごみ処理施設から発生する焼却灰の資源化の推進
- ・県実施のエネルギー活用型酪農経営モデルのバイオマス実証実験への協力（重複 p67）
- ・公共事業における再生材や建築廃材等の積極的な利用

○廃棄物の発生抑制・リサイクル等に向けた取組を総合的に推進します。

- ・那須塩原市環境基金を活用したリサイクル等に関する事業の実施（剪定枝及び落葉回収事業、廃食用油回収事業等）
- ・市民団体等が行う集団資源回収交付金制度の推進
- ・リターナブル製品や再生資源を利用した製品、エコマーク付きの商品の利用など、グリーン購入の促進
- ・最適なりサイクルのあり方等に関する調査・研究
- ・「家電リサイクル法」の遵守の徹底等の推進
- ・野焼き行為の防止の推進（重複 p51・52・53）

(2) 廃棄物の適正処理

ア 廃棄物の適正処理

○一般廃棄物の効率的な収集・運搬体制を確立し環境負荷の低減を図ります。

- ・ ㊦ ごみの減量及び資源化の向上を図るための一般廃棄物分別収集区分の徹底
- ・ 高齢化社会等に配慮した収集・運搬体制の確立
- ・ ごみ減量化・資源化の向上等を図るためのごみ減量推進委員制度の推進
- ・ 天然ガスやアルコール、バイオディーゼルなど、環境に優しい燃料を利用するごみ収集運搬車両導入の推進（重複 p67）

○ごみ処理施設の安全化と効率化を図り環境負荷の低減を図ります。

- ・ 那須塩原市クリーンセンターの安定的な稼働の推進
- ・ ごみ処理施設における焼却エネルギーの積極的な活用
- ・ 災害発生時における近隣の市町や組合との相互援助協定に基づく災害廃棄物の円滑な処理の推進
- ・ ごみ処理事業の適正管理の向上を図るための廃棄物会計の導入に関する検討
- ・ 医療機関等における感染性医療廃棄物の適正処分の推進
- ・ ㊦ 産業廃棄物処理施設の立地の抑制に関する方策の検討

イ 不法投棄の撲滅

○関係機関と連携を図りながら、監視の強化を図ります。

- ・ ㊦ 廃棄物の不法投棄防止のため、廃棄物監視員による巡回の強化、不法投棄防止看板の設置及び警察等関係機関との連携の充実（重複 p51・53）
- ・ ㊦ 産業廃棄物処理施設に対する適正管理の確保を図るための監視の強化

○法や条例に係る指導等を徹底します。

- ・ 「那須塩原市空き缶等のポイ捨て及び散乱防止に関する条例」の適正な運用
- ・ 産業廃棄物処理に係る委託基準・産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の徹底、処理責任の明確化など、排出事業者や処理業者における適正処理の推進
- ・ 産業廃棄物処理における表示（運搬、保管など）の徹底化
- ・ 改善勧告や命令等に従わない悪質な事案に対する警察との連携による適切かつ迅速な対応

4 指標

施策項目 指標項目	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）	備考
1 廃棄物の減量・再利用・再資源化の推進					
生活系廃棄物の排出量	33,652 t/年 (平17)	27,354 t/年 (平22)	減少	30,955 t/年 (平31)	* 1
事業系廃棄物の排出量	14,740 t/年 (平17)	15,550 t/年 (平22)	減少	13,608 t/年 (平31)	* 1
一般廃棄物の再生利用率	17.0 % (平17)	17.7 % (平22)	増加	30.0 % (平31)	
廃棄物の削減に取り組む事業所の顕彰件数	0 件 (平17)	0 件 (平22)	増加	20 件 (平28)	
2 廃棄物の適正処理					
一般廃棄物の最終処分率	10.4 % (平17)	7.5 % (平22)	減少	4.0 % (平31)	
不法投棄などに関する苦情・相談処理件数	183 件/年 (平17)	228 件/年 (平22)	減少	171 件/年 (平28)	

* 1 平成23年3月1日に発生した東日本大震災による災害ごみの量は除外（災害ごみを含めた排出量は、生活系が27,446 t/年、事業系が15,571 t/年）

第4節 快適な生活空間の創出

1 望ましい環境像

豊かな心で安心して暮らせるまち

すべての市民が快適な生活を実感しつつ環境の恵みを享受し続けることが望まれます。そのため、私たちの生活基盤であるインフラや豊かで文化的な生活を営むための文教施設の整備は重要です。本市において人口は増加傾向にありますが、国内では人口が減少し、少子高齢化が進んでいます。本市においても将来の予測を踏まえたバリアフリー化の推進や公共交通の充実などを進めることが望まれます。

また、市内の緑地や歴史的文化財などは、市民の暮らしを豊かにするものとして大切にしていける必要があります。特に、緑地については、本市では開発の進行により減少しつつあります。計画的な土地利用により、無秩序な開発を防止し安らぎのある生活空間の創造が望まれます。

2 目標

- 地域特性を生かした豊かな自然や美しい景観と共生したまちづくりの進展
- 歴史や文化を尊重し、周辺の自然環境と調和した都市景観づくりの進展

3 施策

(1) 生活基盤・都市基盤の充実

ア 生活基盤の整備

○ライフライン、公共施設等の環境に配慮した整備及び維持管理を推進します。

- ・公共交通機関の利用向上を図るためのバス路線等の充実（重複 p52・66・67）
- ・施設、道路や広場のバリアフリー化の推進
- ・公共施設の利用率の向上と効果的な活用の促進
- ・適正な開発行為の推進
- ・基幹水道施設の耐震化の推進
- ・石綿セメント管更新の推進
- ・災害発生時のライフラインの確保

イ 都市基盤の整備

○都市部における計画的な道路整備等を推進します。

- ・交通渋滞の緩和など環境に配慮した計画的な道路整備の推進（重複 p52）
- ・騒音や振動の発生抑制に向けた道路の計画的な維持・補修の推進（重複 p53）
- ・低騒音・低振動型舗装による計画的な道路整備の推進（重複 p53）
- ・沿道における騒音緩和のための街路樹整備の推進（重複 p53）

○適正な排水処理を推進します。

- ・下水道雨水幹線等の整備の推進
- ・公共下水道や合併処理浄化槽等の計画的な整備・普及の推進（重複 p52）

ウ 都市部における緑化の推進

○公園緑地や街路樹等の整備と保全により市域の緑化を推進します。

- ・都市公園の適正管理、市街地における緑地空間の創造、公共施設や道路空間における緑化の推進（重複 p66）
- ・老朽化した公園内施設の計画的なリフレッシュの推進
- ・郷土種や在来種などを使用した公共施設における緑化の推進

○緑化、緑地保全活動を支援し、都市緑化を促進します。

- ・苗木の配布による緑化の推進
- ・平地林など無秩序な森林伐採の防止の推進（重複 p47）
- ・都市緑化や緑地保全に関する市民活動の支援と推進
- ・郷土種や在来種などを使用した市街地における緑化の促進
- ・生け垣づくりの促進

エ 景観の保全

○自然環境を生かした緑豊かな景観の保全を推進します。

- ・屋外広告物や建築物などに対する適正な規制

- ・地域の草花、新緑、紅葉などの自然特性に配慮した建造物の色づかい、高さ及び形状などによる景観保全の推進

○町並みや歴史的建造物を生かした潤いのある景観の保全を推進します。

- ・街道、街並み、歴史的建造物やそれらと一体となって親しまれてきた庭園、樹木等の歴史的景観の保全と復元の推進
- ・電線地中化の推進

○景観条例により、適正な景観の保全を推進します。

- ・建築行為などに対する適正な規制

(2) 文化財の保護・活用

ア 文化財の保存、周辺自然環境の保全

○文化財とその周辺の自然環境を包括的に保存・保全し、地域のアメニティ創出を図ります。

- ・自然や歴史、風土に育まれた貴重な伝統文化の継承
- ・文化財周辺の景観や伝統行事の場などの文化財を取り巻く環境の適切な保全
- ・適切な指導による埋蔵文化財の保護
- ・地域住民との連携やボランティア団体の育成による文化財の保全
- ・文化財保護のため防火訓練の実施
- ・国、県指定文化財の保護のためパトロールの実施

イ 文化財の保存保護意識の高揚

○学習会などの開催により、文化財及びその周辺自然環境の保護意識の高揚を推進します。

- ・文化財めぐりや遺跡発掘現場の公開などによる啓発

那須塩原市の天然記念物

黒磯地区

区 分	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者
市指定	光徳寺門前の杉並木	昭47. 10. 25	百村2034	光徳寺
	越堀の大杉	昭47. 10. 25	越堀112	加茂神社
	鍋掛のイトヨ	昭57. 4. 20	鍋掛（清川）	鍋掛小学校
	寺子のエドヒガン	昭58. 11. 15	寺子1060	鴫巣重行
	峯薬師のコウヤマキ	昭60. 6. 20	塩野崎251	薬王寺
	板室本村のマユミ	平 3. 9. 25	板室438	板室自治会
	北和田のカヤ	平 6. 2. 18	北和田334-1	福島明
	正観寺のシダレザクラ	平13. 3. 9	鍋掛873	正観寺
	下中野のツバキ	平14. 4. 23	下中野361	本澤三男 他
	前弥六のツバキ	平14. 4. 23	前弥六17	相馬裕
	高林小学校のヒイラギ	平14. 4. 23	高林483	高林小学校
	本郷町のケンボナシ	平14. 4. 23	本郷町123-1	那須塩原市
法真寺のエドヒガン	平21. 3. 27	東小屋159	法真寺	

西那須野地区

区 分	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者
市指定	永田町の一本杉	昭39. 10. 1	永田町866-2	那須塩原市
	ノギカワモズク	昭59. 7. 1	石林 乃木神社境内	乃木神社
	乃木神社の樹林	平 3. 3. 1	石林800-1	乃木神社
	槻沢小学校の大モミジ	平 3. 3. 1	槻沢1-15	槻沢小学校
	大山参道の大モミジ並木	平 3. 3. 1	下永田 2 丁目3 他	那須塩原市
	宗源寺のエドヒガン	平 6. 12. 1	東町1-8	宗源寺
	金神神社のツバキ	平10. 3. 31	東関根202-1	渡辺ハルノ
	大山小学校のキガンピ	平10. 3. 31	下永田 8 丁目7	那須塩原市
	高柳の温泉神社のエノキ	平13. 11. 30	高柳243	高柳の温泉神社

塩原地区

区 分	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者又は管理者
国指定	逆杉	昭12. 4. 17	中塩原11	塩原八幡宮
市指定	妙雲尼塔の大杉	昭43. 10. 23	塩原665	妙雲寺
	塩原八幡宮の大榎	昭43. 10. 23	中塩原11	塩原八幡宮
	塩原の材木岩	昭43. 10. 23	下塩原東山国有林	塩那森林管理署
	嶽山箒根神社の大杉	昭43. 10. 23	宇都野1699	嶽山箒根神社
	大黒岩化石層群	昭48. 5. 3	金沢西山国有林	塩那森林管理署

4 指標

施策項目 指標項目	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）	備考
1 生活基盤・都市基盤の充実					
都市公園面積	96.9 ha (平18)	100.2 ha (平22)	増加	100.2 ha (平28)	
都市計画道路の整備率	37.7 % (平17)	42.1 % (平22)	増加	44.4 % (平28)	
道路改良率	58.8 % (平17)	63.1 % (平22)	増加	64.4 % (平28)	
舗装整備率	70.4 % (平17)	73.4 % (平22)	増加	73.5 % (平28)	
公共下水道の普及率	51.2 % (平17)	51.6 % (平22)	増加	53.0 % (平28)	
合併処理浄化槽の普及率	9.9 % (平17)	11.5 % (平22)	増加	15.3 % (平28)	
水道管耐震化率	0.9 % (平17)	12.9 % (平22)	増加	26.0 % (平28)	
石綿セメント管の残存延長	240 km (平18)	154 km (平22)	減少	0 km (平28)	
2 文化財の保護・活用					
指定文化財の件数	157 件 (平17)	162 件 (平22)	増加	180 件 (平28)	

第5節 地球環境の保全

1 望ましい環境像

地球に優しいまち

平成19年2月、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が公表したIPCC第4次評価報告書によると近年50年間の気温上昇の長期傾向は、過去100年のほぼ2倍になっているなど、環境への重大な影響を及ぼす地球温暖化がますます深刻化しています。

地球規模で温室効果ガスの排出量の低減が求められる中、日本は平成21年12月に開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）のコペンハーゲン合意に賛同し、平成32年までに、平成2年（基準年）比で25%削減することを表明しました。

また、平成21年4月施行の改正温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）において、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定の義務化や、特定排出者制度が創設され、平成23年8月には、再生可能エネルギー特措法が成立するなど、温暖化対策の法的整備が進められているところです。

一方で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故は、深刻な環境汚染を引き起こしており、これまでのエネルギー政策についての大幅な見直しが重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、本市においては、平成23年度～24年度の2カ年で地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、市域での温室効果ガス排出削減の取組について、市民、事業者それぞれの対策施策の検討はもとより、省エネルギー施策や新エネルギーの積極的かつ効果的な活用施策等も取り入れながら推進していく必要があります。

また市の事務事業についても、引き続き那須塩原市版環境マネジメントシステム（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の一層の取組推進を図る必要があります。

2 目標

- 温室効果ガス排出量の少ないまちづくりの進展
- 周辺自治体、県、国、研究機関などとのネットワーク化による環境対策の充実
- 再生可能エネルギーの推進
- 省エネルギーの推進

3 施策

(1) 地球環境の保全

ア 地球温暖化対策の全体的な取組

○市民、事業者、行政の協働による環境保全活動を促進します。

- ・(重)地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定
- ・(重)事業所におけるエコアクション21やISO14001の取組の促進

○庁内の地球温暖化対策を推進します。

- ・(重)那須塩原市版環境マネジメントシステム(那須塩原市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))の推進(重複 p67)
- ・(重)地球温暖化防止活動に資する各種イベントへの参加の推進

イ 自動車からの排気ガス排出抑制

○市民や事業者に対する低公害車の導入やエコドライブの普及を促進します。

- ・アイドリングストップなどエコドライブ運動の促進(重複 p52・67)
- ・市民や事業者への低公害車・低燃費車の導入の促進(重複 p52・67)

○効率的な公共交通ネットワークの利用・整備を推進します。

- ・公共交通機関の利用向上を図るためのバス路線等の充実(重複 p52・61・67)

ウ 森林の保全及び緑地化の促進

○森林の保全と都市における緑化を推進します。

- ・森林環境の保全を図るための森林管理事業の実施(重複 p47)
- ・森林整備地域活動支援事業、森林の生育状況調査等の実施(重複 p47)
- ・都市公園の適正配置、市街地における緑地空間の創造、公共施設や道路空間における緑化の推進(重複 p61)

○公共事業や公共施設における環境配慮を推進します。

- ・公共施設等での国産木材の積極的かつ長期間の安定した利用
- ・公共事業における輸入木材の使用の抑制

エ 広域連携

○関係機関との連携による広域的な環境対策を推進します。

- ・廃棄物処理関連施設、大気汚染物質測定結果、河川水質調査結果などの情報共有による広域的な環境対策の推進
- ・周辺自治体との環境保全施策における連携、研究機関との技術的な面の連携による環境問題への対策

(2) 新エネルギー導入の推進

ア 新エネルギー導入の推進

○公共施設等への新エネルギーの導入を推進します。

- ・太陽光発電施設等の導入の推進
- ・天然ガスやアルコール、バイオディーゼルなど、環境に優しい燃料を利用するごみ収集運搬車両導入の推進（重複 p58）

○新エネルギーの普及を促進します。

- ・住宅への太陽光発電施設又は太陽熱利用施設に対する支援制度に関する検討
- ・県実施のエネルギー活用型酪農経営モデルのバイオマス実証実験への協力（重複 p57）
- ・農業用水路などによる小水力発電導入への支援

（３）省資源・省エネルギーの推進

ア 省資源・省エネルギーの推進

○公共施設等における省資源・省エネルギーを推進します。

- ・㊦那須塩原市版環境マネジメントシステム（那須塩原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の推進（重複 p66）
- ・エネルギーの利用効率の向上を図るためのE S C O事業の導入に関する検討
- ・コージェネレーションやヒートポンプ技術を活用したエネルギーの高効率機器・設備の導入に関する検討
- ・豪雪地帯での温泉水を利用した融雪の実施
- ・公用車における低公害車・低燃費車の導入の推進（重複 p52）
- ・公用車におけるエコドライブの実施（重複 p52）
- ・処理水、冷却水など雑用水の再使用、雨水の有効利用の推進

○資源の有効活用等に向けた取組を総合的に推進します。

- ・水道水の有効利用を図るための計画的な漏水調査の実施
- ・水道水の安定供給と能力向上のための計画的な老朽管の更新・整備
- ・温泉資源の効率的な利用及び保護を図るための温泉水の集中管理の実施
- ・公共交通機関の利用向上を図るためのバス路線等の充実（重複 p52・61・66）
- ・アイドリングストップなどエコドライブ運動の促進（重複 p52・66）
- ・市民や事業者への低公害車・低燃費車の導入の促進（重複 p52・66）

4 指標

施策項目 指標項目	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）	備考
1 地球環境の保全					
市内のエコアクション21取得件数	3件 (平18)	6件 (平22)	増加	—	*1
市内のISO14001取得件数	18件 (平18)	26件 (平22)	増加	—	*2
地域バス（ゆ〜バス）の利用者数	61,152人 (平17)	117,800人 (平22)	増加	119,600人 (平28)	
3 新エネルギー導入の推進					
公共施設へ設置する太陽光発電施設の総出力数（設置箇所数）	50kw (平19) (3箇所)	85kw (平22) (6箇所)	増加	185kw (平28) (11箇所)	

*1 財団法人 地球環境戦略研究機関

*2 財団法人 日本適合性認定協会

第6節 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進

1 望ましい環境像

環境への深い理解と自主的な活動を促進するまち

今日の環境問題は、大量生産・大量消費という経済社会活動や、私たちのライフスタイルによる環境への負荷が大きく起因して発生しています。環境問題の解決には、他人事として片付けるのではなく、本市のすべての者が環境問題を理解し、自主的に改善に向けた取組を行うことが必要不可欠です。

そのためには、的確で分かりやすい情報の発信や、子供からお年寄りまですべての者に合った学習の機会の創出、さらに参加・活動の機会を増やすことが必要です。これらの取組を推進し、環境への深い理解と自主的な活動を促進するまちを目指します。

2 目標

- 各主体が環境保全を自主的、積極的に取り組む地域の実現
- 環境学習や情報提供の推進による環境配慮意識の向上

3 施策

(1) 環境保全活動の促進

ア 環境保全活動の促進

○市民、事業者、行政が相互に連携しながら、市の環境保全に向けて実践します。

- ・ 那須塩原市環境連絡会における取組の推進

○市民団体等各主体の活動の支援や制度の活用を推進します。

- ・ 子供の環境保全に係る活動を促進するためのこどもエコクラブ制度の積極的な活用
- ・ 環境保全や環境美化、文化財の保護等の取組を行っている市民団体や学校、事業所、各種団体の活動に対する支援

(2) 環境学習・情報提供の推進

ア 環境学習の推進

○環境学習の機会の充実を図るとともに自然体験学習等の開催を推進します。

- ・ ごみ処理施設等の環境保全に係る見学会の実施
- ・ 総合的な学習の時間等を活用した小中学校における環境学習の取組の充実
- ・ ④自然観察教室、自然観察講座、環境企画展等の開催（重複 p46・47）
- ・ 博物館等の公共施設を活用した環境保全意識の啓発の推進
- ・ 官民間問わず市内において環境保全に係る取組を実施している事業所等のネットワーク化を図った環境学習の機会の拡大の検討

○地域や事業所などの環境保全活動に関わる人材育成を支援します。

- ・ 環境問題に関する専門的知識を有する指導者や地域における環境保全活動のリーダー、自然解説指導者等の人材の養成に関する検討
- ・ 事業所における環境保全担当者の人材の育成等を支援するための環境講習会の実施

イ 環境情報の効果的な提供

○市広報やホームページ等の活用やイベントの開催により環境保全に関わる情報提供の充実を図ります。

- ・ 環境関係法令・制度、市内の希少野生動植物種や文化財のデータ、水質調査の結果等の市の環境関係のデータ、フリーマーケットも含めた各種環境保全関連イベントの開催など、体系的な環境保全に係る情報提供の充実
- ・ 分かりやすいごみ収集カレンダーや品目別分類表、多言語版パンフレットの作成
- ・ 観光客に対するごみの分別や持ち帰りに関する周知の徹底
- ・ 環境負荷の低減を図る取組を市内全域で展開するために、「那須塩原市版環境マネジメントシステム」の取組のPR

- ・市内の豊かな自然環境の状況や環境保全の取組等を紹介した冊子やパンフレット等の提供及びPRイベントの開催
- ・環境月間や下水道の日等の記念日を利用した環境保全意識の啓発の推進
- ・フロンの回収率を向上するための啓発の推進

4 指標

施策項目 指標項目	基準（年度）	現況（年度）	方向性	目標（年度）	備考
1 環境保全活動の促進					
こどもエコクラブ会 員団体数	3 団体（平18）	1 団体（平22）	増加	15 団体 （平28）	
2 環境学習・情報提供 の推進					
環境企画展や環境展 などへの来場者数	1,500 人/年 （平17）	9,637 人/年 （平22）	増加	12,000 人/年 （平28）	

第3章 重点施策

計画が目指す「望ましい環境像」を着実に実現していくためには、市民、事業者、市の各主体が責務と公平な役割分担の下で、相互に協力し合って環境保全の活動を積極的に取り組んでいくことが大切です。重点施策は、「望ましい環境像」を実現するために、重要性、緊急性を要し、計画期間中、特に先導的な役割を果たす施策を定めるものです。本市は、「自然環境の保全、野生動植物種の保護」「廃棄物の適正処理」「地球環境の保全」を重点施策として定め、具体的には計13の「環境配慮施策」によって取り組んでいきます。

環境基本計画における重点施策

重点施策①

「自然環境の保全、野生動植物種の保護」

- 国土利用計画那須塩原市計画に基づく計画的な土地利用の推進
- 那須塩原市土地利用調整基本計画に基づく計画的な土地利用の推進
- 那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく保護の推進
- 動植物調査研究会の開催及び動植物実態調査事業の実施（レッドデータブックの策定）
- 自然観察教室、自然観察講座、環境企画展等の開催

重点施策②

「廃棄物の適正処理」

- ごみの減量及び資源化の向上を図るための一般廃棄物分別収集区分の徹底
- 廃棄物の不法投棄防止のため、廃棄物監視員による巡回の強化、不法投棄防止看板の設置及び警察等関係機関との連携の充実
- 産業廃棄物処理施設の立地の抑制に関する方策の検討
- 産業廃棄物処理施設に対する適正処理の確保を図るための監視の強化

重点施策③

「地球環境の保全」

- 地球温暖化防止活動に資する各種イベントへの参加の推進
- 事業所におけるエコアクション21やISO14001の取組の促進
- 那須塩原市版環境マネジメントシステム（那須塩原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の推進
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

重点施策① 自然環境の保全、野生動植物種の保護

本市は、県内でも特に自然環境に恵まれた地域であり、広大な自然環境の中、希少種を含めた多種多様な野生動植物種が生息・生育しています。しかしながら、近年、農地や平地林の宅地等への土地利用の転換が進み、その結果、野生動植物種の生息、生育環境が脅かされています。一方、里地里山では、耕作地や里山林の消失や荒廃による生態系への影響が懸念されています。

これまで、本市では、豊かな自然を守るため、自然環境に配慮した計画的な土地利用の誘導や、希少野生動植物種の保護を目指した動植物実態調査事業の実施、観察会、学習会などの環境保全意識の高揚に向けた施策を展開してきました。今後それらの施策のさらなる推進により、自然環境の保全、野生動植物種の保護を推進し、自然とのふれあいを大切にする地域の実現が望まれます。

国土利用計画那須塩原市計画に基づく計画的な土地利用の推進

那須塩原市土地利用調整基本計画に基づく計画的な土地利用の推進

国土利用計画那須塩原市計画は、市の土地利用に関する諸計画の基本となるものであり、土地利用の指針となるものです。「本計画を達成するために必要な措置の概要」として、「ゆとりとうるおいのある快適な都市環境の確保や優れた自然環境の保全を図るため、緑地及び親水空間の保全・創出に努めるとともに、緑豊かな山並みや農地と平地林が調和する田園景観など、地域の特性に応じた良好な景観の保全・創出を図る。また、宅地については、住居系、商業系、工業系の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導や、市街地・工場における緑地の確保、交通施設周辺的环境整備等を推進する。」としています。

市民、事業者及び市は、「国土利用計画那須塩原市計画」及びこれを具体化し地域ごとの土地利用の方向性を示す「那須塩原市土地利用調整基本計画」などに従い、市民の貴重な資源である土地を自然環境に配慮しながら、利用することが求められます。

那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく保護の推進

動植物調査研究会の開催及び動植物実態調査事業の実施（レッドデータブックの策定）

那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、市、市民、事業者及び民間の保護団体等が協働しながら、那須塩原市の優れた自然環境を象徴する希少野生動植物種の保護を図ることを通じて、市民共有の財産である健全な自然環境を次代に継承することを目指します。

条例で定めた希少野生動植物種の個体及びその生息地・生育地については、自然環境の保護に係る関係法令・条例等の既存の制度・取組を適切に運用し、その保護を講じる一方で、特に重要な生息地・生育地については、土地の関係者と市を当事者として、生息地等保全協定を締結し、当該種の健全な生息・生育環境の保全に努めます。また、希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があると認められる種については、特別希少野生動植物種に指定し、条例でその個体の捕獲等を規制します。

一方、野生動植物種の専門家で構成する動植物調査研究会では、今後とも継続的に市内に生息・生育する野生動植物種の調査・研究に取り組み、その成果については、定期的に条例の運用に反映します。また、今後の調査・研究成果については、「（仮称）那須塩原市版レッドデータブック」としてまとめ、市民により分かり易い内容で、希少野生動植物種の保護に向けた普及啓発にも努めます。

自然観察教室、自然観察講座、環境企画展等の開催

那須塩原市では、自然環境の保全意識の向上を目指し、観察会やイベントなどの開催により、自然環境にふれあえる機会の提供を図っています。代表的なイベントとしては、「沼ッ原湿原植物観察会」や「ホタル観察会」「環境企画展」があります。

「沼ッ原湿原植物観察会」は、本市の誇る沼ッ原湿原の自然を市民にPRするとともに、植物観察や自然とのふれあいを通し、自然環境についての理解を深め、野生動植物種の保護や自然環境保全の意識の高揚を図ることを目的として開催しています。「ホタル観察会」は、きれいな水の流れと豊かな自然、そして人々の暮らしの中で、一瞬の美しい姿を見せてくれる「ホタル」を通して、水の大切さ、自然の豊かさ、命の尊さを学び、市民の環境保全の意識の高揚を図ることを目的としています。また、「環境企画展」は、本市の恵まれた自然をパネルや写真等で紹介し、市民の自然環境についての理解を深めるとともに、自然環境を見つめ直す契機として、また、市民の自然環境保護の意識の高揚を図ることを目的として開催されています。いずれのイベントも継続して開催することにより市民が自然環境に目を向け、環境保全意識の向上につなげていきます。今後は、各種観察会やイベントの開催日数等を検討し、より多くの市民に自然環境にふれあえる機会の創出を目指していきます。



コバイケイソウ



沼ッ原湿原植物観察会

重点施策② 廃棄物の適正処理

本市においては、地形的・地質的、さらに交通の便の良さなどの理由から、数多くの産業廃棄物処理施設が設置され、多量の産業廃棄物が持ち込まれ、生活環境への悪影響が懸念されています。産業廃棄物処理施設は、平成22年度末現在で市内に130箇所以上設置され、重大な問題となっており、市民と協働し、産業廃棄物処理施設の立地抑制に関する方策の検討が求められています。一方、不法投棄や野外焼却などが後を絶たず、景観や自然環境への悪影響が懸念されます。また、市内の家庭から排出される一般廃棄物についても増加傾向にあり、分別区分や排出ルールの周知等により、循環型社会の構築を目指した廃棄物処理による環境負荷の低減が求められます。

那珂川水系の最上流域に位置する自治体の責任として、また、この豊かな那須塩原市の自然環境を後世に引継ぎ、将来にわたって市民が健康で安全に安心して生活できるよう取り組んでいく必要があります。

ごみの減量及び資源化の向上を図るための 一般廃棄物分別収集区分の徹底

ごみの減量・資源化率の向上のため、平成21年4月から新しい分別・収集制度を導入しました。

今後は、更なるごみの減量、資源化率の向上のため、分別収集区分の徹底を図るとともに、新規資源物の追加など、社会情勢の変化に合わせて、分別区分、収集方法の見直しの検討を行います。

廃棄物の不法投棄防止のため、廃棄物監視員による巡回の強化、 不法投棄防止看板の設置及び警察等関係機関との連携の充実

市民の生活環境を守り、この美しい自然を次の世代に引継いでいくため、市民一人一人がごみに対する意識を高め、力を合わせ、不法投棄をしない、させない、許さない、不法投棄されたごみのない地域を作る必要があります。市は、廃棄物監視員及び市担当職員による日常的な監視・パトロールにより、不法投棄の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。また、市内の各タクシー会社及び森林組合と不法投棄の情報提供に関する協定を結び、不法投棄行為を発見した場合、直ちに市にその情報を提供してもらうことによって、早期対応を図ります。市民、事業者、市が協力し、警察など関連機関との連携を取りながら監視の強化を図ります。

産業廃棄物処理施設の立地の抑制に関する方策の検討

産業廃棄物処理施設に対する適正処理の確保を図るための監視の強化

本市には、産業廃棄物処理施設、とりわけ安定型最終処分場が過度に集中して設置されています。産業廃棄物処理施設の設置は、公共用水域、地下水、土壌の汚染といった周辺地域の生活環境への悪影響が懸念され、ひいては、下流域にある水道水源においては特に重大な悪影響を及ぼすことが懸念されるため、その抑制を図る必要があります。

そのため、産業廃棄物処理施設の設置を抑制し得る方策について検討を進めるとともに、その設置の基準を定める廃棄物処理法の改正を関係機関に求めていきます。

また、このほか、既存の処理施設については、産業廃棄物が適正に処理されるよう、県と連携を図りながら監視するとともに、処理業者及び排出事業者に対し、適正処理についての周知徹底に努めます。



不法投棄防止のための産廃収集運搬車両の早朝検問



廃棄物不法投棄防止のための監視パトロール

重点施策③ 地球環境の保全

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染など、地球規模の環境問題が顕在化する中、京都議定書などの環境に関する国際的な枠組みや連携の強化への関心が高まっています。そのため、情報の積極的な収集と正確な情報の円滑な提供、さらには、国・県などの取組への積極的な参加など、地域における一つ一つの取組を着実に進展させ国際的に貢献できる体制づくりを推進していく必要があります。

地球温暖化防止活動に資する各種イベントへの参加の推進

本市は、栃木県が主催する「省エネチャレンジ大作戦」に取り組み、平成18年度には塩原支所が事業者部門で入選を果たしています。省エネチャレンジ大作戦は、家庭、学校、事業所において電気やガスの使用量の削減（省エネ）にチャレンジし、削減量や取組内容により、それぞれの部門ごとの上位者（優秀者）を選び、表彰するものです。地球環境保全の大切さを実感することを目的とした「省エネチャレンジ大作戦」や「CO₂一村一品プロジェクト」などの地球温暖化防止に向けた各種イベントに参画することにより、地球温暖化対策を推進していきます。

事業所におけるエコアクション21やISO14001の取組の促進

環境マネジメントシステムは、事業活動を環境負荷の少ないものへ変えていくために効果的な手法であり、幅広い事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。また、事業者が環境報告書を作成・公表することは、利害関係者の環境コミュニケーションが促進され、事業者の環境保全に向けた取組の自主的改善とともに社会的信頼を得ることに大いに役立つと考えられます。市内事業者においても環境マネジメントシステムの導入が進んでおり、引き続き、ISO14001の認証取得やエコアクション21の認証登録など環境マネジメントシステムの導入を促進します。

那須塩原市版環境マネジメントシステム （那須塩原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の推進

那須塩原市役所は、「市が、事務の執行の中で生じる環境への負荷を軽減するため、積極的に行動する」「環境保全に向け、職員の日常的な事務の執行の在り方に関して意識改革を図る」などを目的とし、「那須塩原市版環境マネジメントシステム（那須塩原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））」を策定し、そして、その推進を図ることで那須塩原市からの温室効果ガスの発生抑制に貢献しています。那須塩原市地球温暖化防止実行計画は、市役所が一事業者として環境改善行動に積極的に取り組むことにより、環境への負荷軽減ができ、また、市役所が率先して環境に配慮した取組を進めることにより、各事業者や市民の環境に対する意識の変化と向上につながります。今後とも、那須塩原市版環境マネジメントシステム（那須塩原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の適正な進行管理に努めます。

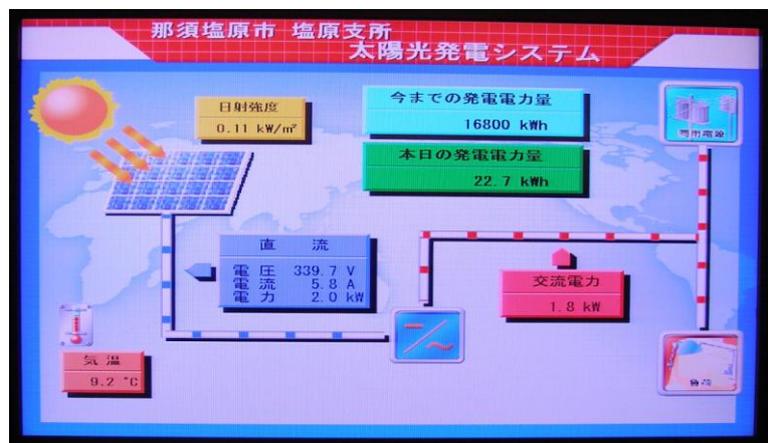
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で表明した温室効果ガス25%削減に向け、国における取組に加え、地域に住む市民一人一人が、日常生活や事業活動の各場面において地球温暖化防止に配慮した行動を実践することが不可欠となっています。

このため、地域レベルでの取組を総合的かつ計画的に進めるとともに、市民、事業者、行政の各主体が役割分担し、総力を挙げて長期にわたって継続的に対策を取り組んでいく必要があることから地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し地球温暖化対策を推進していきます。



太陽光発電パネル・那須塩原市塩原支所



太陽光発電システム・那須塩原市塩原支所

第4章 特定課題（放射能対策の推進）

平成23年3月11日の東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、生活環境において市民が最も不安に感じている問題は放射能汚染です。

そのため、本市では、「放射能対策の推進」を特定課題とすることとして、那須塩原市放射能対策本部を中心に、食物や水道水の放射性物質の測定や学校等の除染など、現在実施している放射能対策の更なる充実のほか、市民へのきめ細かな情報の提供や、効果的な除染手法その他諸施策について検討を進め、迅速かつ確実に放射能問題に取り組んでいきます。

第5章 計画の進行管理及び推進

第1節 計画を進行管理し、推進するための組織

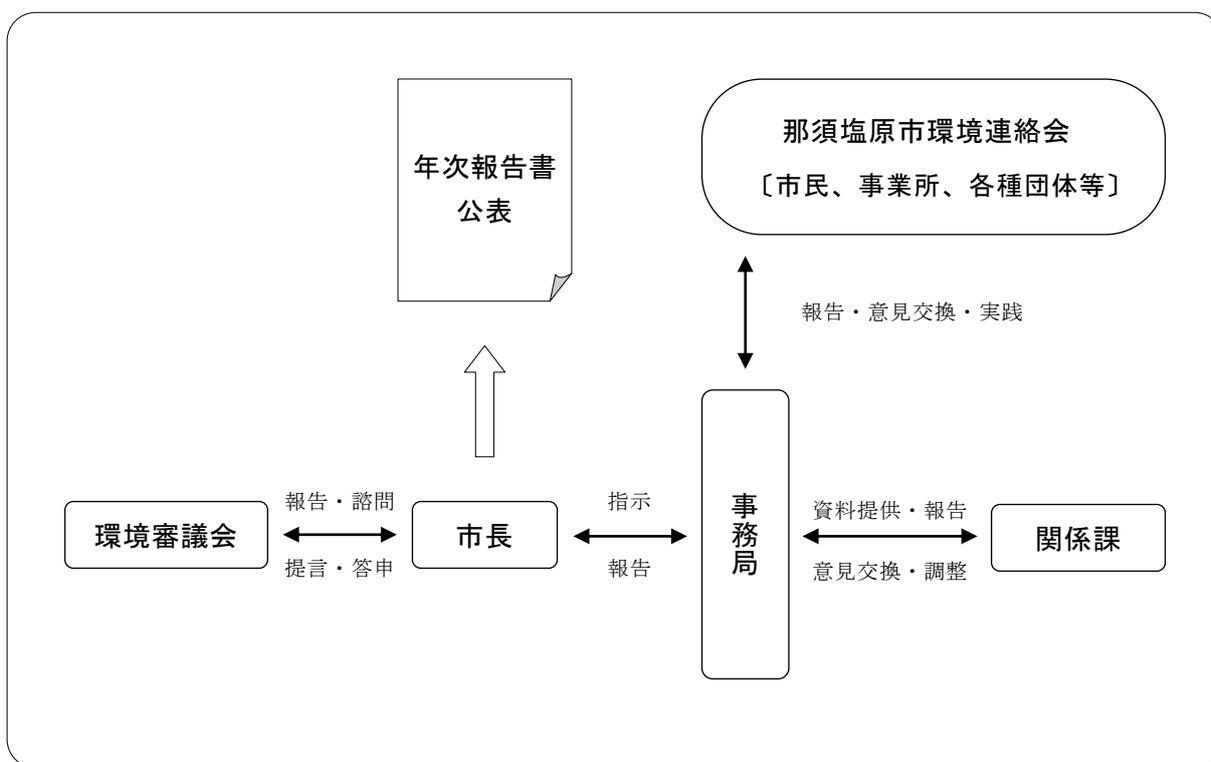
本市の「望ましい環境像」の実現のためには、すべての主体が環境の保全及び創造に関する自らの責務と役割を認識し、自主的かつ積極的に取り組む必要があります。また、各主体の取組内容、取組状況などについて理解し、相互に連携した取組を進めることが大切です。計画を進行管理し、推進をするための組織を以下に示します。

● 環境審議会

環境基本計画に基づいた施策の実施内容や進行状況などについて、公正かつ専門的な立場から調査・審議し、必要に応じ見直し、改善の答申を行います。

● 那須塩原市環境連絡会

各主体の責務と役割を明確にし、各環境配慮施策に関する協議を定期的に行うとともに、それらの実践を図ります。



第2節 計画の推進体制の整備

計画を進め目標を達成させるためには、各主体の取組への参画の促進、取り組む場の提供、財政上の措置など基盤を整える必要があります。これら推進体制の整備について以下に示します。

● 市民（市民団体）、事業者の参画の推進

環境問題を効果的に解決していくには、市民（市民団体）及び事業者が環境基本計画の担い手として積極的に参画することが必要なことから、那須塩原市環境連絡会を軸に、市は、環境基本計画の目的及び内容について、市民（市民団体）、事業者及び関係機関などに対して周知するとともに、その趣旨の徹底に努め、さらなる連携を図ります。

また、環境に関する市民（市民団体）及び事業者の自主的な活動を支援するために、情報の提供、各主体間のネットワークづくりの支援など必要な措置を講ずるとともに、それぞれの行政分野で施策として位置付け、市民（市民団体）及び事業者の参画の推進を図ります。

● 環境情報の収集・発信及び調査・研究の推進

長期的、科学的な視点の下で環境施策を計画的に推進するために、環境情報の整備が必要となります。環境情報に関する調査・研究は、都市活動や産業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に捕らえ、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となるものです。市民（市民団体）、事業者及び市は、環境情報に関する調査・研究に努めます。

また、本市は、将来を見据えた環境基本計画の推進に向けて、環境に関する情報の収集、分析及び提供方法の検討・整備に努め、市広報やインターネットを通じ広く市民（市民団体）及び事業者への提供・発信に努めます。

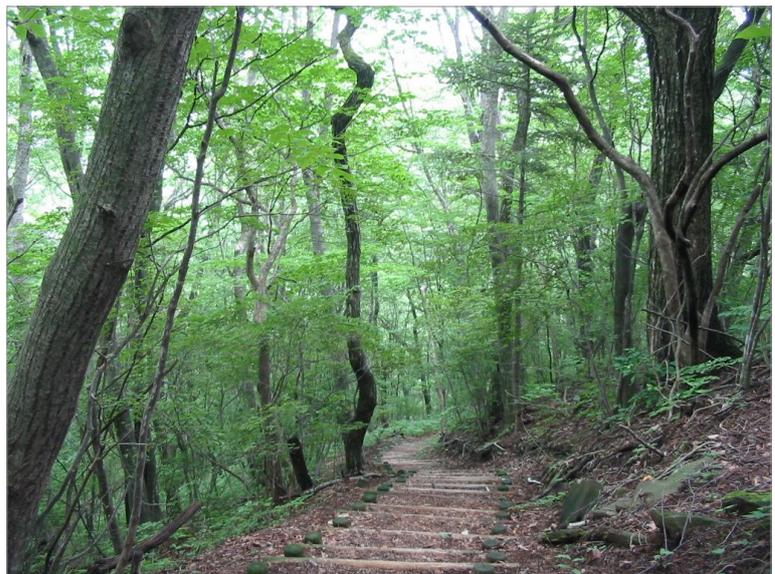
● 国及び地方公共団体との連携

環境保全を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国及び地方公共団体と連携してその推進に努めます。

● 財政的措置

施策の重要性、緊急性やその効果、また地域環境の状況変化などを総合的に勘案し、将来像の実現に必要な取組を推進するために必要な財政的措置を図ります。

第 3 部 環境配慮行動指針



塩原自然研究路

第1章 環境配慮行動指針の基本的事項

第1節 環境配慮行動指針の目的

今日の環境問題には、私たちの日常生活や生産活動などの事業活動によって発生する環境負荷が大きく関与しており、その解決のためには、生活様式や事業活動を環境への負荷の少ない形へと変えていく必要があります。

環境配慮行動指針は、環境に影響を及ぼす行為や社会経済活動に対して、環境に配慮すべき事項を示し、市はもとより、市民、事業者の各主体が日常生活や事業活動において期待される行動を指針として示すものです。

第2節 環境配慮行動指針の設定における基本方針

環境配慮行動指針は、市民、事業者及び市が各主体の責務と役割の下、「望ましい環境像」の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするものです。環境配慮行動指針を定めるうえで基本となる方針は以下のとおりです。

○ 市民の健康被害の未然防止と生活環境の保全

大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、特に放射能対策を推進することにより、市民の健康被害を未然に防止し、生活環境を保全します。

○ 生物多様性の確保と自然環境の保全及び回復

生態系の多様性の確保、野生動植物種の保護その他生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保します。

○ 自然環境及び歴史的文化的な所産の保全と良好な景観形成による質の高い環境の創造

人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、本市の自然環境及び歴史的文化的な所産の保全に努め、良好な景観の形成を図り、質の高い環境を創造します。

○ 持続可能な社会の構築と地球環境保全への貢献

廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を推進し、また環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するとともに地球環境保全に貢献します。

第2章 主体別環境配慮行動指針

第1節 市民の行動指針

市民の行動指針

- 買い物をするときには
 - ・マイバックを持参し、レジ袋を受け取らないようにします。（廃棄物の削減）
 - ・リターナルびんや詰め替えができる商品を買います。（廃棄物の削減）
 - ・自動車の購入は、低公害車や低燃費車を選びます。（公害の防止）
 - ・オゾン層破壊につながらない商品を選びます。（地球環境の保全）
- 台所では
 - ・食器についた油はふき取るなどして、食器用洗剤の使用の削減に努めます。（公害の防止）
 - ・料理は適量を作り、食べ残しによる生ごみを出さないようにします。（廃棄物の削減）
 - ・生ゴミはできるかぎりコンポスト等により処理します。（廃棄物の削減）
 - ・冷蔵庫の中を整理して、詰め過ぎないようにします。（省エネルギー）
- 居室では
 - ・エアコンは、冷房時28℃、暖房時20℃を目安に設定し使用します。（省エネルギー）
 - ・エアコンのフィルターは、小まめに掃除します。（省エネルギー）
 - ・テレビやラジオなどは主電源から切り、待機電力をカットします。（省エネルギー）
 - ・照明器具は小まめに掃除し、明るさを保ちます。（省エネルギー）
- ぐらしの工夫と心掛け
 - ・ごみは分別を徹底し、ルールを守って出します。（廃棄物の削減）
 - ・電気機器はできるだけ省エネタイプの製品を選びます。（省エネルギー）
 - ・手洗い、シャワー、洗車などでは、蛇口を小まめに閉めます。（省資源）
 - ・節水こまを使用したり、水道の元栓を少し閉めるなどの工夫をします。（省資源）
- 家の外では
 - ・地産地消に努めます。（自然環境の保全）
 - ・身近な自然と野生動植物種に関心を持ち、保護に努めます。（自然環境の保全）
 - ・自動車の運転では暖気運転、急発進、急加速等はいりません。（省エネルギー）
 - ・停車時は速やかにアイドリングストップを実行します。（省エネルギー）
 - ・たばこやごみのポイ捨てはしません。（快適な生活空間の創出）



キッズ版行動指針

(かんきょうをまもるためのやくそく)

- 自然を守ろう
 - ・公園や通学途中の自然に目を向けます。
 - ・紙は大切に使います。
- ごみを少なくしよう
 - ・食事は残さないようにします。
 - ・文房具や運動用品などは大切にします。
 - ・ごみはきちんと分別します。
- 電気や石油を大切に利用しよう
 - ・教室などの部屋に誰もいないときは電気を消します。
- 水を大切に利用しよう
 - ・手を洗うときは、水を出し過ぎないようにします。
- すてきなまちにしよう
 - ・ごみのポイ捨てをせずに、学校や家の周りをきれいにします。
 - ・ごみ拾い活動に積極的に参加します。
- 環境について学習しよう
 - ・学校や家庭で環境について話し合います。
 - ・こどもエコクラブなどの活動に進んで参加します。



市民として...

本市における今日の環境問題は、大量消費、大量廃棄によるごみ問題、道路交通量の増加による大気汚染や騒音、振動の発生、都市化の進行による生活排水の増加など、都市型・生活型公害が顕在化している一方で、地球温暖化を始めとする地球環境問題など広域的な課題があります。それらは、私たち一人一人の行動や生活に起因して発生しています。

これらの環境問題を改善し、将来の世代に良好な環境を継承していくためには、市民一人一人が自らの環境への配慮行動（取るべき行動）について理解し、より環境に優しいライフスタイルを確立し、実践することが大切です。

市民の行動指針は、市民が日常の行動や生活において期待される役割と具体的な行動について示すものです。

1-1 自然環境の保全のために

身近な自然と野生動植物種に関心を持ち、保護に努めます。
希少野生動植物種はむやみに持ち帰らないようにします。
外来種はむやみに持ち込みません。またペットは自然に放しません。
自然を活用した憩いの場、レクリエーションの場を活用し、自然に親しみます。
ホテル観察会等の自然観察会に参加し、自然に関する知識と理解を深めます。
河川の清掃活動等自然環境の維持・向上のための活動に参加します。
キャンプやハイキングなどのレジャーで発生するごみは持ち帰ります。
食材は可能な限り地元でとれた物を使います。
地産地消に努めます。

1-2 公害の防止・放射能対策の推進のために

自家用車は、騒音や黒煙などを出さないよう適切に整備します。
自家用車の購入は、低公害車（ハイブリッド自動車等）や低燃費車を選びます。
周辺地域への配慮を心掛け、騒音、振動、悪臭等を発生させません。
家庭からのごみは野外で焼却せず、適正に処理します。
米のとぎ汁は庭の植物の水やりに利用します。
排水は直接放流や地下浸透させずに、下水道や合併処理浄化槽で処理します。
油やごみを排水口に流さないようにします。
洗剤や石けん、シャンプーなどは適正な量を使用します。
食器についた油はふき取るなどして、極力少ない食器用洗剤の使用に努めます。
蛍光剤等の添加剤が使用されている合成洗剤の使用を控えます。
食器洗いには、添加物の多用されていない食器用洗剤を選択します。
洗濯には、微生物分解しやすく河川等への影響の少ない洗濯用石けんを選択します。
洗濯時には、水温、その他の条件により、合成洗剤と洗濯用石けんを使い分けます。
家庭や地域活動において放射能対策に積極的に取り組みます。

1-3 資源の循環的利用のために

買い物をするときは...	
	マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにします。
	買い物は必要な物だけを買います。
	リターナブルびんや詰め替えができる商品を買います。
	割り箸やスプーンなどで、必要の無い物は受け取らないようにします。
	長く使う物は、見た目だけでなく、耐久性を考慮して買います。
	育児用品、旅行用品など使用期間が短い物などは、レンタルやリースを上手に利用します。
	流行に左右されない、飽きのこない質の良い物を買うように心掛けます。
	使い捨て商品の購入は控えます。
	自然にかえりやすい素材の製品を選びます。
台所では...	
	料理は適量を作り、食べ残しによる生ごみを出さないよう心掛けます。
	揚げ物は少ない油で揚げます。また、差し油をして何度も利用し、使った後の油は、炒め物などに再利用します。
	生ごみはできるかぎりコンポスト化（堆肥化）等により処理します。
	生ごみを燃えるごみに出す場合は、良く水分を切ってから出します。
	お店などの回収ルートがあるリターナブル製品は回収に協力します。
くらしの工夫と心掛け	
	ごみの不法投棄は絶対にしません。
	台ふきにティッシュペーパーを使うことは控えます。
	紙類は、分別して資源回収に出します。
	再利用可能な物は、フリーマーケットやバザーに出します。
	自動車を廃車にするときは、自動車リサイクル法に従い引取業者に引き渡します。
	家電リサイクル法に従い、対象となる家電製品は販売店に回収してもらいます。
	パソコンリサイクル法に従い、不要になったパソコンは、メーカーに回収・リサイクルを依頼します。
	ごみは分別を徹底し、ルールを守って出します。
	ごみステーションは、地域で協力しきれいに保ちます。
	ごみステーションに出したごみがカラスなど動物に荒らされないようにします。



1-4 快適な生活空間の創出のために

	たばこやごみのポイ捨てはしません。
	喫煙者は非喫煙者の健康を害しないよう喫煙マナーを守ります。
	生け垣や花壇、庭など敷地内の緑化と適正管理に努めます。
	ペットの鳴き声や糞、ごみの出し方などで周囲に迷惑を掛けないよう生活マナーの向上に努めます。
	地域の清掃活動や美化活動に参加します。
	地域のお祭りや郷土芸能などに参加します。
	街や道路のバリアフリーや景観配慮の状況について気を配ります。
	地域の歴史や文化遺産、景観資源などを知り、大切にします。
	住宅の新築や改築の際は、周囲の景観、隣家の日照に配慮した材質、デザインを採用します。

1-5-1 地球環境の保全のために（地球温暖化対策）

	フロンを使用した製品など、オゾン層破壊につながるものを使わないようにします。
	代替フロンを使用したスプレーなど、地球温暖化に影響する製品を使わないようにします。

1-5-2 地球環境の保全のために（省資源・省エネルギー）

台所では...	
	ガスコンロの炎は鍋等の幅内に収まるように調整します。
	鍋の底に水滴をつけたままガスコンロに掛けません。
	ガス台のバーナーは小まめに掃除します。
	電気ポットの使用は控え、魔法瓶ポットを活用します。
	電気炊飯器での長時間の保温は止め、食べる前に温めます。
	圧力鍋や保温鍋などを活用します。
	冷蔵庫の中を整理して、詰め過ぎないようにします。
	冷蔵庫に熱い物をそのまま入れず、冷ましてから入れます。
	冷蔵庫は日光の当たらない場所に置き、周囲には少し隙間を空けます。
	換気扇は小まめに掃除します。
	食器洗いなどに使用のお湯の温度は低めにします。
居室では...	
	外気の取り込み、ブラインドやカーテンの活用により室温の調整を行い、冷暖房によるエネルギーの使用を減らします。
	冷暖房による暖め過ぎ、冷やし過ぎに注意し、必要の無いときは電源を切ります。
	エアコンは、冷房時28℃、暖房時20℃を目安に設定し使用します。
	エアコンのフィルターは、小まめに掃除します。
	エアコンの室外機は、風通しが良く直射日光の当たらない場所に設置します。
	電気カーペットの下に保温性の高い敷物などを敷くなど熱が逃げない工夫をします。
	電気カーペットの加熱面の切替え機能をうまく使います。

	電気こたつは、掛け布団や敷き布団で保温性を高め、効率良く使います。
	長時間使用しない電気機器はコンセントを抜き、待機電力をカットします。
	電気機器は、小まめに電源のオン・オフを行います。
	テレビやビデオなどは主電源から切り、待機電力をカットします。
	照明器具の使い分けなどにより必要に応じた明るさでの使用を心掛けます。
	照明は、蛍光灯やインバーター式の蛍光灯を使います。
	照明器具は小まめに掃除し、明るさを保ちます。
くらしの工夫と心掛け	
	部屋を片付けてから、掃除機を掛けることにより、使用時間を短縮します。
	掃除機のフィルターは小まめにきれいにします。
	洗濯物は、まとめて洗います。
	お風呂は、間を空けずに続けて入り、追い炊きを控えます。
	お風呂から上がる時は、ふたをします。
	夏は家の周りに打ち水をして涼を取ります。
	住宅の新築や改築の際は、高气密、高断熱に心掛けます。
	太陽光、太陽熱等を利用した設備の設置を進めます。
	電気機器はできるだけ省エネタイプの製品を選びます。
	手洗い、シャワー、洗車などでは、蛇口を小まめに閉めるなど、節水に心掛けます。
	節水型の水栓や節水こまを使用したり、洗面台下の水道の元栓を少し閉めるなどの工夫をします。
	雨水を、水やりや打ち水などに使います。
	お風呂の残り湯を洗濯に利用します。
	洗濯機ではすすぎの前に脱水を掛けて、「ためすすぎ」ですすぎます。
出掛けるときは...	
	自動車よりもバスや電車を利用します。
	近場へは自転車や徒歩で出掛けます。
	無駄な荷物を載せて自動車を走らせません。
	自動車の運転では暖気運転、急発進、急加速、空吹かし等を行いません。
	駐停車時は速やかにアイドリングストップを実行します。

1-6 環境への深い理解と自主的な活動のために

	環境学習や環境イベントに参加します。
	ホームページや市の広報などの様々な情報を積極的に活用します。
	地域の環境保全活動を企画し、取り組みます。
	エコマーク商品など、環境に優しい商品を買うようにします。
	環境配慮の方法について子供たちに伝えます。

第2節 事業者の行動指針

事業者の行動指針

● 事業活動へのインプットに関する項目

- ・使い捨て製品の使用や購入を控えます。（廃棄物の削減）
- ・太陽光発電、風力発電など新エネルギーを積極的に導入します。（省エネルギー）
- ・オフィス機器の購入の際には、省エネルギー型製品を選びます。（省エネルギー）
- ・雨水を有効利用します。（省資源）
- ・蛇口に節水こまを設置します。（省資源）
- ・再生可能な材料で製造された製品などを購入するようにします。（地球環境の保全）



● 事業活動からのアウトプットに関する項目

○ 製品の開発・設計

- ・ライフサイクルアセスメントにより製品が環境に与える影響を低減します。（地球環境の保全）
- ・環境ラベルなどによる製品情報を消費者へ積極的に提供します。（環境への深い理解と自主的な活動）

○ 日常業務

- ・事故や災害の時の汚染を防止するため、事前に対策を行います。（公害の防止）
- ・浄化槽や排水処理施設などの整備を行います。（公害の防止）
- ・コピー紙の裏面使用、封筒の再利用などを心掛けます。（廃棄物の削減）
- ・電子メールなどを有効に利用し、ペーパーレス化を進めます。（廃棄物の削減）
- ・排出される廃棄物の減量化を図るとともにリサイクルに努めます。（廃棄物の削減）
- ・産業廃棄物の処理においては、マニフェストの管理を確実にします。（廃棄物の削減）
- ・電気機器は、小まめに電源のオン・オフを行います。（省エネルギー）
- ・エアコンは、冷房時28℃、暖房時20℃を目安に設定し使用します。（省エネルギー）
- ・専門の業者に依頼して、特定フロン回収・適正処理を行います。（地球環境の保全）

○ 輸送や移動

- ・車両から騒音や黒煙を出さないよう点検・整備を十分に行います。（公害の防止）
- ・自動車の運転では、暖気運転、急発進、急加速等を行いません。（省エネルギー）

○ 建築物の建築・解体、開発事業

- ・事業所内の緑化に努めます。（快適な生活空間の創出）
- ・建物、看板などは景観に配慮します。（快適な生活空間の創出）



● 環境経営システム関わる項目

- ・事業所の業種や規模に合わせて、環境マネジメントシステムの構築に取り組みます。（地球環境の保全）
- ・市民、市民団体及び市の環境保全への取組に積極的に参加・協力します。（環境への深い理解と自主的な活動）
- ・環境教育の実施などにより従業員の環境保全意識の高揚を図ります。（環境への深い理解と自主的な活動）

事業者として...

事業活動により発生する環境問題については、法による規制など対策が講じられ、環境負荷の低減が図られていますが、消費者の製品に対する需要増や多種多様な要求などにより、公害問題、地球温暖化を始めとする地球環境問題など事業活動による影響は依然大きなものとなっています。

事業所についても、すべての事業活動において環境への負荷低減に向けて自主的な取組を推進していくことが大切です。

2-1 自然環境の保全のために

共 通	
	事業所内や周辺の野生動植物種の保護に関心を持ち、大規模な開発等を行う場合は、希少野生動植物種の生息・生育に配慮します。
	市や各種団体が実施する自然環境保全活動に参加・協力します
農業、林業では...	
	生分解土壌被覆材などの環境負荷の少ない農業資材を利用します。
	ホタルやトンボなどの多様な生物の生息の場である農地や里山の保全に努めます。
	農村景観の形成・保全や地力の維持のため、レンゲなどの景観作物の植付けを進めます。
	休耕田の適正管理に努めます。
	農業資源や農村環境を活用したグリーンツーリズムの受入れなど、市民との交流の場の提供に努めます。
建設業では...	
	林業活性化による森林保全のため、国産材を使用するように努めます。
	植栽樹木は、周辺環境に配慮した種を採用します。
	土地造成に当たっては、緑地の保全と緑化の推進を図ります。
木材加工業、製材業では...	
	林業活性化による森林保全のため、国産材を使用するように努めます。
	間伐材の有効活用を進めます。
飲食業では...	
	有機栽培や無農薬・減農薬による野菜や果物を積極的に使います。
運輸業では...	
	エコツーリズムの企画を積極的に進め、消費者へPRします。

2-2 公害の防止・放射能対策の推進のために

共 通	
	事故や災害の際に発生すると考えられる汚染を防止するため、事前に対策を行います。
	浄化槽や排水処理施設などの整備を行います。
	低騒音・低振動型の機械の設置と整備を進めます。
	防臭装置の設置や施設の気密性の向上により悪臭の拡散を防止します。
	環境関連法令の規制を遵守し、更なる環境負荷の低減に取り組みます。
	電気自動車、ハイブリッドカーなどの低公害車の導入に努めます。
	車両から騒音や黒煙を出さないよう点検・整備を十分に行います。
	事業活動においては放射能対策を積極的に行います。
農業、林業では...	
	減農薬、有機栽培などを推進し、土壌・水質の保全に努めるとともに、消費者へ積極的にPRします。
	ビニールなどの農業廃棄物の野焼きはしません。
	家畜排せつ物などによる水質汚濁や土壌汚染、悪臭などを防止します。
建設業では...	
	より環境負荷の少ない工法の導入に努めます。
	施工中の濁水、粉じん、騒音、振動、排ガスなどの防止対策を行います。
金属・機械製造業では...	
	防音・防振対策により、騒音や振動の発生抑制に努めます。
	オイルや化学薬品などは適正に管理し、河川や土壌への流出を予防します。
飲食業では...	
	添加物は適正に利用し、より安全な製品の製造に取り組みます。
	添加物に関する情報を消費者に公開します。
	駐車場の車両やカラオケなどによる近隣騒音の防止を図ります。
運輸業では...	
	車両にタコグラフ、ドライブレコーダー等を装着し、適切な運行管理に努めます。
卸売業、小売業では...	
	駐車場の車両や拡声器などからの騒音を防止します。
飲食料品製造業では...	
	環境に負荷の少ない洗剤を選びます。
	食器類の油脂などはふき取るなどして洗剤の使用量を少なくします。
	オイルトラップなどの整備・点検を行い、河川への油の流出を防止します。
クリーニング業では...	
	洗剤や薬品などは、環境負荷の低い物を選択し、適量を使用します。
	クリーニング溶剤については、適正に管理し、河川や土壌への流出を予防します。
理容業、美容業では...	
	シャンプーなどの適量使用を進めます。

自動車整備販売業では...	
	不法な改造は受け付けません。
	オイルや化学薬品などは適正に管理し、河川や土壌への流出を予防します。
廃棄物収集運搬業では...	
	廃棄物の収集、運搬に当たっては、廃棄物が飛散しないように措置します。
廃棄物処理業では...	
	施設・設備の運転管理及び維持管理を徹底します。
	事業所周辺への環境影響等の監視・測定を行い公表します。

2-3 資源の循環的利用のために

共 通	
	ごみの不法投棄は絶対しません。
	使い捨て製品の使用や購入を控えます。
	コピー紙の裏面使用、封筒の再利用などを心掛けます。
	コピー用紙などの紙類は、再生紙を使用します。
	電子メールなどを有効に利用し、ペーパーレス化を進めます。
	排出される廃棄物の減量化を図るとともにリサイクルに努めます。
	廃棄物の資源回収を促進し、他産業との連携などによりゼロエミッションを目指します。
	自動車を廃車にするときは、自動車リサイクル法に従い引取り業者に引き渡します。
	家電リサイクル法に従い、対象となる家電製品は販売店に回収してもらいます。
	不要なパソコンは、パソコンリサイクル法に従いメーカーに回収・リサイクルを依頼します。
	産業廃棄物の処理においては、マニフェスト管理を確実にを行います。
	産業廃棄物の処理においては、より環境に負荷を与えない方法を選択し、適正に処理します。
	中間処理廃棄物は、可能な限り適正なリサイクルを行うことができる業者に委託します。
	中間処理廃棄物の委託先に対し、廃棄物の物性等の情報を確実に提供します。
	委託先の処理内容が適切であるか委託の前に確認します。
	中間処理廃棄物の委託先は、可能な限り環境マネジメント規格の認証取得業者を選びます。
建設業では...	
	土地造成における伐採樹木はチップ化などにより、再利用を図ります。
	建設資材は、有害物質を含まない物を使います。
	建設機械の効率化を図りエネルギーの消費を抑えます。
	建設残土や木くず、廃ビニールなどの廃棄物は削減、リサイクル等適正な処理処分に努めます。
飲食料品製造業では...	
	材料を効率的に使用し、食品残さ（残りかす）を少なくします。
	包装は簡略化するとともに、再利用・リサイクル可能な物を使用します。
木材加工業、製材業では...	

	堆肥化、樹皮チップ舗装など製材副産物の再生利用に努めます。
	新たな製材副産物の再生利用を検討します。
金属・機械製造業では...	
	リサイクル可能な製品・部品や省エネ型の製品など、環境に優しい商品の開発・製造に努めます。
	製品の長寿命化を図るため、補修部品の確保、頻繁なモデルチェンジの自粛、部品規格の統一、修理サポート体制の強化・充実に努めます。
	包装や梱包材は、再生プラスチックや再生紙など環境に配慮した資材を使用するとともに、包装材の減量に努めます。
卸売業、小売業では...	
	包装は簡略化するとともに、再利用・リサイクル可能な物を使用します。
	リサイクルボックスの設置など包装容器のリサイクルを促進します。
	量り売りやトレイ使用の低減など、包装や容器の簡素化に努めます。
	消費者に買い物袋の持参を呼び掛けます。
	チラシやパンフレット類などは、両面印刷を行うとともに、再生紙を使用します。
	消費者から回収した、廃棄自動車や電化製品などは、適正な業者に処理を委託します。
飲食業では...	
	調理クズや残飯は、たい肥化やバイオマスイエネルギーへの転換など再資源化します。
	仕入れ食材の容器はリサイクル可能なものを採用し、使用後は分別、リサイクルに協力します。
クリーニング業では...	
	利用者からのハンガーなどの回収・リサイクルを進めます。
	クリーニングした衣類は、簡易包装に努めます。
医療業では...	
	医療廃棄物の処理に当たっては、適正な処理が行える業者を選定します。
廃棄物収集運搬業では...	
	廃棄物の種類、性状、排出量を把握し、適切な収集・運搬機材の選出等を行います。
	排出事業者の排出状況や運搬先の処理施設等の状況を把握し、適切な収集・運搬計画を立て、実施します。
	産業廃棄物の管理に当たっては、適正な記録（マニフェスト管理）を徹底します。
廃棄物処理業では...	
	受託した産業廃棄物の計測管理、搬入管理を徹底します。
	廃棄物処理における再使用、再生利用の実施に取り組みます。
	リサイクル製品の販売を促進します。

2-4 快適な生活空間の創出のために

共 通	
	事業所内の緑化に努めます。
	建物、看板などは景観に配慮します。
	渋滞や事故を招く路上駐車はやめます。
	安全運転に努めます。

	地域のお祭りや郷土芸能などに参加・協力します。
--	-------------------------

卸売業、小売業、飲食業では...	
	店舗や看板・広告塔の設置においては、周辺の景観に配慮します。
	屋外照明や広告塔照明の設置においては、光害の防止のため、照明の配置や方向、強さ、点灯時間等に配慮します。

2-5-1 地球環境の保全のために（地球温暖化対策）

共 通	
	専門の業者に依頼して、特定フロンの回収・適正処理を行います。
	事業所の業種や規模に合わせて、ISO14001、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの構築に取り組みます。
	製品の開発設計においては、ライフサイクルアセスメント（LCA）を実施し、製品が環境に与える影響の低減と廃棄物の減量に努めます。
	エコマークやグリーンマークの付いた製品や、再生可能な材料で製造された製品などを購入（グリーン購入）するようにします。

建設業では...	
	型枠材は輸入材の使用を極力控え、再利用可能な型枠の使用に努めます。

2-5-2 地球環境の保全のために（省資源・省エネルギー）

共 通	
	太陽光発電、風力発電など新エネルギーを積極的に導入します。
	コージェネレーションシステム、蓄熱式空調システムの導入により、効率的なエネルギー利用に努めます。
	オフィス機器の購入の際には、省エネルギー型製品を選びます。
	電気機器は、小まめに電源のオン・オフを行います。
	不要な照明は消して、昼光を利用します。
	エアコンは、冷房時28℃、暖房時20℃を目安に設定し使用します。
	外気の取り込み、ブラインドやカーテンの活用により室温の調整を行い、冷暖房によるエネルギーの使用を減らします。
	エアコンのフィルターや換気扇は、小まめに掃除します。
	パソコンやコピー機は風通しの良い場所に配置して機器の過熱を防止します。
	待機電力を消費する機器は、主電源を切るかコンセントを抜きます。
	自動車の運転では、暖気運転、急発進、急加速、空吹かし等はいりません。
	運搬経路を選択する際には、幅員、渋滞等の道路条件を考慮します。
	社用車の効率的な利用を図り、公共交通機関などによる移動を心掛けるとともに、環境負荷の低減に努めます。
	社用車は、大排気量車を控えて、燃費の良い車種を購入します。
	ノーマイカーデーの実施や相乗りの推進を図ります。
	マイカー通勤から他の交通手段への転換を呼び掛けます。
	節水型のトイレや「水流し音発生器」などにより、トイレ用水を節約します。

	蛇口に節水こまを設置します。
	排水の再利用（中水利用）を行います。
	雨水を有効利用します。
	手洗いや車両の洗車時には、水の流し放しに注意します。

運輸業では...	
	急発進や急加速、荷物の積み下ろし時のアイドリングはやめます。
	多頻度小口配送方式などの見直しを進め、エネルギー効率の高い配送方法への転換を進めます。
卸売業、小売業では...	
	多頻度小口配送方式などの見直しを進め、エネルギー効率の高い配送方法への転換を進めます。
	店舗内の照明は適正に使用します。
飲食業では...	
	店舗内の照明は適正に使用します。
廃棄物収集運搬業では...	
	廃棄物の収集・運搬における作業時間や待機時間、走行距離の短縮化を図ります。
廃棄物処理業では...	
	廃棄物処理における熱回収の実施に取り組みます。



2-6 環境への深い理解と自主的な活動のために

共 通	
	市民、市民団体及び市の環境保全への取組に積極的に参加・協力します。
	環境教育の実施などにより従業員の環境保全意識の高揚を図ります。
	環境会計や環境報告書などを作成し、環境保全への取組について、広く一般に情報を公表します。
	エコマークやグリーンマークなど環境ラベルなどによる製品情報を消費者へ積極的に提供します。
	情報通信ネットワークを活用し、効率的・効果的な事業活動による環境負荷の低減に努めます。

建設業では...	
	施主に対し、省エネ設備や新エネルギー、壁面緑化、雨水利用・浸透施設などの導入を勧めます。
運輸業では...	
	環境負荷の低い公共交通機関をPRし、利用促進に努めます。
卸売業、小売業では...	
	環境に優しい製品を積極的に仕入れるとともに、消費者に広く紹介します。
自動車整備販売業では...	
	消費者に対し、低公害車・低燃費車の普及に努めます。
廃棄物収集運搬業、廃棄物処理業では...	
	産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準に従った取組を行います。



第3節 市の行動指針

市として...

市は、計画に定める将来像を実現するため、本市全体の環境の保全及び創造に関する施策の推進を牽引する責務があります。また、市は大きな事業体の一つであり、事業活動により環境負荷が発生し、地域の環境に大きな影響を及ぼします。そのため、市は率先して自主的な取組を積極的に実践していくことが必要です。

市は、率先して環境に配慮した取組を実践することを目的とした「那須塩原市版環境マネジメントシステム（那須塩原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、推進しています。

市の行動指針には、市の事務事業における取組を示します。

3-1 自然環境の保全のために

建設事業の実施における取組	
	敷地内の緑をできる限り確保するため、既存の樹木、新たな植栽などを効果的に組み合わせ、可能な限り良好な緑地を創出します。
	自然環境を始めとする地域環境との調和に配慮し、地域社会にふさわしい環境の保全・創造に心掛けます。
	公共事業の実施、公共用地の維持・管理においては、希少野生動植物種の生息・生育や、景観の保全に配慮します。

3-2 公害の防止・放射能対策の推進のために

物品の使用等における取組	
	公用車の新規導入・更新に当たっては、環境への負荷の少ない車両の導入に努めます。
建設事業の実施における取組	
	施工時期や作業時間帯について配慮します。
公共施設等における放射能対策の取組	
	公共施設及びその敷地、道路施設の除染に努めます。

3-3 資源の循環的利用のために

物品の使用等における取組	
	パンフレット等印刷物の作成に当たっては、必要性、配布方法、紙面数等を十分に考慮の上、必要最低限の部数に止めます。
	会議資料等については、要点を押さえて簡素化を図り配付枚数の削減を図ります。
	両面印刷、両面コピーの徹底に努め、コピー機等の使用後は必ずリセットします。
	コピー機やパソコンプリンタの用紙トレイに、片面使用済み用紙の専用トレイを設けます。
	文書を課所内で配付する場合は、用紙使用枚数の削減を図るため、回覧できないか検

	討します。
	電子メールの積極的活用により、ペーパーレス化を推進します。
	省略が可能な添書、ファックス処理票は省略します。
	用紙類の購入に当たっては、エコマーク、グリーンマーク等各種の環境ラベリング事業対象製品や同等の再生紙を選択します。
	外注印刷物は、特別の理由が無い限り再生紙の使用を原則とし、表紙の表面処理（コーティング）は最少とします。
	外注印刷物には、再生紙使用マーク、古紙利用率、白色度を明示します。（用紙中の古紙利用率の表示マーク・再生紙使用マーク）
	物品の節約と徹底した在庫管理を実施し、購入は計画的に行います。
	長期的に反復使用可能な物品については、消耗品の交換や修理により、長期的な使用に努めます。
	分別排出と再資源化についての周知徹底を図り、廃棄物の削減に努めます。
	課内における個人ごとのごみ箱は共有にし、個数の削減を図ります。
	庁内の会議では封筒を配付しません。
	使用済み封筒の再利用を図ります。
	物品の購入の際に、リサイクルしやすい物を選択します。
	不用品を処分する場合は、再生利用の可否を考慮して処分します。
	シュレッダーで細断した紙は用途が限られるので、シュレッダーの使用は最少とします。
	昼食は、極力包装等の無い物を選びます。
	マイ箸運動を推奨します。
	職員一人一人が常に減量化の意識を持つよう、庁舎や事務所から排出する廃棄物の量を計量により把握し、記録します。
建設事業の実施における取組	
	建設副産物の積極的な利用を促進します。
	型枠の反復使用を考慮します。
	発注者として建設副産物の発生抑制に努めるとともに、「栃木県建設副産物の管理基準」に基づき、建設副産物の有効活用に努めます。
	請負者に対し、建設副産物の不法投棄防止を指導します。
	建設副産物の管理に当たっては、県の管理基準により適正な管理に努めます。
	路盤廃材、アスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊等について、工事目的物に要求される品質を考慮し、現場内での利用が可能な場合は現場内利用を行い、搬出の抑制に努めます。
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を中心とした新たな制度の適正な運用、建設副産物の発生抑制技術や再生利用技術開発の促進、情報交換システムの充実、活用等により、リサイクル率の向上に努めコストの低減を図ります。

3-4 快適な生活空間の創出のために

庁舎の管理と事務の執行における取組	
	定期的に樹木や植え込みの手入れを行うとともに、施設敷地及び周辺的美観の保持に努めます。
建設事業の実施における取組	
	環境に係るコスト等の低減の観点から、環境と調和した施設、ユニバーサルデザイン

	に配慮した施設への転換を図ります。
--	-------------------

3-5-1 地球環境の保全のために（地球温暖化対策）

建設事業の実施における取組	
	クロロフルオロカーボン（CFC）を代表とするフロン等を使用した空調設備・エアコン等の更新・廃止に当たっては、適切な回収・処理を指示します。
	間伐材の利用や現場発生材などの有効活用を進め、バイオマスや地球温暖化対策に寄与します。

3-5-2 地球環境の保全のために（省資源・省エネルギー）

庁舎の管理と事務の執行における取組	
	日中の窓際の照明は、執務に支障がない限り消灯します。
	昼休み時間中や残業時は、不必要な照明を消灯します。
	湯沸室、倉庫など断続的に使用する箇所の照明は、使用の都度、点灯します。
	日中の廊下や階段の照明は、通行に支障のない照度が確保される場合は、消灯します。
	照明器具の清掃やランプの適正な時期での交換を実施します。
	照明器具の更新の際は、より省電力タイプの物とします。
	ノー残業デーを設け、定時退庁を徹底し18時の事務室消灯を推進します。
	コピー機やパソコンの効率的な使用に努め、昼休みなど長時間使用しないときは、主電源を切り、待機電力の削減に努めます。
	電気ポット、冷蔵庫、テレビなど電気製品の台数の削減に努めます。
	冷房中の室温は28℃以上、暖房中の室温は20℃以下に設定します。
	夏季における執務室での服装は、暑さをしのぎやすい軽装を励行します。
	エアコンのフィルターの掃除を小まめに行います。
	冷暖房中の不必要な窓の開閉は行いません。
	空調していない部分に通じる扉は、開放したまま放置しません。
	空調機の吹き出し口周辺に物などを置かないようにします。
	カーテンやブラインド、断熱フィルム等を上手に使うことにより冷暖房効率を高めま
	す。
	エアコンの室外機は風通しの良い東か南側に設置し、冷房時にはすだれ等により、日
	が当たらないようにします。
	利用状況に応じて、空調エリアの見直しを行います。
	最寄りの階（例えば1階から2階あるいは3階）への移動に際しては、階段を利用し
	ます。
	自動販売機の設置更新の際は、省エネ型を導入するよう設置者に要請します。
	石油ストーブなどは、燃焼部分や反射板などの清掃を行い、置き場所にも工夫しま
	す。
	利用状況に応じて、空調エリアの見直しを行います。
	熱源として利用する燃料は適正な利用に努めます。
	手を洗う場合や歯磨きをする場合、小まめに水栓を止めます。
	水道水压の低めの設定や、節水こま等の節水器具を取り付けます。
	トイレの洗浄用水について、適切な節水の措置をとります。

物品の使用等における取組	
	物品等の購入に当たっては、省エネ型、節水型の製品など環境への負荷の少ない製品やサービスの優先的購入（グリーン購入）に努めます。
	アイドリングストップの励行や不必要な空ふかし、急発進、急加速を慎むなど環境への負荷の少ない運転に努めます。
	定期的な車両整備の励行により、車両の適正な維持管理に努めます。
	近距離の移動については、徒歩又は自転車を積極的に使用するなど、公用車の運行頻度を最少とし、保有台数の削減を検討します。
	可能な限り公共交通機関を利用します。
建設事業の実施における取組	
	庁舎等の建築物の建築等に当たっては、地域の特性、庁舎等の規模、用途から技術的側面、管理的側面、経済的側面等を総合的に判断し、エネルギーの効率的利用が可能な省エネルギー構造・設備とするとともに、新エネルギー設備の導入に努めます。
	施設のライフサイクルを通じてのコスト低減の観点から、施設の省資源・省エネルギー化を図り、維持管理を低減します。

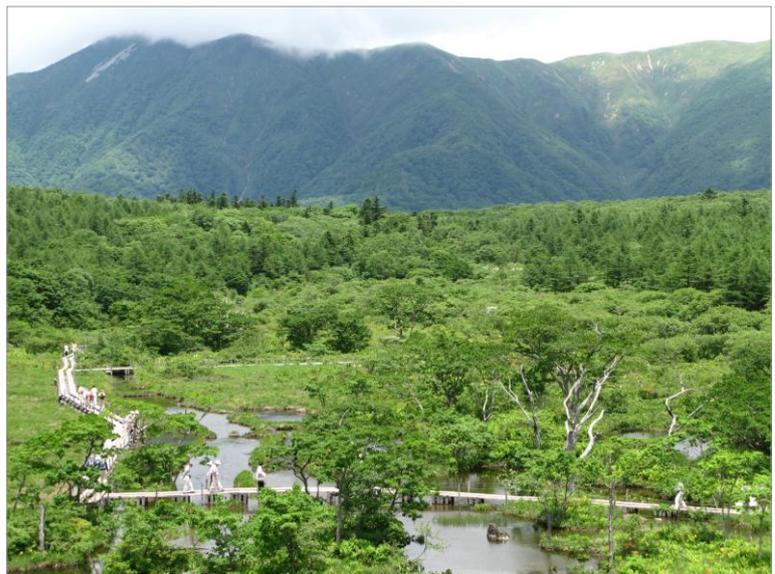


那珂川上流部・板室温泉やすらぎ橋付近



ニッコウキスゲ・沼ッ原湿原

第4部 地域別環境配慮指針



植物の宝庫 沼ッ原湿原

第1章 地域別環境配慮指針の基本的事項

第1節 地域別環境配慮指針の目的

本市は、豊かな森林資源を有する山間部、扇状地に広がる農地や、交通の要衝に整備された市街地など様々な環境を有しています。

地域の貴重な環境資源の保全と活用を図り、持続可能な社会を形成し、将来世代に引き継いでいくためには、これら地域ごとの環境を踏まえた適切な配慮を行うことが大切です。

地域別環境配慮指針は、それぞれの地域の環境に配慮した行動を実践するための指針を示すものです。

第2節 地域設定の考え方

地域については、市域の環境特性を区分する大きな要素として、地形及び土地利用の在り方に着目し、設定を行います。

1 地形

本市の地形は、北西地域に那須火山帯に属した山岳地帯である山間部と南東地域に緩やかな傾斜の扇状地が広がる平野部により二分されます。

北西地域の山間部は、日光国立公園に属した広大な山岳林が広がり、那珂川や箒川の源流域として、水源かん養、二酸化炭素の吸収、自然災害の防止など様々な恵みを与えてくれる、県内でも特に自然環境に恵まれた地形を有しています。

南東地域の平野部、那須野ヶ原は、那珂川、蛇尾川、箒川などの河川により形成された約4万haにも及ぶ扇状地であり、この広大な平野と豊富な水量を生かした農業生産が盛んに行われています。

これら地形の違いにより土地利用形態は変化します。結果として植生や生物相等の自然環境に違いが生じ、配慮すべき指針には地形に応じた差異が生じます。

2 土地利用

本市の土地利用を見ると、北西地域の山間部では、豊かな自然環境の中に塩原温泉や板室温泉、三斗小屋温泉などの保養及びレクリエーションの場が点在し、観光拠点としての機能を果たしています。この地域は、自然公園法など関連法令・条例の適切な運用による自然環境の保護と利用の増進を進めることが望まれます。

東北縦貫自動車道の北西部と山間部に囲まれた地域、那珂川及び余笹川周囲に農地が広がり、農産物の生産拠点となっています。この地域は、環境に配慮した農業の推進や農地としての有効な土地利用により、豊かな自然の保全・創造が図られます。

東北縦貫自動車道の南東部には市街地が形成され、国道4号、国道400号とJR宇都宮線の黒磯駅、那須塩原駅、西那須野駅が存在する交通の要衝に都市機能が集積し、人口や事業所も多くなっています。そのため生活排水の増加や道路交通量の増加による大気汚染や騒音、振

動の発生など都市型の公害が懸念される地域となっています。

このように土地利用の違いによって、人間活動が環境に及ぼす影響に地域差が生じ、大きな要因となり、配慮すべき指針にも差異が生じます。

3 地域設定

地域別環境配慮指針は、上記に示した地形と土地利用の状況を踏まえ、また「那須塩原市総合計画」に掲げる土地利用の基本方向に準じ、次の4つのエリアに区分します。

以下にそれぞれの地域における環境への配慮を行うための行動や判断基準となる基本的事項を示します。

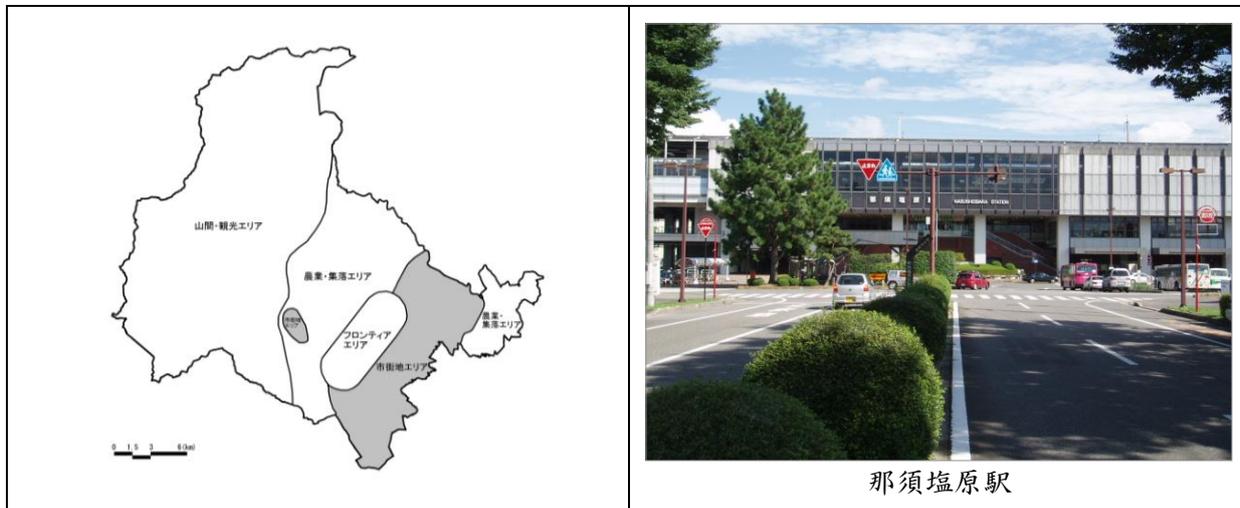
市街地エリア	黒磯駅周辺、那須塩原駅周辺、西那須野駅周辺の市街地及び塩原温泉の入口に位置する関谷地区周辺の多くの人々が住み、商工業など都市的活動が主に展開されるエリア
フロンティアエリア	西那須野塩原インターチェンジ及び黒磯板室インターチェンジ周辺を中心とする、新たな機能を受け止めるエリア
農業・集落エリア	市内の主要な河川により形成された扇状地に広がる農地を中心とした、那須野ヶ原ならではの環境・景観を有する、農業生産と集落のエリア
山間・観光エリア	日光国立公園、自然環境保全地域等に指定され、豊かな自然環境や森林資源と、板室温泉や塩原温泉などの観光拠点がある山間部エリア



【 地域区分図 】

第2章 地域別環境配慮指針

第1節 市街地エリア



1 地域の概況

黒磯駅、那須塩原駅及び西那須野駅周辺の市街地とこれら市街地をつなぐJR宇都宮線や国道4号周辺及び塩原温泉の入口に位置する関谷地区周辺を、市街地エリアとして位置付けます。これらの地域は、多くの人々が住み、商業や工業などの中心的な活動の場となるエリアです。

黒磯駅周辺及び西那須野駅周辺は、本市の中核機能を担う地域です。今後も商業地として一層の商業機能の集積を図るとともに、魅力的な環境整備を進め、賑わいのある商店街の形成を推進していく地域となっています。また、国道4号など良好な交通条件を備えているため、都市化の進行に加え道路交通量の増加による都市型公害が懸念される地域といえます。

那須塩原駅周辺は、本市だけでなく県北地域の広域的な拠点として、公園、広場、街路等の公共空間を確保するとともに、イベント、商業、文化等の高次都市的土地利用の誘導を推進する地区となっています。都市的土地利用や道路整備による交通量の増加等黒磯駅周辺と同様に都市型公害が懸念される地域といえます。

関谷地区周辺は、国道400号沿いの観光・商業施設の立地を考慮した良好な自然環境と生活環境を備えた住宅市街地の形成を推進し、住宅地としての機能の充実を図っていく地域です。今後は都市型公害が予想されますが、自然環境への配慮や景観との調和を図ることによりその影響を軽減し、本市らしいやすらぎを感じる市街地の形成が望まれます。

市街地エリアを縦走する国道4号沿いには食品加工業や製造業など各種事業所が立地しており、これらの事業所においては周辺環境への配慮が特に求められます。加えて各市街地間に位置する地域には将来的には市街地の形成が見込まれることから、環境に配慮した土地利用が望まれます。

2 地域の課題

- 都市化の進行により生活排水、自動車排気ガス、騒音など都市型・生活型公害が懸念されます。
- 住宅と工業が混在しているため、居住環境の悪化が懸念されます。
- 都市的土地利用の推進により緑地の減少が懸念されます。
- 開発行為における自然環境への配慮や景観との調和が必要となります。

3 配慮指針

(1) 『人と自然が共に生きる潤いのあるまち』のために

- 自然環境を生かした緑豊かな景観の保全を推進します。
- 市街地エリアにおける希少野生動植物種については、生息地・生育地及びその周辺環境の保全に努めます。

(2) 『健康で快適に暮らせるまち』のために

- 公共下水道や道路など都市基盤の整備を進め、生活型公害の防止を図ります。
- 工場、事業所に起因する公害の発生を防ぎ、近隣住民の快適な生活を守ります。

(3) 『環境への負荷の少ない持続可能なまち』のために

- ごみ減量・リサイクルへの取組などを積極的に行うごみ減量協力店を増やします。

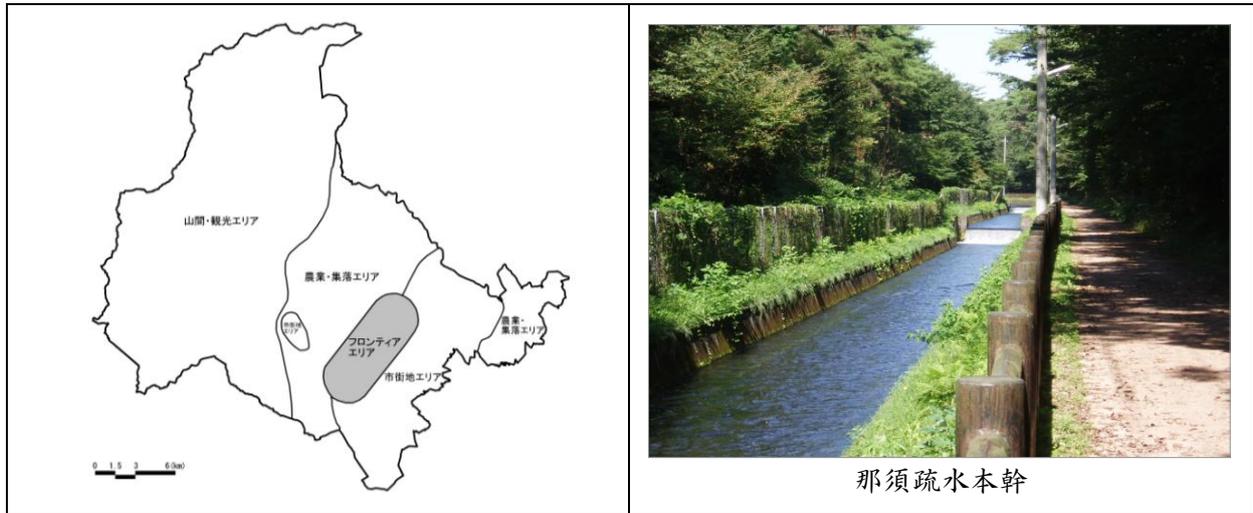
(4) 『豊かな心で安心して暮らせるまち』のために

- 街路樹の整備や自然環境を生かした都市公園の整備など身近にふれあうことのできる緑を増やしていきます。
- 自然環境を生かした緑豊かな景観の保全を推進します。
- 希少野生動植物種については、生息地・生育地及びその周辺環境の保全に努めます。
- 交通渋滞の緩和など環境に配慮した計画的な道路整備を行います。

(5) 『地球に優しいまち』のために

- 効率的な公共交通機関の整備による利用向上や歩道の整備による自転車の利用向上を図り、温室効果ガスの排出の少ない都市を目指します。
- 環境配慮を推進し、環境負荷の少ない都市形成を図ります。

第2節 フロンティアエリア



1 地域の概況

西那須野塩原インターチェンジ及び黒磯板室インターチェンジ周辺を中心とする地域を、フロンティアエリアと位置付けます。このエリアの中央を東北縦貫自動車道が走り、東側は市街地エリアに、西側は農業・集落エリアに接しています。

検討されている国会等の移転や、那須塩原駅周辺における広域拠点機能の立地などに伴う、居住、生産、商業、流通などの都市機能の複合的配置など、長期的な視点から新たな機能立地を受け入れる地域として、計画的な土地利用を推進していく地域となっています。また、黒磯板室インターチェンジや国道400号、主要地方道西那須野・那須線等の幹線道路整備により高い交通利便性を持つエリアとなることが将来的に予測され、都市化の進行による環境負荷増加に対する対応が必要な地域となります。

このエリアには、那須疏水の本幹が流れ、水利としての活用はもとより、「那須疏水探訪の小径」として歴史と自然を満喫できる散策道も整備されています。また、那須野が原公園など市民はもとより、市外からも多くの観光客が訪れる緑豊かな観光資源が存在します。

土地利用を推進していく中で現存する貴重な自然環境や農業との均衡に配慮し、無秩序な都市的土地利用を規制する必要がある地域といえます。また、今後、開発行為が活発化する地域であり、土地の造成における発生土壌の適正処理、工事における騒音・振動対策など計画段階から環境への配慮を促進することも重要となります。

本市らしい自然環境と共生した環境負荷の少ない市街地の形成が望まれます。

また、赤田工業団地、井口工業団地等の工業団地に多くの事業所を誘致しているエリアであり、産業型公害の未然防止と、事業活動による環境負荷低減の継続的取組がこれら事業所に求められます。

2 地域の課題

- このエリアは今後交通量の増加が見込まれ、排気ガスや騒音の発生に対する対策が必要となります。
- 平地林や農地の減少による野生動植物種の減少や生態系への悪影響が懸念されます。
- 開発行為における自然環境の減少や農林業への影響が懸念され、均衡に配慮した開発が望まれます。
- 開発行為により発生する土壌の適正処理、工事における騒音、振動等に対する指導の徹底等が必要となります。
- 将来的な広域拠点機能の立地を踏まえた、本市らしい自然環境と共生したまちづくりが望まれます。

3 配慮指針

(1) 『人と自然が共に生きる潤いのあるまち』のために

- 野生動植物種の生息・生育状況の調査・研究に努めます。
- 農地や森林、水辺空間などの計画的な保全により、自然の持つ機能を維持し、希少野生動植物種の生息・生育環境を保全します。

(2) 『健康で快適に暮らせるまち』のために

- 土砂条例に基づく指導等により開発行為による地下水、土壌の汚染を防止します。
- 法に基づく指導等により開発行為による騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止します。
- 工場・事業所においては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害の発生を防止し、近隣住民の環境影響に配慮した事業を促進します。

(3) 『環境への負荷の少ない持続可能なまち』のために

- ごみ減量・リサイクルへの取組などを積極的に行うごみ減量協力店を増やします。

(4) 『豊かな心で安心して暮らせるまち』のために

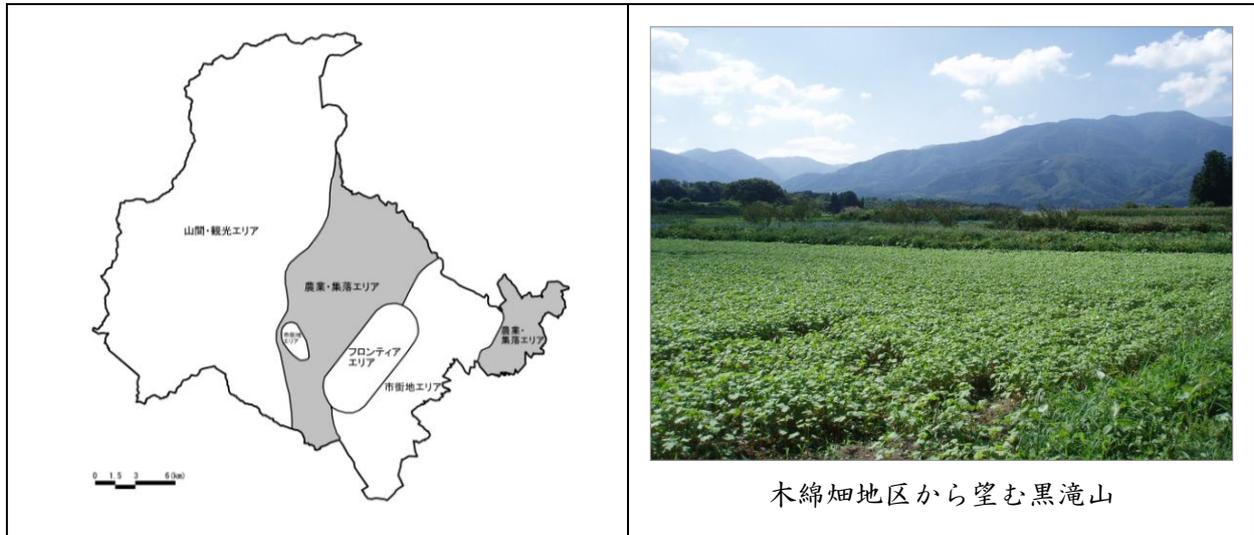
- 周辺地区の開発においては、環境負荷の少ない市街地の形成に努めます。
- 公園緑地の整備や、公共施設、民間施設及び工業団地における緑化に努めます。
- 在来植生を活かした緑地整備や緑化に努めます。
- 将来的な都市化による交通渋滞や生活排水の問題を発生させないための計画的な道路整備を推進します。
- 自然とのふれあいの場としての都市公園の適正配置や街路樹の整備など都市部の緑化を推進します。
- 平地林など無秩序な森林伐採を防止し、都市部における緑を保全します。
- 自然環境を生かした緑豊かな景観の保全を推進するため開発行為において適切な規制、指導を行います。

(5) 『地球に優しいまち』のために

- 環境配慮を推進し、環境負荷の少ない都市形成を図ります。

- 効率的な公共交通ネットワークの利用・整備を推進します。

第3節 農業・集落エリア



1 地域の概況

那珂川、余笹川の周辺地域と、本市西部の東北縦貫自動車道と山間部に囲まれた地域一帯を、農業・集落エリアとして位置付けます。本市の農業を支え、また那須野ヶ原ならではの環境・景観を形成する地域として位置付けられます。

特に東北縦貫自動車道と山間部に囲まれた地域は、那珂川、蛇尾川、箒川の運搬・堆積作用により形成された複合扇状地が広がり日本有数の規模を誇っています。この広大な荒地だった地域を多大な労力を費やし開拓し、また曇沼用水や那須疏水など多くの用水の開削が行われたことにより、現在盛んに農業が営まれ、美しい農村景観を形成しています。本市の中核的な農業地帯であり酪農や水稲、野菜の生産地として、また平地林を始めとする恵まれた自然環境や農産物等の資源を活用し、山間・観光エリアの観光・レクリエーション資源と連携した市民の憩いの場の確保や、都市地域住民の手による農地の管理・活用など、農村地域の活性化を推進していく必要があります。

現在このエリア内では、堆肥センターによる家畜排せつ物のリサイクル、エネルギー活用型酪農経営モデルのバイオマス実証実験、農業用水路などによる小水力発電など、様々な循環型社会形成のための取組がされており、今後さらなる活動の推進が望まれます。

農地は、豊かな生態系の維持に欠かせない自然環境の一端を担うものであり、環境に配慮した農業による農地の活用を推進し、生物多様性の保全が望まれる地域といえます。

また、従来からの人と自然のバランスの変化により、野生鳥獣による農作物等への被害が生じています。

2 地域の課題

- 農家人口の減少や農業従事者の高齢化により、里地や里山の利用や管理が難しくなっています。
- 平地林には数多く開発された別荘分譲地が存在し、また一部で無秩序な住宅開発が進行するなど、営農環境との調和や自然環境の保全、生活基盤の確保が課題となっています。
- 農地は、豊かな自然環境の一端を担うものであり、農地の保全と環境保全型農業による有効活用の推進が望まれます。
- エコツーリズムなど観光・レクリエーションと農地・森林の保全・活用に配慮した取組の推進が望まれます。
- 平地林への廃棄物の不法投棄が顕在化しています。
- 産業廃棄物処理施設の集中的な立地により、那須野ヶ原ならではの自然環境や良好な景観の喪失、住民の生活環境悪化などが懸念されます。

3 配慮指針

(1) 『人と自然が共に生きる潤いのあるまち』のために

- 野生動植物種の生息・生育状況の調査・研究に努めます。
- 農地、平地林、水辺空間等の保全・活用を図り、希少野生動植物種の生息・生育環境を保全します。
- 農業用水路でのホタルの観察会など身近な自然環境を生かした自然とふれあう機会の創造に努めます。
- 森林や水辺環境を憩いの場やレクリエーションに利用するなど多目的利用を推進し、保全意識の高揚を図ります。
- 適切な土地利用の誘導や耕作放棄地の有効活用等を図り、農地の保全、生物多様性の保全を推進します。
- 農業生産基盤整備や環境保全型農業の普及等により自然環境に配慮した農村づくりと同時に生物多様性の保全を推進します。
- 人と野生鳥獣が共存できる関係を維持していくことを基本としながら、農作物等への被害対策を含めた鳥獣の保護及び管理を行います。

(2) 『健康で快適に暮らせるまち』のために

- 農薬や化学肥料の過剰使用等による地下水、土壌の汚染防止を推進します。
- 家畜排せつ物の利活用や廃棄物の不法投棄の防止により地下水、土壌の汚染防止や悪臭発生の防止を推進します。

(3) 『環境への負荷の少ない持続可能なまち』のために

- 廃棄物監視員による巡回の強化等を図り、森林や農地への廃棄物の不法投棄の防止を推進します。
- 産業廃棄物処理施設の立地抑制に関する方策の検討を進めます。
- 堆肥センターの活用を促進し、家畜排せつ物のリサイクルを促進します。
- 県実施のエネルギー活用型酪農経営モデルのバイオマス実証実験に協力し、家畜排せつ物の発生抑制・リサイクル等を推進します。

- 農業用水路などによる小水力発電の展開を図ります。

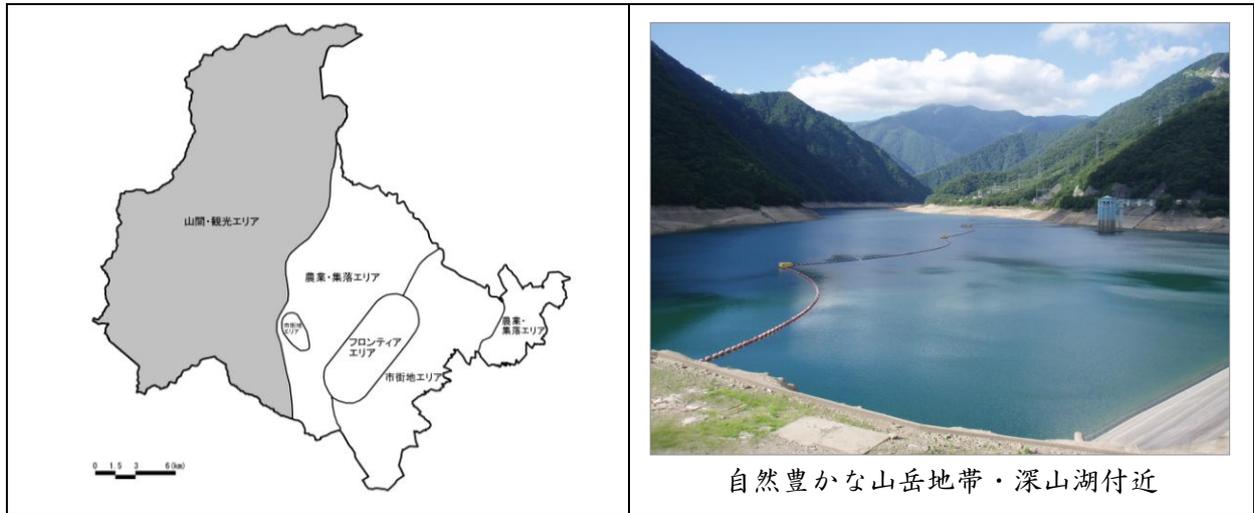
(4) 『豊かな心で安心して暮らせるまち』のために

- 先人の多大な労力を費やして開拓された、那須野ヶ原の美しい農村景観の保全に努めます。
- 平地林を生かした市民の健康づくりやスポーツ活動の拠点としての整備を図ります。

(5) 『地球に優しいまち』のために

- 県実施のエネルギー活用型酪農経営モデルのバイオマス実証実験に協力し、また堆肥センターの利用促進により、家畜排せつ物の発生抑制・リサイクル等を推進します。

第4節 山間・観光エリア



自然豊かな山岳地帯・深山湖付近

1 地域の概況

日光国立公園、自然環境保全地域等に指定され、豊かな自然環境を有する本市北西部の山岳地帯を、山間・観光エリアとして位置付けます。このエリアは、優れた景観を有する火山性の山岳高原地域であり、著名温泉や自然観察の場として、また、ニホンカモシカなどの大型哺乳類を始め多くの希少野生動植物種の生息・生育する地域です。

塩原や板室などの温泉観光地では、山岳地帯の豊かな自然環境を背景とした保養及びレクリエーションの場としての土地利用が進んでおり、今後も自然環境と調和した地域資源の活用による観光関連の施設整備を図り、観光拠点づくりを推進していく地域となっています。

塩原には日本で初めて指定された自然研究路が、板室には東西250m、南北500mの広さを持ち230種に及ぶ植物が確認される沼ッ原湿原があり、自然とのふれあいの場として毎年多くの人々が訪れています。

また、このエリアには手付かずの自然が多く残っており、「塩原溪谷」は溪谷や滝、岩石が美しい造形を形成し栃木県を代表する景勝地として、高原山は火山地形が美しい景観として、それぞれレッドデータブックとちぎの要継続観察に指定されています。これらは雄大な自然が長い時間を掛け形成した造形美であり、保全の必要な地形といえます。

平野部に連なる山裾の森林地帯は、森林の持つ公益的機能を生かすため、また林業の振興とともに農業、観光との連携を図り、地域の活性化を推進する必要がある地域となっています。

このエリア内は、日光国立公園や自然環境保全地域などに指定された地域が広い面積を占めており、国、県、周辺自治体との協力による自然環境の保護を今後も進めていく必要があります。

2 地域の課題

- 日光国立公園、自然環境保全地域、保安林等に指定され、関連法の適切な運用による森林の保全・活用が基本となります。
- 森林の維持・活用を図り、野生動植物種の生息・生育環境としての豊かな森づくりが望まれます。
- 森林への廃棄物の不法投棄が顕在化しています。

3 配慮指針

(1) 『人と自然が共に生きる潤いのあるまち』のために

- 国立公園や自然環境保全地域を形成する水辺や樹林地などを適切に保全し、環境教育、環境学習の場や観光資源として適切かつ有効活用にあつめます。
- 沼ッ原湿原、塩原自然研究路などは地域を代表する優れた地域であることから、周辺の自然環境に配慮しながら、自然とのふれあいの場として、適切な利用にあつめます。
- 国指定の逆杉や市指定の材木岩、大黒岩化石層群など、学術的価値の高い自然景観や地域の象徴としての天然記念物の適切な保護にあつめます。
- 法律や条例などの遵守の徹底により、自然環境の保全を図ります。
- 野生動植物種の生息・生育状況の調査・研究にあつめます。
- 森林等の保全・活用を図り、希少野生動植物種の生息・生育環境を保全します。
- 森林の保全等に配慮した計画的な土地利用を推進します。
- 病虫害防除や森林管理事業の実施等による森林資源の保全を推進します。
- 森林、水辺環境を憩いの場、レクリエーション等多目的利用の場として活用し、保全意識の高揚を図ります。

(2) 『健康で快適に暮らせるまち』のために

- 市内の主要な河川の水源として、河川流量の安定と、水質の安全に配慮した森林の管理にあつめます。
- 生活排水や観光施設からの排水の適正処理を推進し、上流域における河川水質の保全にあつめます。

(3) 『環境への負荷の少ない持続可能なまち』のために

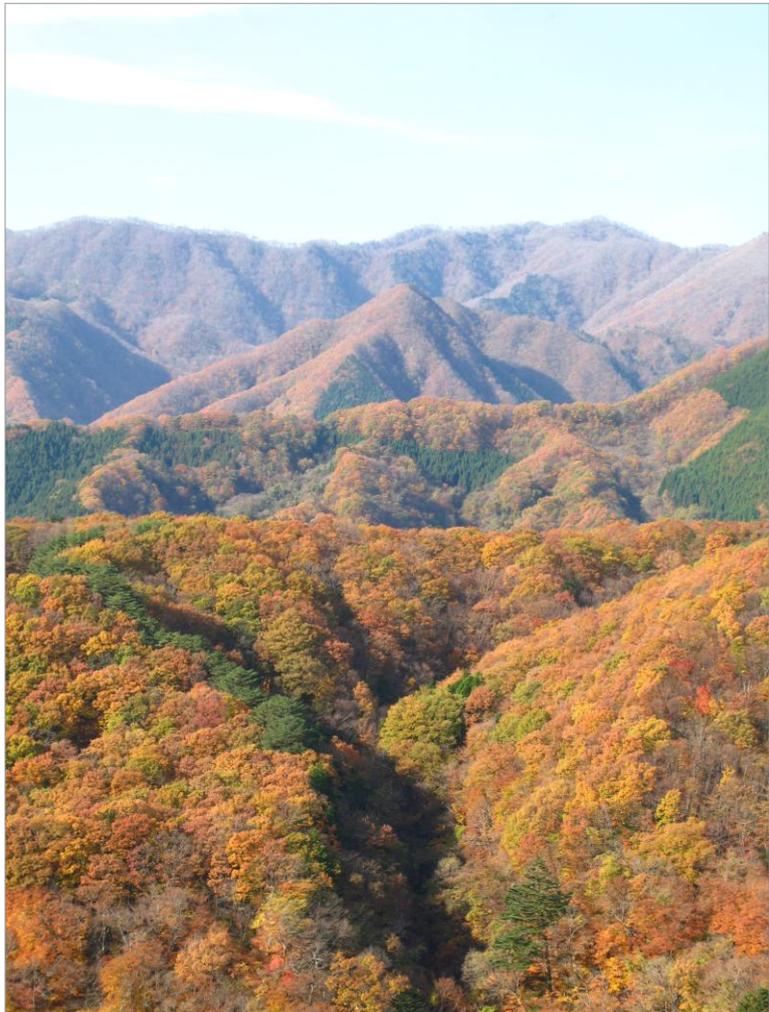
- 地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の吸収源としての森林の保全にあつめます。
- 温泉資源の効率的な利用及び保護を図るための温泉水の集中管理を実施します。
- 廃棄物監視員による巡回の強化等を図り、森林や農地への廃棄物の不法投棄を防止します。

(4) 『豊かな心で安心して暮らせるまち』のために

- 屋外広告物や建築物などに対する適正な規制を行います。

(5) 『地球に優しいまち』のために

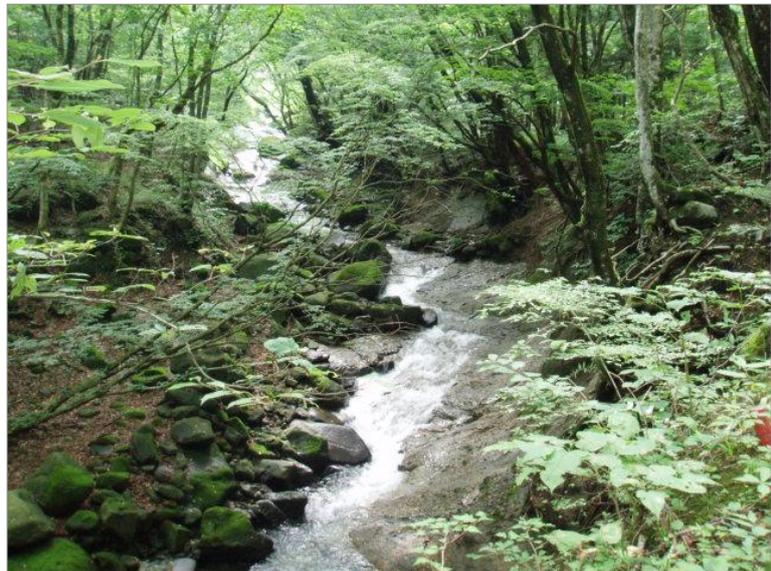
- 地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の吸収源としての森林の保全に努めます。
- 豪雪地帯での温泉水を利用した融雪の実施を検討します。



秋の塩原山岳部



塩原自然研究路



野沢川・金沢地区

資料編



箒川・もみじ谷大吊橋付近

那須塩原市環境基本計画策定経過

平成18年度

平成18年 6月 9日	那須塩原市環境基本計画の策定について
6月21日	調整会議 ○ 那須塩原市環境基本計画の策定について
6月28日	庁議 ○ 那須塩原市環境基本計画の策定について
8月 9日	第1回那須塩原市環境審議会 ○ 那須塩原市環境基本計画の策定について
8月10日	那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員募集開始
8月31日	那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員募集終了
8月23日	那須塩原市環境基本計画庁内策定委員会委員推薦依頼
9月 5日	那須塩原市環境基本計画庁内策定委員会委員報告期限
9月27日	那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員決定
9月28日	那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員選考結果通知
9月28日	那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員推薦依頼
10月27日	那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員報告期限
11月14日	那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員の委嘱について
11月27日	第1回那須塩原市環境基本計画市民懇談会 ○ 委嘱書交付 ○ 環境基本計画の策定について ○ 環境基本計画策定日程について ○ 会長、副会長の選任について
11月28日	第1回那須塩原市環境基本計画庁内策定委員会 ○ 委員長の選任について ○ 環境基本計画の策定について ○ 環境基本計画策定日程について
平成19年 1月18日	第2回那須塩原市環境基本計画庁内策定委員会 ○ 分科班の編成について ○ 環境の現状と課題について
2月 5日	第2回那須塩原市環境基本計画市民懇談会 ○ 分科班の編成について ○ 環境の現状と課題について
2月 6日	環境配慮施策実施状況調査依頼
2月20日	環境配慮施策実施状況調査報告期限
2月20日	環境基本計画市民・事業所アンケート調査開始
2月27日	第3回那須塩原市環境基本計画庁内策定委員会 ○ 環境の現状と課題について ○ 環境配慮施策の検討について
3月20日	環境基本計画市民・事業所アンケート調査終了

平成19年度

- 平成19年 5月10日 第3回那須塩原市環境基本計画市民懇談会
○ 環境の現状と課題について
○ 環境配慮施策の検討について
- 6月19日 第4回那須塩原市環境基本計画庁内策定委員会
○ 環境の現状と課題について
○ 環境配慮施策の検討について
○ 環境配慮行動指針の検討について
- 7月26日 第4回那須塩原市環境基本計画市民懇談会
○ 環境の現状と課題について
○ 環境配慮施策について
○ 環境配慮行動指針の検討について
- 10月30日 第5回那須塩原市環境基本計画庁内策定委員会
○ 環境配慮施策・指標の検討について
○ 地域別環境配慮指針の検討について
○ 環境基本計画（検討素案）について
- 12月14日 調整会議
○ 那須塩原市環境基本計画の策定状況及びパブリックコメントの実施について
- 12月17日 第5回那須塩原市環境基本計画市民懇談会
○ 環境基本計画（検討素案）について
- 12月21日 第1回那須塩原市環境審議会
○ 那須塩原市環境基本計画の策定状況について
- 12月26日 庁議
○ 那須塩原市環境基本計画の策定状況及びパブリックコメントの実施について
- 平成20年 1月10日 パブリックコメント開始
- 1月31日 パブリックコメント終了
- 2月 6日 第6回那須塩原市環境基本計画市民懇談会
○ 那須塩原市環境基本計画（原案）について
- 2月15日 第2回那須塩原市環境審議会
○ 那須塩原市環境基本計画（案）について〔諮問〕
- 2月19日 那須塩原市環境審議会から市長へ
○ 那須塩原市環境基本計画（案）について〔答申〕
- 3月19日 調整会議
○ 那須塩原市環境基本計画の決定について
- 3月26日 庁議
○ 那須塩原市環境基本計画の決定について

平成22年度

- 平成23年 2月 9日 調整会議
○ 那須塩原市環境基本計画の改訂について

- 2月23日 庁議
○ 那須塩原市環境基本計画の改訂について

平成23年度

- 平成23年 5月20日 第1回那須塩原市環境審議会
○ 那須塩原市環境基本計画の改訂について
- 平成23年 9月27日 第3回那須塩原市環境審議会
○ 那須塩原市環境基本計画改訂版（案）について〔諮問〕
- 12月16日 第4回那須塩原市環境審議会
○ 那須塩原市環境基本計画改訂版（案）について〔審議〕
- 12月27日 那須塩原市環境審議会から市長職務代理者へ
○ 那須塩原市環境基本計画改訂版（案）について〔答申〕
- 平成24年 2月 8日 調整会議
○ 那須塩原市環境基本計画改訂版（案）について
- 2月13日 庁議
○ 那須塩原市環境基本計画改訂版（案）について
- 3月13日 第2回那須塩原市議会定例会追加議案
○ 那須塩原市環境基本計画（改訂版）について
- 3月26日 那須塩原市環境基本計画（改訂版）可決

那須塩原市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント（意見募集）

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間 平成20年1月10日（木）～平成20年1月31日（木）
 (2) 提出者数 3人
 (3) 意見件数 6件
 (4) 提出方法 直接書面 1人（2件）
 電子メール 2人（4件）

2 意見・提言（概要）及び市の考え方

No.	意見・提言（概要）	市の考え方
1	まず生ゴミ、家畜糞尿を各家庭から収集してこれを粉碎機に掛けて液状にする。その後二酸化チタン光触媒（特許）を採用して処理水透明度30の最高レベルの水を精製する。粉碎機に掛けて液状にした生ゴミ、家畜糞尿等はコンクリート等の容器に収納して（浄化槽等）定期的に光触媒を入れる事によってすべて分解水処理を行なう。これは、特許二酸化チタン光触媒は、科学物質を分解、二酸化窒素、ホルムアルデヒド経皮毒の改善等を行なう。特許二酸化チタン光触媒を使う事で生ゴミ、家畜糞尿の悪臭、地下水の公害を食い止める事ができる。	具体的な提案として、今後の取組の参考にさせていただきます。
2	那須塩原市でもこのプランはクリーンエネルギーの為に政府の特区内で地区の発電特区を申し込んで認められると補助金がもらえます。東京電力では那須塩原市で節約した電気はその分他の地区に有効に利用されて日本だけでなく世界の環境浄化につながります。	小水力発電については、環境配慮施策の新エネルギー導入の推進の項目に盛り込んでいます。 具体的な提案として、今後の取組の参考にさせていただきます。
3	環境配慮という観点より、排水や浄化槽等の汚れにとっても効果的で、酪農が盛んであるこの地域で糞尿の処理にも使える環境微生物がありますのでご紹介したいと思いました。	具体的な提案として、今後の取組の参考にさせていただきます。
4	排水を汚さないという観点からは、廃油の回収→リサイクルも出来たら良いですね。	具体的な提案として、今後の取組の参考にさせていただきます。
5	本案件を読ませていただきましたが、『廃棄物と資源の定義』が全然分かりませんでした。この定義付けは、非常に重要なことと考えるので是非協議して欲しいと思います。	廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）で定義されています。 環境配慮施策の廃棄物の適正処理の項目に関する御意見として参考にさせていただきます。
6	森林保全区域とは、昔ながらの『雑木林』で、植林した『針葉樹林』は保全区域でありながら、要管理区域の森林であると考えております。漠然と森林保全ではなく、各々の保全方法を明確に打ち出すことが行政の務めであると思えます。	那須塩原市の森林の保全の在り方も含めた適切な土地利用の姿に関しては、環境配慮施策の自然環境の保全の項目に記載しているように、国土利用計画那須塩原市計画及び那須塩原市土地利用調整基本計画等の中で規定します。 また、森林の整備については、那須塩原市森林整備計画に基づき、計画的に推進します。 環境配慮施策の森林の保全の項目に関する御意見として参考にさせていただきます。

諮問・答申

1. 初版

那塩環第274号
平成20年2月15日

那須塩原市環境審議会
会長 大久保 忠且 様

那須塩原市長 栗川 仁

那須塩原市環境基本計画（案）について〔諮問〕

那須塩原市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する計画「那須塩原市環境基本計画」を定めたいので、那須塩原市環境基本条例第8条第3項の規定により意見を求めます。

平成20年2月19日

那須塩原市長 栗川 仁 様

那須塩原市環境審議会会長 大久保 忠且

那須塩原市環境基本計画（案）について〔答申〕

平成20年2月15日付け那塩環第274号で諮問のあった那須塩原市環境基本計画（案）について、下記のとおり答申します。

記

平成20年2月15日の環境審議会における審議の結果、那須塩原市環境基本計画（案）については、妥当なものであると認めます。

なお、本審議会としての意見を次のとおり付け加えます。

付帯意見

地域で生産されたものをその地域で消費するという“地産地消”の考え方は、農地、森林の保全につながることから、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与するため、この考え方を「市民の行動指針」の中に盛り込むことを考慮すること。なお、この考え方を踏まえた上で、那須塩原市の農業、林業の重要性の市民への周知を推進すること。

2. 改訂版

那塩環第138号
平成23年9月27日

那須塩原市環境審議会
会長 大久保 忠且 様

那須塩原市長 栗川 仁

那須塩原市環境基本計画（案）について〔諮問〕

那須塩原市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する計画「那須塩原市環境基本計画改訂版」を定めたいので、那須塩原市環境基本条例第8条第3項の規定により意見を求めます。

平成23年12月27日

那須塩原市長職務代理者
那須塩原市副市長 松下 昇 様

那須塩原市環境審議会会長 大久保 忠且

那須塩原市環境基本計画改訂版（案）について〔答申〕

平成23年9月27日付け那塩環管第138号で諮問のあった標記の計画改訂版（案）につきまして、別添のとおり答申いたします。

環境審議会委員名簿

1. 初版

No.	区分	関係機関・団体等名	役職等名	氏名	備考
1	市議会議員	総務教育常任委員会		早乙女 順子	18年度
				相馬 義一	19年度
2		産業観光常任委員会		山本 はるひ	18年度
				高久 好一	19年度
3		建設水道常任委員会		君島 一郎	18年度
				石川 英男	19年度
4		福祉環境常任委員会		平山 啓子	18年度
				鈴木 紀	19年度
5		福祉環境常任委員会		玉野 宏	18年度
				早乙女 順子	19年度
6	学識経験者	那須塩原市動植物実態調査研究会	会長	酒井 芳男	副会長
7		黒磯環境ボランティアの会	会長	郡司 修	
8		那須野が原自然調査会	会長	廣居 伸禮	
9		宇都宮共和大学	副学長	大久保 忠且	会長
10		那須拓陽高校	校長	屋代 憲一	
11		那須環境技術センター	代表取締役	福嶋 正己	
12		JAなすの なの花会	会長	石川 清美	18年度
				澤田 睦美	19年度
13		那珂川北部漁業協同組合	理事	大島 一雄	
14		那須塩原市女性団体連絡協議会		佐藤 峰子	副会長
15	関係行政機関の職員	県北健康福祉センター	環境部長	伊藤 功	
16		那須農業振興事務所	所長	郷間 隆夫	18年度
				石塚 正恵	19年度
17		那須塩原警察署	署長	平野 美義	
18	塩那森林管理署	署長	洞下 健一		

2. 改訂版

No.	区分	関係機関・団体等名	役職等名	氏名	備考	
1	学識経験者	那須塩原市動植物調査研究会	植物部会長	原 島 徳 一	23年5月11日まで	
			爬虫類・両生類部会	荏 部 敬 子	23年7月5日から	
2		黒磯環境ボランティアの会	役員	人 見 カヨ子	副会長	
3		那須野が原自然調査会	会長	井 村 治		
4		宇都宮共和大学	副学長	大久保 忠 且	会長	
5		栃木県立真岡北陵高等学校	元校長	月 井 誠 一	副会長	
6		那須環境技術センター	代表取締役	福 田 篤 志		
7		J Aなすの の花会	会長	清 水 裕 子		
8		那珂川北部漁業協同組合	理事	大 島 一 雄		
9		かがやきネットなすしおばら	理事	瀬 川 早 苗		
10		栃木県弁護士会	弁護士	大 木 一 俊		
11		東京電力(株)栃木北支社	副支社長	黒 田 保 夫	23年9月30日まで	
12		関係行政機関の職員	県北環境森林事務所	環境部長	百 瀬 正 人	
13			那須農業振興事務所	所長	人 見 允	
14			那須塩原警察署	署長	渡 辺 亮 一	
15	塩那森林管理署		署長	松 井 正		

那須塩原市環境基本計画市民懇談会委員名簿

○初版

No.	区分	団体・機関等	役職名・職名等	氏名	備考
1	市民	公募		市村 恵	
2		公募		尾坂 明	
3		公募		滝澤 宣道	
4		公募		寺田 由紀子	
5	地域・市民団体等を代表する者	げんごろうの会	副会長	高橋 浪夫	
6		那珂川の自然と溪流魚を守る会	会長	阿久津 克己	副会長
7		那須塩原市女性団体連絡協議会	会員	畠山 絢子	
8		那須塩原市PTA連絡協議会	会長	佐藤 昭治	
9		那須塩原市自治会長連絡協議会	副会長	利根川 邦久	
				阿久津 実	19. 4～
10		那須塩原市消費生活推進連絡会	会長	大内 康子	
11		(社)黒磯那須青年会議所	理事長	阿久津 繁	
12		(社)那須野ヶ原青年会議所	理事長	藤田 圭寿	
13		黒磯土地改良区	庶務会計担当理事	澤田 吉夫	
14		那須野ヶ原土地改良区連合	事務局長	星野 恵美子	
15		塩原土地改良区	副理事長	白井 英	
16	那須塩原市森林組合	代表理事組合長	藤田 一二	会長	
17	事業者・事業者団体等を代表する者	那須野農業協同組合	黒磯営農経済センター長	菊地 正夫	
18		(株)ブリヂストン栃木工場	総務部長	寺島 俊介	
				柴谷 隆	19. 10～
19		カゴメ(株)那須工場	製造課技術係長	石田 正美	
20	セイコーNPC(株)塩原テクノロジーセンター	環境安全課長	阿久津 隆典		
21	学識経験等を有する者	那須塩原市動植物実態調査研究会	委員	原島 徳一	
22		黒磯環境ボランティアの会	庶務会計	人見 カヨ子	
23		那須野が原の自然調査会	会員	千葉 保昌	
24		那須環境技術センター	分析部次長	大島 賢一	
25	関係行政機関の職員	県北健康福祉センター	環境部長補佐兼環境保全課長	湯澤 元浩	
26		那須農業振興事務所	企画振興室長補佐	羽石 克彦	
27		大田原林務事務所	所長補佐兼森林環境課長	大輪 清二	
				藤田 政美	19. 4～
28	大田原土木事務所	企画調査部長補佐兼企画調査課長	見目 正明		
			細島 通夫	19. 4～	

那須塩原市環境基本条例

平成17年1月1日
条例第146号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等における基本方針（第7条）

第2節 環境基本計画（第8条）

第3節 環境の保全及び創造に関する施策（第9条－第22条）

第3章 環境審議会（第23条）

附則

那須塩原市は、北部の急峻な山岳地帯を源とする那珂川や箒川によって形成された広大な那須野が原扇状地に位置し、実り豊かな農地、平地林の緑等、変化に富んだ恵まれた自然を有している。

先人は、那須野が原の野に鋤くわを入れ、以来、厳しい自然条件の中で水を求め、営々と開拓に励み、助け合い、たゆまぬ努力で県北の中核都市那須塩原市の礎を築いてきた。

しかし、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や環境破壊など、環境への負荷を増大させ、私たち人類の生存基盤である地球環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境のもと、安全で快適な生活を営む権利を有するとともに、その良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

今私たちは、人と自然との共生を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、市、事業者及び市民（以下「すべての者」という。）が連携し、協力して、事業活動や日常生活において環境の保全及び創造に向けた行動を実践し、かけがえのない地球環境保全に貢献していくことを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（自然環境の保全や公害の防止にとどまらず、潤いと安らぎのある快適な生活空間を創出することをいう。以下同じ。）について基本理念を定め、並びにすべての者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるような多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の復元力に限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境の負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等における基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる

事項を旨として、施策相互の調整を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、那須塩原市の自然環境及び歴史的文化的な所産の保全に努め、良好な景観の形成を図り、及び質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに地球環境保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性に関する事項

(2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、第23条に規定する那須塩原市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造に関する施策

（自然環境の保全や公害の防止）

第9条 市は、環境の保全の推進に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、公害、自然環境の劣化等の環境の保全上の支障を防止するため必要な規制、誘導、施設の整備等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（快適な生活空間の創出）

第10条 市は、歴史的文化的所産の保全及び美しい街並みの形成に努め、潤いと安らぎのある良好な環境を創出するように、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用のための措置）

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（環境管理の推進）

第12条 市は、環境の負荷を低減するため環境管理の体制の整備に努めるとともに、市民等が環境への負荷を低減するよう自主的な管理を行うことを促進するため必要な措置を講ずるものとする。

（環境影響評価の推進）

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、

その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進等)

第15条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解と関心を深められるように、教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、前2条に定める事項を推進するため、環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について市民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の調整及び推進)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(報告書の作成)

第21条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第22条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 環境審議会

第23条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、那須塩原市環境審議会(以下「環境審議会」という。)を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 環境基本計画について、第8条第3項の規定により意見を述べること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本事項を調査審議すること。

3 前2項で定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

用語解説

*本用語解説は、50音順で掲載しています。

*各用語の末尾の（ ）内の数字は、計画本文のページを示します。

あ行

ISO14001

(あいえずおー14001)

環境管理に関する国際規格で、正式には「環境管理システム—仕様及び利用の手引」といいます。環境管理システムを構築する際、企業に要求される事項が記述されています。

(p66, 68, 73, 79, 96)

IPCC(あいぴーしーしー)

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)を略してIPCCといいます。国連環境計画と世界気象機関によって設置されました。各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場となります。

(p65)

安定型最終処分場

(あんていがたさいしゅうしょぶんじょう)

産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、建設廃材、ガラスくず、陶磁器くずの安定五品目を埋め立てる最終処分場をいいますが、しゃ断型処分場、管理型処分場など他のタイプの処分場に比べ緩い規制が適用されています。(p78)

インフラ

道路や鉄道、電気やガス、上下水道など社会基盤をいいます。(p60)

硫黄酸化物(いおうさんかぶつ)

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの硫黄を含有する化石燃料を燃焼するときに排

出されます。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になります。また、大気中の硫黄酸化物は呼吸障害の原因となります。(p25)

雨水幹線(うすいかんせん)

側溝などで集水した雨水を流す地下水路をいいます。(p61)

エコアクション21

おもに中小企業向けに環境省が策定した認証・登録制度をいいます。中小企業、学校、公共機関などの事業者が環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を示したエコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録が行われます。

(p66, 68, 73, 79, 96)

エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態をいいます。(p92, 113)

エコドライブ

適正なタイヤ空気圧の点検、アイドリングストップ、経済速度の遵守、急発進・急加速や急ブレーキを控えるなど、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転方法をいいます。(p25, 52, 66, 67)

エコマーク

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマークをいいます。メーカーや流通業者の申請を受けて、環境省所管の（財）日本環境協会が審査し、認定された商品にはマークをつけることが許されます。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要となります。（p57, 90, 96, 98, 100）

エコライフ

環境に配慮した暮らしを心掛けるライフスタイルのこと。（p57）

ESCO事業（えすこじぎょう）

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のことをいいます。（p67）

温室効果ガス（おんしつこうがす）

京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF₆を温室効果ガスと定めています。これらのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。

（p19, 25, 40, 56, 65, 79, 80, 108）

か行

化石燃料（かせきねんりょう）

石油、石炭、天然ガスなど、古代の動植物に起因する燃料をいいます。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものといわれています。（p17, 27, 56）

合併処理浄化槽

（がっぺいしよりじょうかそう）

し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいいます。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。単独処理浄化槽の新設は法律により実質的に禁止されているため、新設が可能な浄化槽は合併処理浄化槽となります。

（p15, 19, 23, 52, 61, 64, 87）

環境会計（かんきょうかいけい）

環境業績を挙げるのに要した費用を明確にするため、会計として計算しようとするものです。最小の費用で最大の環境業績を挙げるのが目標となります。環境省は「環境会計ガイドライン（2005年版）」を平成14年3月に公表しています。（p98）

環境基準（かんきょうきじゅん）

国が定めている基準で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。（p55）

環境報告書（かんきょうほうこくしょ）

事業者が、経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況、環境負荷の低減に向けた取組の状況等について取りまとめ、一般に公表するものです。（p79, 98）

環境ラベル（かんきょうらべる）

環境保全に役立つ商品にマークをつけて消費者に推奨する制度をいいます。

（p91, 98）

環境リスク（かんきょうりすく）

化学物質使用、自然環境の改変、温室効果ガスの発生など環境保全上の支障となるおそれのあるすべての要因をいいます。

（p41）

感染性医療廃棄物

(かんせんせいりょうはいきぶつ)

医療機関・保健施設などから発生する医療行為に伴う廃棄物をいいます。廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物となります。

(p58)

間伐材 (かんばつざい)

育成段階にある森林において樹木のこみ具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業を間伐といいます。間伐で生産された丸太が間伐材となります。(p92, 101)

気候変動枠組条約第15回締約国会議 (COP15)

(きこうへんどうわくぐみじょうやくだいいじゅうごかいていやくこくかいぎ)

2009年12月7日から12月18日の日程でデンマーク・コペンハーゲンのベラセンターで開催された、温室効果ガス排出規制に関する国際的な合意形成を主目的とした国際会議をいいます。(p25, 65, 80)

揮発性有機化合物

(きはつせいゆうきかごうぶつ)

常温常圧で空气中に揮発する有機化合物質の総称をいいます。土壌や地下水汚染、大気汚染の原因物質となります。(p51)

京都議定書 (きょうとぎていしよ)

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書で、2005年2月16日に発効しました。先進締約国に対し、2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2% (日本は6%) 削減することを義務付けています。

(p79)

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、

文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称をいいます。欧州では農村に滞在しバカンスを過ごすといった余暇の過ごし方が、古くから定着しています。(p92)

グリーンマーク

グリーンマークは、古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として(財)古紙再生促進センターが制定したマークです。

(p96, 98, 100)

クロロフルオロカーボン

フロン的一种で、炭素、フッ素及び塩素からなる物質です。洗浄剤、冷却剤、発泡剤、噴霧剤などとして広く使用されオゾン層破壊の原因物質となります。法律により製造、使用が規制されています。(p101)

蛍光剤 (けいこうざい)

蛍光増白剤ともいいます。繊維や紙などを白色にするために用いられる化学物質の総称をいいます。(p87)

減農薬 (げんのうやく)

可能な限り環境に負荷を与えない(または少ない)農業を目指し農薬の投入を低減することをいいます。(p93)

光化学オキシダント・光化学スモッグ

(こうかがくおきしだんと・こうかがくすもっぐ)

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が光化学反応で生じた「光化学オキシダント」や視程の低下を招く粒子状物質を生成する現象を光化学スモッグといいますが、これらは呼吸器障害の原因となります。

(p15, 52, 55)

公共下水道（こうきょうげすいどう）

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。（p23, 52, 61, 64, 108）

コージェネレーション

発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式をいいます。コージェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながります。

（p67, 96）

こどもエコクラブ

子供たちが地域の中で、主体的に環境学習及び環境の保全に関する活動を行うクラブをいいます。財団法人日本環境協会が「こどもエコクラブ事業」を運営しています。

（p70, 72, 86）

さ 行

里地里山（さとちさとやま）

奥山と都市の中間にあって、集落とその周りの森林と農地で構成される地域を指しています。里地里山には古くから人々が慣れ親しんできた雑木林、水田、草地などがありますが、これらは農林業に伴う様々な人の働きかけを通じて作り出され、維持されてきたものです。（p13, 14, 24, 74, 92, 113）

産業型公害、都市型・生活型公害

（さんぎょうがたこうがい、としがた・せいかつがたこうがい）

1960年代には事業場に起因する「産業型公害」が社会問題として注目を集めました。1970年代以降にはゴミ問題、生活排水問題、自動車排気ガス問題のような「都市型・生活型公害」が注目を浴びるようになりました。

（p15, 23, 50, 51, 52, 105, 107, 108, 109）

産業廃棄物（さんぎょうはいきぶつ）

事業活動に伴って発生する廃棄物であり、法律で定められたものをいいます。産業廃棄物以外を一般廃棄物と呼び、処理責任は市町村とされています。

（p13, 15, 17, 18, 27, 57, 58, 73, 77, 78, 91, 94, 95, 98, 113）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

（さんぎょうはいきぶつかんりひょう）

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分などを他人に委託する場合、委託した内容どおりの処理が適正に行われたことを確認するために、排出者が委託者に対して交付する帳票をいいます。（p58）

CO₂削減『一村一品』プロジェクト

（しーお一つーさくげんいっそんいっぴんぷろじえくと）

地域の温暖化対策の推進に役立てるとともに、全国に情報発信することを通じて、都道府県をまたいだ地域間連携の形成を目指すため、温暖化防止のための地域の優れた取組を発掘するプロジェクトをいいます。（p79）

持続可能な社会

（じぞくかのうなしゃかい）

有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる持続可能な社会をいいます。

（p27, 56, 84, 104）

樹皮チップ舗装（じゅひちっぷほそう）

樹皮チップと土などを混合し、バインダーで固めた舗装材を使用した舗装をいいます。

（p95）

循環型エネルギー

(じゅんかんがたえねるぎー)

石油・石炭などの化石燃料などと対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称をいいます。

(p20)

循環型社会 (じゅんかんがたしゃかい)

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会をいいます。

(p25, 77, 112)

小水力発電 (しょうすいりょくはつでん)

河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する装置をいいます。大規模なダム式の水力発電とは区別されます。

(p20, 67, 112, 114)

除染 (じょせん)

放射性物質で汚染された衣類、機器、施設等から汚染を除去することをいいます。

(p53, 54, 81)

新エネルギー (しんえねるぎー)

太陽光、風力、燃料電池など、化石燃料に代わる新しいエネルギーをいいます。

(p40, 66, 67, 68, 91, 96, 98, 102)

人工的護岸 (じんこうてきごがん)

河岸や堤防を流水の侵食から守るための構造物をいいます。従来はコンクリート護岸が多く使用されていましたが、近年は自然環境に配慮するための工法等が利用されるようになりました。(p14)

水源かん養機能

(すいげんかんようきのう)

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能をいい、雨

水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。

(p13, 14, 26, 45, 104)

水生生物調査

(すいせいせいぶつちょうさ)

河川に生息する水生生物の種類を調べることによりその地点の水質を判定する調査です。

(p47, 49)

生態系における高次消費者

(せいたいけいにおけるこうじしょうひしゃ)

強い生き物が弱い生き物を食べ、さらに強いものがそれを食べるという自然界の連続した関係を生態系ピラミッドといいます。その頂点に立つものを「高次消費者」と呼び、自然環境の良さや広さを表す指標となっています。(p13)

生物の多様性 (せいぶつのだようせい)

地球上に存在するすべての生物の間に違いがあることをいいます。種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含みます。

(p6, 14, 24, 45, 48, 84, 112, 113)

生物多様性とちぎ戦略

(せいぶつたようせいとちぎせんりやく)

生物多様性基本法第13条に基づき栃木県が策定したもので、豊かな生物多様性を守り育て、その恵みを次世代に引き継ぐ「人と自然が共生するとちぎ」を基本理念として展開しています。

(p46)

石綿セメント管 (せきめんせめんとかん)

石綿繊維とセメントを原料とした水道管のことです。石綿セメント管は耐震性が低いことなどから、他の材質の管への布設替えが進められてきています。(p61, 64)

節水こま（せっすいこま）

蛇口から出る水量を低減させる節水器具です。コマ内蔵タイプの蛇口に取り付けるだけで、節水ができます。

（p85, 90, 91, 97, 101）

ゼロエミッション

工場などにおいてあらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型のシステムをいいます。（p94）

剪定枝及び落葉回収事業

（せんでいえだおよびおちばかいしゅうじぎょう）

家庭の庭木の剪定した枝を粉砕しておが粉にして、落ち葉とともに堆肥センターで堆肥に混ぜて使用する事業です。（p57）

た 行

ダイオキシン類（だいおきしんるい）

ダイオキシン類は、主としてものを燃やすところから発生し、処理施設で除去しきれなかった部分が大気中に出ます。また、かつて使用されていたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積している可能性があるとの研究報告があります。（p15, 26, 51）

代替フロン（だいたいふろん）

「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」などのオゾン層を破壊するフロン類に替わり使用される物質をいいます。オゾン層は破壊しませんが、地球温暖化物質となります。

（p89）

堆肥センター（たいひせんたー）

未利用有機質資源である牛ふん尿及び生ごみを堆肥化する施設です。市内には塩原堆肥センターがあります。

（p49, 57, 112, 113, 114）

タコグラフ

自動車の運行状況を連続的に記録する装置でタクシーやトラック、バスなどの営業車に多く装備されています。（p93）

炭化水素（たんかすいそ）

塗料や金属洗浄などに使用される有機溶剤などの使用や自動車の排気ガスなどから排出される、炭素と水素からなる化合物をいいます。炭化水素は光化学オキシダント生成の原因物質となります。（p15, 52）

蓄熱式空調システム

（ちくねつしきくうちょうしすてむ）

夜間の割安な電気を利用して冷房時は氷、暖房時は温水を蓄熱槽に蓄え、この蓄えた熱エネルギーを昼間に使うシステムです。熱源機の定格運転のため、高効率のシステムといえます。（p96）

地産地消（ちさんちしょう）

「地元生産、地元消費」の略語で、「地元で生産されたものを地元で消費する」ということです。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待されます。

（p48, 85, 87）

窒素酸化物（ちっそさんかぶつ）

窒素の酸化物の総称で、物質の燃焼により排出されます。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素で、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化されます。そのため、健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められています。

（p15, 25, 52）

動植物調査研究会

(どうしょくぶつちょうさけんきゅうかい)

那須塩原市における動植物の実態を調査研究し、自然保護活動の推進を図ることを目的として設置された研究会です。那須塩原市における動植物の実態の調査研究や自然保護の啓発を行なっています。

(p46, 73, 74, 75)

特定フロン(とくていふろん)

オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。日本では、メタンやエタンなどの低級炭化水素の水素原子を、フッ素を主体としたハロゲン原子で置換した化合物を「フロン」という名称で呼んでいます。(p91, 96)

ドライレコーダー

カメラを自動車のフロントガラスに取り付け、衝撃・急ブレーキ・急ハンドルなどを自動的に検知し、危険な場面として、その際の映像・各種データを車載機本体に記録する装置です。データを基に運転者教育を行うことができます。(p93)

な行

内分泌攪乱化学物質

(ないぶんぴつかくらんかがくぶっしつ)

人や野生動物種の内分泌作用を攪乱し、生殖機能阻害、悪性腫瘍等を引き起こす可能性のある物質を内分泌攪乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)とといいます。(p19)

生ごみ処理機(なまごみしよりき)

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と、微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

(p57)

二次林(にじりん)

原生林(一次林)が災害や人の手による伐採などで壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などによって成立した森林をいいます。(p13, 27)

熱帯性伝染病

(ねったいせいでんせんびょう)

熱帯性の伝染病をいいます。地球温暖化により、マラリアやデング熱の分布域が広がる可能性が挙げられています。(p25)

農業集落排水

(のうぎょうしゅうらくはいすい)

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設をいいます。公共用水域の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善等を目的としています。

(p15, 19)

は行

ばい煙(ばいえん)

大気汚染防止法では、ばい煙を、「硫黄酸化物」「ばいじん」「有害物質」と定義しています。ばい煙は、大気汚染防止法による規制対象物質で、それらを排出する施設が指定され、規制されています。(p51)

バイオディーゼル

菜種油、トウモロコシ油や油廃食用油から作られる軽油代替燃料をいいます。

(p58, 67)

バイオマス、バイオマスエネルギー

エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性の資源のことです。バイオマスとは、生物資源を表します。石油や石炭などの化石資源と対比されます。

(p20, 25, 27, 57, 67, 95, 101, 112, 113, 114)

廃棄物監視員（はいきぶつかんしん）

市長からの委嘱により廃棄物の不法投棄防止などの職務に当たっている監視員をいいます。(p51, 58, 73, 77, 113, 116)

排出者責任（はいしゅつしゃせきにん）

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方です。具体的には、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行うこと等が挙げられます。(p18)

廃食用油回収事業

（はいしよくようゆかいしゅうじぎょう）

家庭において廃棄していた廃食用油を回収して、バイオディーゼル燃料製造工場にて燃料化する事業です。(p57)

バリアフリー

高齢者や障害者などの人々にとっての障壁や不便さを無くした使いやすい生活空間の在り方をいいます。(p23, 60, 61, 89)

BOD（びーおーでいー）

水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表すものです。川の汚れの指標の一つです。(p16, 55)

ヒートポンプ

温度の異なる二つの熱源を利用し、冷暖房などを行う装置のことをいいます。通常、二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させ、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させる、温度差エネルギーの活用方法の一つです。

(p67)

物質循環（ぶっしつじゅんかん）

環境の中では、様々な物質が大気や水、土などの間を循環し、全体としてバランスを保っています。この環境中の循環の仕組みを物質循環といいます。(p18, 27)

浮遊性粒子状物質（SPM）

（ふゆうせいりゅうじじょうぶっしつ）

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1000 分の 1m ）以下のものをいいます。大気中での滞留時間が長く、気道や肺胞に沈着して健康上有害な影響を与えます。(p55)

平地林（へいちりん）

平地部の林をいいます。那須野が原の自然を特徴付ける林です。

(p1, 13, 24, 47, 61, 74, 110, 112, 113, 114)

保安林（ほあんりん）

森林法に基づき、水源かん養、土砂崩壊などの災害の防備、生活環境の保全などの特定の公共目的のために農林水産大臣または都道府県知事が指定した森林をいいます。

(p12, 26, 49, 116)

ま 行

水流し音発生器

（みずながしおんはっせいき）

トイレ用の擬音装置で、トイレの「音消し」のためにムダに水を流す必要がなくなり、節水の効果があります。(p96)

猛禽類（もうきんるい）

鋭い爪と嘴を持ち、肉食で獲物を捕らえるタカやフクロウなどの鳥類の総称をいいます。多くの種は食物連鎖の頂点に位置しています。（p13）

や 行

ユニバーサルデザイン

できる限りすべての人に利用可能であるように製品、建築、空間をデザインすることをいいます。（p100）

ら 行

ライフサイクルアセスメント（LCA）

その製品に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などすべての段階を通して環境影響を定量的、客観的に評価する手法をいいます。（p91, 96）

ライフライン

電気、水道、ガス、電話などの設備や鉄道などの物流機関など日常生活に不可欠なものをいいます。（p23, 61）

レッドデータブックとちぎ

絶滅のおそれのある種の現状を明らかにした資料をレッドデータブックといいます。栃木県は自然環境保全施策の基礎資料として「レッドデータブックとちぎ～栃木県の保護上注目すべき地形・地質・野生動植物～」を発行しています。（p115）

那須塩原市環境基本計画

平成20年（2008年）3月策定

平成24年（2012年）3月改訂

発 行	那須塩原市
ホームページ	http://www.city.nasushiobara.lg.jp/
企画・編集	生活環境部環境管理課
連絡先	生活環境部環境管理課 325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2 電 話 0287-62-7193 FAX 0287-62-7202

市民生活
や事業活動
による環境
への負荷を